

國際平和協力等に関する特別委員会議録 第三号

平成三年九月二十五日(水曜日)
午前九時一分開議

出席委員

委員長 林 義郎君

理事 柿澤 弘治君
理事 谷垣 禎一君
理事 船田 元君
理事 上原 康助君
理事 山田 英介君
理事 逢沢 一郎君
理事 今津 寛君
理事 小澤 潔君
理事 岡田 克也君
理事 木村 義雄君
理事 鴻池 祥肇君
理事 園田 博之君
理事 中谷 元君
理事 増子 輝彦君
理事 松浦 昭君
理事 光武 顯君
理事 上田 卓三君
理事 緒方 克陽君
理事 川崎 寛治君
理事 山口 健二君
理事 吉田 正雄君
理事 遠藤 乙彦君
理事 渡部 一郎君
理事 古堅 実吉君
理事 榑崎弥之助君

出席政府委員

自治大臣 吹田 侃君
国務大臣 (内閣官房長官) 坂本三十次君
国務大臣 (防衛庁長官) 池田 行彦君

内閣審議官

兼内閣総理大臣 官房参事官 野村 一成君

内閣法制局長官 工藤 敦夫君

内閣法制局第一部長 大森 政輔君

内閣法制局第二部長 秋山 收君

防衛庁参事官 内田 勝久君

防衛庁参事官 金森 仁作君

防衛庁参事官 日吉 章君

防衛庁長官官房 長官 島山 善君

防衛庁防衛局長 小池 清彦君

防衛庁教育訓練局長 坪井 龍文君

防衛庁人事局長 村田 直昭君

防衛庁経理局長 佐藤 嘉恭君

外務大臣官房長 谷野作太郎君

外務省アジア局長 兵藤 長雄君

外務省欧亜局長 川上 隆朗君

外務省経済協力局長 柳井 俊二君

外務省条約局長 丹波 實君

外務省国際連合局長 小村 武君

大蔵省主計局長 江沢 雄一君

大蔵省国際金融局長 文部省高等教育局長 前畑 安宏君

委員外の出席者

厚生大臣官房総務審議官 大西 孝夫君
厚生省健康政策局長 古市 圭治君
厚生省保健医療局長 寺松 尚君
運輸大臣官房総務審議官 土坂 泰敏君
海上保安庁次長 小和田 統君
自治大臣官房総務審議官 紀内 隆宏君
自治省行政局公務員部長 滝 実君
消防庁次長 渡辺 明君

委員の異動

九月二十五日

辞任

三原 朝彦君

同日

辞任

木村 義雄君

補欠選任

木村 義雄君

補欠選任

三原 朝彦君

本日の会議に付した案件

国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案(内閣提出第五号)

国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六号)

○林委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案及び国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

このより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。柿澤弘治君。

○柿澤委員 本日は議題になりました国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案、国際緊急援助隊の派遣に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、自由民主党を代表して質疑を行います。

海部総理大臣、冷戦終結後の新しい国際秩序を模索する動きが強まっておりますが、そうした中で我が国がこれまで以上の国際貢献を果たすためにこの両法案が提案されましたことは、大変画期的なことだと私も高く評価をいたしております。そうした観点に立つて幾つか問題点を質問を申し上げたいと思っておりますので、ぜひ国民の皆様方に理解できるように明快に御答弁をお願いを申し上げます。

冷戦終結後の我が国の役割を考えますときには、経済の面での国際的な支援、地球環境問題に対する支援、さらには外交問題等でのイニシアチブ、いろいろな観点があるかと思っております。しかし、そうしたものの、どの一つをとってみても、従来のようにお金を出す、資金を出すということだけで足りる時代から、人を出し、知恵を出し、汗を流して協力をしていくということが必要な時代になりつつあるのではないかと私は考えておりますが、そうした基本的な問題について、総理の御判断をお聞きたいと思っております。

○海部内閣総理大臣 柿澤議員の言われること、私がこれからお答えしようと思っております。全く同じ方向を向いておると思っております。

具体的に申し上げますと、私は戦後のきょうまでの歴史をずっと眺めておりまして、日本は、今

までは世界の片隅において小ぢんまりとつじつまを合わせながら、過去の歴史を反省をして、人に迷惑をかけないようにしなきゃならない、同時に、自分は額に汗をして働かなきゃならない、そして豊かになり、幸せになり、政治の大きな目標である国家の安全と国民生活の安定、向上という目標をひたすらに追い求めていかなければならないというこを国民の合意として頑張ってきたと思うんです。

けれども、そういう戦後の一時期のような、片隅における幸福を追求するということでは、もうこれからの国際化時代には通用しないことになってきたし、また、国際社会の意向も日本に対してそれなりの貢献とそれなりの役割の分担を強く期待をしておるようには私は思えます。それにはこたえていかなきゃならぬ。日本は国際社会に対する協力という面でできることとできないことはありますけれども、できる限り新しい世界秩序の構築に当たって日本も積極的に協力をしているかなければならない、こういう考え方に立っておるわけでありまして。

資金面の協力や、物の面での協力や、あるいは人の面での協力も、きょうまで、いたすことはしてまいりましたけれども、さらに、御指摘のように、より一層人の面での協力も、国際国家のともに生きる一員としてなすべきことをしていきたいという準備のためのこの二つの法案でございまして。御理解と御協力をお願いいたします。

○柿澤委員 今総理が述べられましたように、これから我が国はさまざまな分野で人を出し、そして汗を流して貢献をしていくことが必要だと思ひます。

湾岸戦争の過程でも、戦争の終末期に油田が破壊をされ、ペルシャ湾が汚染されたときに、日本の環境関係の技術者が行き、ボランティアが行き、そして一つ一つの水鳥を大事にして彼らの生存のために手をかしてきた、そうしたイメージが大変大事だと思うのです。また、経済援助の面でも、先般ペルーで日本のJICAの職員が二人テロに襲

われて亡くなりましたけれども、だからといって人を出さないわけにはいかない。やはり人を出し、現地において現地の人々と手を携えて経済の発展や技術の移転や農業の振興に進んで行く、その姿勢が大事なのだらうと思ひます。

その意味で、世界の平和に貢献をする、安全保障に貢献をするという我が国の姿勢、そうした中でも、今の経済や環境の分野と同じように人を出し、汗を流し、各国の人たちと手を携えて平和のために努力をするということが必要だと思ひます。し、今回の国連平和維持活動に対する協力の法案も、また国際緊急援助隊への自衛隊の参加を求める法案もそうした趣旨に基づいたものであって、一部の人が言うように、これが軍国主義の道へつながるとか、もしくは海外に自衛隊を出したために与党や自民党がしやにむにやっていると、いうことではないのだということは、ぜひ国民の皆様にもわかっていただきたいし、その意味で政府の真意を今後とも十全に御説明をいただきたい、こう思っております。

特に海部総理、ロンドン・サミットでは国連の機能の強化が大きなテーマとして取り上げられたと聞いており、承知しております。国連の機能を強化して世界の平和を守るための基軸の機関にしていく、これは私たちが長年持ってきた国連中心主義というものにも合致するわけで、これから我が国として大いに努力をしていかなければならないところだと思ひますが、そういう意味でも国連の平和維持活動に日本が積極的に参加できるようなことになる、これは世界の大国としての責任ではないかと私は感じます。

さらにPKO、平和維持活動への参加だけでなく、国連では大量破壊兵器の削減の問題や、また武器輸出に対する規制や届け出やさまざまな問題も議論をされております。その意味ではPKOへの参加と軍縮への努力、積極的な貢献、この二つが車の両輪になって動いていて我が国の国連外交が本当の意味のバランスのとれたものになると思っておりますが、その点についての総理の御見

解を伺いたいと思ひます。

○海部内閣総理大臣 昨年来の世界の変化の中で一番劇的であった激しかったものは、東西の力による対決という様相が影を潜めて、冷戦時代の発想を乗り越えた秩序づくりが始まった、私はこう理解をしております。

したがいまして、御指摘になりましたロンドン・サミットの会議でも、東西対立のころには西側のG7としての、東側を正面に据えてのいろいろな秩序づくりや安全保障の発想の枠組みが、それも巻き込んで世界を一つにして、そしてお互いに共存しながら、できればソ連も世界の秩序づくりに同じ普遍的な価値のもとで話し合える国として仲間、円卓に入れよう、そのためにはどうしたらいいかという角度からの話がありました。

当然、帰結は、サミットよりも、東西の対立よりも、国連というものを今こそ中心的な役割を果たすものとしてその機能を強化して、国連がスタートしたときの大きな願いである平和の維持というものについてさらに皆が力を合わせていくようにしようということが話し合われて、そのように宣言に出たことも御指摘のとおりであります。

私は、そういう意味から、今年の五月には京都で国連軍縮会議を日本が提唱して開催をいたしました。それは、平和というものは力の面のみでなく、今具体的に示されたような軍備管理・軍縮の面で実効を上げていくことも非常に大切である、日本が世界の中で国連を中心に機能を果たして主張をしていく平和のための枠組みの中には、通常兵器の無秩序な移転というものをここできちんと透明にすることも大切ではないか。これは、湾岸戦争の経験に照らして、あのような地域に突出した武器保有国を持ち、その国の指導者がそういう近隣を力で支配しようとする意思を持ったときには非常に危険な状況になることが立証されたわけでありまして、それらのことを、もっと機能を強化した国連の場で武器の移転まで明らかにしておこうという制度が必要だと考えて、会議で訴えたのですが、幸いにも参加者の賛同を得たので、

G7でもこのことを私は主張をいたしました。

議長国であるイギリスを初め、これには同意する人がたくさんあったので、今度国連その場においてこの問題は日本が提案をし、イギリス等も共同提案国になることを約束しておつてくれますから、多くの国が力を合わせて通常兵器の移転についてのまず国連に対する報告制度から透明性、公開性を高めていこう、必要にして十分な、節度ある限度以上のものが特定地域に集積されていないんだということもその周辺諸国と世界に対する大きな安心感になるのではないのでしょうか。

ちょうどきょうになると思ひますが、中山外務大臣をニューヨークに派遣しております。国連総会での考え方は述べてまいりますが、今国連総会中にそういった決議案等が提出できるように鋭意努力をしていきたいと思ひます。

そういった面を実践的にあらわすためにも、日本は許される限りの協力を、お金と物だけではなくて人の面でもできる限りやっていきたい、これが世界とともに生きる日本の一つの役割分担であり、それが日本の果たすべき務めである、私はそう理解をいたしております。

○柿澤委員 今総理からもお話がありましたように、現在ニューヨークでは国連の総会が開かれております。中山外務大臣も我が国の方針を演説をしたというふうに承っておりますが、まだまだ国際連合の中で日本の発言権が低いというのが私たちの率直な印象でございまして。アメリカに次いで財政的には第二位の貢献をしていながら、安全保障理事会の常任理事国にも選ばれていない。また敵国条項というものが存在する。そうしたものを一つ一つ克服をして、これから世界の中で、国際社会の中で正メンバーとして活動していくためには、やはり国際社会の求めに応じ、国連の求めに応じて、日本もPKOに参加する道を開くということとは不可欠の要素ではないかと思ひます。その意味で、今回の法案を私どもはぜひとも成立をさせて、そして国際社会の一員として堂々と発言ができる日本をつくっていききたい、こ

う考えております。
ただ、このPKO法案の検討の過程においていろいろな問題が指摘をされました。一つは現行憲法との関係でございます。

PKOへの参加はしたい、しかし、現在の憲法九条の制約の中で、果たして国連の平和維持隊、停戦監視団だけでなく一歩踏み込んで平和維持隊に参加ができるだろうか、この点も私も自由民主党の国防部会、外交部会、十数回にわたって勉強会、検討会等開いて勉強してまいりました。今回の提案では、その点、憲法との抵触をしないのでPKFにも参加できるという解釈のもとに法案が提出をされておりますが、一部の方々の中にはその点についてなお懸念を持つ方もいらっしゃると思います。

この憲法九条とそしてPKO新法案とのかかわり合いについて、内閣法制局長官の御答弁を求めたいと思います。従来の憲法解釈を変更してないのか、また、PKFには武力の行使を伴うものは参加できないという政府見解について修正をしたのかどうか、この点について御見解を承りたいと思います。

○工藤(政)政府委員 お答えいたします。
現行の我が国憲法におきまして、憲法の前文あるいは憲法の九条におきましていわゆる平和主義をうたっているところでございます。

それで、この憲法の基本理念の一つでございます平和主義、こういうものと今回の御質問ございました法案との関係という点につきましては、次のように考えております。

それは、我が国の自衛隊が今回の法案に基づきまして国連がその平和維持活動として編成した平和維持隊などの組織に参加する場合に、まず第一に武器の使用、これは我が国要員等の生命、身体、防衛のために必要な最小限のものに限られる、これが第一でございます。

それから第二に、紛争当事者間の停戦合意、これが国際平和維持活動の前提でございますが、そういう紛争当事者間の停戦合意が破れるというこ

となどで我が国が平和維持隊などの組織に参加して活動する、こういう前提が崩れました場合、短期間にこのような前提が回復しない、このような場合には我が国から参加した部隊の派遣を終了させる、こういった前提を設けて参加することといたしております。

したがって、仮に全体としての平和維持隊などの組織が武力行使に当たるようなことがあるといたしましても、我が国としては必ずしも武力の行使はしない、それから、当該平和維持隊などの組織といわゆるそこが行います武力行使と一体化するようなことはしない、こういうことでございまして、その点が確保されておりますので、我が国が武力行使をするというような評価を受けることはしない。したがって、憲法に申します平和主義、憲法前文で書かれ、あるいは憲法九条で武力の行使を禁止している、そういう点につきましては憲法に反するようなことはしない、かように考えております。

また、先ほどのお尋ねの中で、過去の政府見解に反するのではないか、あるいはそういう懸念が聞こえてくる、こういう御質問でございましたけれども、それにつきましては、その目的、任務に武力行使を伴うような平和維持隊、当時は平和維持軍と呼んでおりましたが、そういうものにつきましても、先ほどの参加の問題、これにつきましても、従来は、今申し上げましたような二つの前提、こういうものを設けることなく一般論として申し上げてまいりましたけれども、今のよう前提を設けてこれに参加する場合には憲法に違反するようなものではない、したがって当然従来の見解をその意味でも変更するものではない、整合性はどれか、かように考えております。

○柿澤委員 法制局長官から政府の考え方が述べられました。私は、その見解を自信を持って国民に説明をしていただきたい、こう考えております。国際平和のために国連が安全保障理事会の決議に基づいて行い、いわば警察活動としての平和維持活動、これに対して日本が参加することが憲法九

条の制約の中で参加できないということであって、我が国が国際社会の中で一人前の国家として認知されることはないと思います。そういう意味でも、ぜひともその見解を貫いてほしいと思います。私もその点を自信を持って国民に説得をしていきたい、こう考えております。

今の問題で、二、細部にわたるかも知れませんが、武器の使用は隊員の生命の防護に限られるという点に留意をして、我が国の平和維持協力隊員だけに限るのかという問題がきのうの本会議でも議論されました。正当防衛ということから友軍の生命の保護にも我が国の自衛隊の武器の使用が認められるという見解が総理からありましたけれども、この点についても、例えば一体になって活動している平和維持隊の中で我が国の隊員だけの生命の危険があったときのみ武器の使用が認められるということであつては、これは国際的な協力に欠けるところが出てくるかと思ひます。

そういう意味で、もう一度その点を確認をいたしたいと思ひますが、国連の平和維持隊の活動の中で武器の使用については生命の防護のために友軍のために武器を使用することができるといふ点を明確にしたいと思ひます。

○海部内閣総理大臣 自己の生命を防護するため武器は使用することを限定する、このことは法文に明記をいたしております。逆に言うと、それ以外のことは武器は使用しないということでありますが、具体的御説明のそのときに、それはそこに他の人の、という御質問がありました。私は、法文上は明記してありませんけれども緊急避難、正当防衛という人間の原則に立つて、人間の尊厳という原則に立つて、日本の刑法で許されておる正当防衛、緊急避難のような状況まで排除するものではないと、きのうの本会議で御答えをいたしました。それはあくまでそういうような人間の基本的な人権を尊重するというぎりぎりの立場に立つての人的な措置であります。

○柿澤委員 国際的な共同活動の中でPKO、PKFの活動が行われるわけでございますので、その点私は、国際的常識に基づいて行動できる、そして国際的に評価を受けるものになるということが大事だと考えておりますので、その点ぜひ御答の面でもきちっとお答えをいただきたいと思ひます。

また、撤退、撤収の問題についてもいろいろ議論がございまして、これは停戦の合意が行われた中で参加をするのだから、その合意が崩れた、または崩れたとみなされるような状況では参加を取りやめる、これも理の当然であらうかと思ひます。しかし同時に、これも国際的な共同行動でございますので、そうした意味でぜひとも国連の平和維持活動全体の効果を抑止することにならないように行動することが大事だと思ひます。

その点、この業務の中断もしくは終了という表現で法案に盛り込まれておりますけれども、停戦の合意その他前提条件が崩れた場合、この場合崩れたと判断するのはだれが判断するのか、そしてその判断に基づいてどのような行動をとるのか、その点について御答弁をいただきたいと思ひます。

○海部内閣総理大臣 いずれもこれは具体的な状況を想定しながらお答えをしなければならぬ問題と思ひますけれども、平和維持活動というのは、柿澤委員よく御承知のように停戦の合意が成立をしてその紛争当事者からPKFの活動、PKOの活動に対して同意があつて、そこで国連の要請を受けて派遣をされておるわけでありますから、その前提が崩れたときには、これはPKOもPKFも活動自体が中断することは当然のことであり、その中断をだれが判断するかということになりますと、それは一人一人の現地にいる隊員、同時にまたそこに国連から指揮権を持って派遣されておる人々、そういったところで行ういろいろな協議が行われると思ひます。

少なくともそのような中において、停戦の合意が崩れたというような具体的な事実行為というものは、やはりだれの目にも明らかかなうな状

況が出てくるものと思ひます。そういったときには直ちにこれは終了、撤退ではなくて、中断をしてそしてそれが短期間でおさまればそれでまた任務を遂行しますし、任務の遂行ができないうちに停戦合意が崩れたと判断したときは、これは内閣が実施計画を変更して終了をいたします。そのような手続になつております。

○柿澤委員 その場合には、本部長である総理大臣また自衛隊を指揮する防衛庁長官また現地の隊長また国連の事務総長、こうした指揮監督の任に当たる方々の関係はどうなるのでしょうか。

○海部内閣総理大臣 これは、国連から具体的な要請がもし参りますと、それに応じて内閣が、総理大臣を本部長とする本部がこの実施計画をつくり、実施要領をつくり、そして実施要領に従つて派遣をするわけです。それから派遣した先においては、国連事務総長の権限を代行すると申しますが、指図をするためにその平和維持活動全体を連絡調整機能を果たすための人もおります。そこに司令官ができる。それから各国から行つておる者は、それぞれの各国を統括する部隊長という責任者もあるわけでありまして。それらが絶えず、しよつちう連絡をしておりますけれども、国の主権を離れるわけではありせんから、合意そのものが崩れたと判断したときには、それを最終的に業務終了をし引き揚げることを決断し指示するのは実施要領を要するということで、これは本部長の決断でいたしますし、同時に撤収という具体行為になるときは、事前に国連の事務総長に内閣の方から通知をいたします。そういうことになつております。

○柿澤委員 そういう意味では、我が国の判断を国連の全体の活動の中で調整しながら判断をしていくということにならうかと思ひますので、その意味では、この仕組みが順調に動くということを私は私どもは期待をいたしますし、国連の考え方と我が国の今度の法案の間にはそこはないと考えてよろしいわけでございますね。

○海部内閣総理大臣 この国連の平和維持活動と

いうのは、あくまで中立・非強制という立場で国連の権威と説得によつて停戦確保等の任務を遂行するものでありますから、強制的手段によつて平和を回復しようという従来の軍隊の概念とは全く違つたもので、書物等を読んでもみましても、敵のない部隊とか敵をつくらぬ部隊とかいうようなことがきつちと書いてあるわけでありまして。

また、国連の長い間PKOの担当をしてきた事務次長ブライアン・アークハート氏の九月十日、朝日新聞のいろいろな対談記事を読んでもみましても、そういった問題については、これは前提条件が崩れた場合にそこにとどまって武器使用なんかをするものではないんだということもきつちと書いておられるわけでありまして、国連の平和維持活動そのものが武力行使を目的とするものでもないわけでありまして、その前提が崩れた場合には、日本の場合は五つの今回中心の要素、条件をつくつて、その厳しい枠組みの中で平和維持活動に参加するというのを国会の御審議を願つておるわけでありまして、その枠組み、その大枠の中で任務を遂行するということでありますから、そここのところは明確に法案に記してござい

ます。

○柿澤委員 このところは大事なところでございまして、従来の例等もわかつたら教えていただきたいと思います。実際に国連の平和維持活動、平和維持隊の活動の中で業務を中断した、もしくは撤退をした、撤収をしたというような例があつたら教えていただきたいと思います。

○海部内閣総理大臣 きようまでの具体的な例では時々ございまして。それは、武力によつて応戦しないで、武力を使うことをやめて一時業務の中断をしたという例もございまして、また撤退した例の中では、これも国連の担当次長の話でございまして、これも、新たな事態にコミットしたくないという理由や、維持軍がもはや問題の解決に貢献できないという場合もあれば、本国の財政的な事情等によつて撤退した場合もある。それは、それぞれの国々が意思によつて参加をし協力をするもの

でありまして、こういうその目的が変わつたと、前提の合意が崩れて任務の遂行を終了するということも、きようまでもあつたと私は承知をいたしております。

○柿澤委員 我が国の憲法の範囲の中でつくられた法案が、その法案に基づいて国連の平和維持活動に我が国の隊員が参加する場合に国際的な評価を得るものでなければならぬ、これが私たちの考えでございまして。その意味で、武器の使用に対する制約、また撤退、撤収に関するさまざまな条件というものが国連の平和維持活動全体の中で支障にならないように、足かせにならないようにしていくということも国際的な責務として大事な課題であらうかと思ひますので、憲法との関係とあわせて国際的に評価をされるPKO活動が行えるよう、これからのいろいろな工夫をしていただ

きたい、こう考えております。

また、もう一つの問題に移りますが、シベリアンコントロールというものがこの問題でも大変大事だと思ひます。軍事大国にならない、また海外への軍事力の派遣は我が国の一方的な意思で行わない、これは我が国の外交の基本的な姿勢であらうかと思ひます。その意味では、シベリアンコントロールを確立して、そうした点について歯どめをかける、暴走を防ぐということも大事な工夫でございまして。

その意味では、今回の自衛隊の派遣につきましても、国会との関係をどうするか、これも大きな議論の焦点でございまして。一方では国会の承認が必要だという考え方も述べられました。しかし、私たちは五原則、ただいまお話のありました、停戦の合意が成立していること、関係当事国の我が国の参加に対する了解があること、また武器の使用に制約を設けること、また中立であること、そして条件が変更した場合に我が国の参加の対応を見直すということ、さまざまな条件が法案の中に盛り込まれたので国会への報告で足りる、そして国会で報告をいただいた後、その是非については十分議論の機会があるわけですから、それ

で結構だと思つておりますが、この承認を求める、承認が必要だという考え方をとらなかつた政府の見解をお聞かせいただきたいと思います。

○海部内閣総理大臣 今ここで国会に法案をお願いして、そしていろいろな厳しい枠組みや、あるいは私たちの考えておる平和維持活動に対する協力はこういった制約のもとでこの枠組みでいたしますという厳しい大枠を国会の御議論をお願いをしておるわけでありまして。

○柿澤委員　過去の例と言ったのは我が国の例ではありません。従来のPKOへの参加の対象の中でどの程度敏速性というものが要請されるのかという点について、私たちのおおよその判断の基準になるようなものがあればという意味でございます。

まず基本的な整理でございますけれども、PKOの設立は総会または安保理が行いまして、それを受けまして事務総長がどういう仕組みにするか、という報告を例えば安保理に提出する、それを安保理が認めて安保理決議を再び行う、それによりましてPKOが設立される、それを受けて事務総長が各国に派遣を要請し、それを受けて各国が派遣する、そういう考え方でございます。

また 今回の法案の中では平和維持協力隊への参加の上限、定員を設けているようでございます。二千人という数字が出ておりますけれども、この定員を設けるということの趣旨、それから二千人に決めた理由、この辺を御説明をいただきたいと思います。

したのは、今回のこの平和維持活動というものが、きょうまで国連で行われました今までの例を全部ずっと見てみますと、これは国際的な組織、国際的な参加があることが望ましいというので、一國でやっておる例は今までございません。多くの國がそれぞれ参加をいたしますし、同時に、参加するときにこの程度の規模のものが必要だということを国連事務総長の方から出しますときの数が、それぞれきょうまで二十三回まちまちでありまし

現在活動中のPKOの規模でございますが、UNITIL、今のレバノン暫定軍につきましては五千八百四十八名でございます。これは九一年の七月現在です。それからサイプラスの平和維持隊につきましては、九一年五月三十一日現在でございますが二千百五十一名と、以下省略いたしますけれどもおおむねそういった数でございます。

○柿澤委員 大体今のお話で伺いますと、一國からの派遣隊員数は二百人から五百人ぐらいということだそうでございますので、その場合には二千人という上限の中で、何方所かに同時並行で要請された場合にもその要請に応ずることができるといふふうに考えられますが、防衛庁長官、その派遣をされる防衛庁の方としてそうした態勢につい

いま御審議願っております法案が成立いたしましたときには、適時適切に対応し得るように準備を整えてまいらなくちゃならない、このように考えているところでございます。

さて、それに対応できるのかという点でございしますが、これを二つに分けてお話ししたいと思えます。一つは、この法案ができた直後にこの参加そのものについて一般的な準備を進めるといふことになるわけでございます。それからいま一つは、ある程度定着いたしまして、そうして個別、具体的なケースについて対応するという、この二つがあると思うのでございます。

そして、最初の一般的な準備につきましては、やはり自衛隊といたしましては、今回法案に盛られております任務というものは未経験のものでございしますので、それなりの準備をしなくちゃならないと思います。例えば教育内容の確立とそれの実

施設であるとか、あるいは御指摘のございました研修だとか訓練であるとか、あるいは要員の選定等々ございますので、ある程度まとまった単位の規模の隊を派遣することになりますとこれはかなりの準備が必要か、こういうふうに考えるわけでございます。

しかしながら、そういった、今後いろいろ経験を積みまいました場合には、個別、具体的にケースについて、先ほど外務省の方からお話がございましたけれども、かなり短期間に対応しなくちゃならぬというときにそれに即応できるような態勢は整えなくちゃならぬし、整えていくことはできるんじゃないか、このように考えている次第でございます。

○柿澤委員 参加する隊員についてはさまざまな装備、武器等も携行しなければなりません。そういう点について、昨日の本会議でも総理から御答弁がありましたけれども、携行する武器の種類等についてはどう考えておられますか。

○海部内閣総理大臣 きょうまでの例をずっと調べてみました。同時に、日本が参加するときは武力の行使で行くわけではありませんから、みずからの生命、身体、安全を十二分に人権擁護の立場からもこれは考えてあげなければならぬ。この両面から勘案いたしまして、平和維持活動に参加するときには、これはやはり通常の小型武器と申しますかけん銃、小銃、それに加えて機関銃、また、その地域を移動するときとかそれから兵員輸送のためとか、いろいろな面において装甲車、それぐらいのものは想定されますけれども、その程度持つていけば従来の例から考えて平和維持活動の職務を果たすには十分であると私は判断をしてお答えをいたしました。

○柿澤委員 きのうの総理の御答弁について、きのうの新聞等で見ますと、装甲車までか、こういう書き方をしておりますが、雲仙岳の災害の救助にも装甲車は出ています。そういう意味で、装甲車というもので、ある意味でおどろおどろしいイメージをつくり上げるというのは、私はこれは

正しい議論の仕方ではない、そう考えておりますので、必要な装備、武器については、これはきちっと携行をさせて、そして先ほど話を申し上げましたように、國際的な評価にたえ得るもの、そして参加する各國の平和維持隊と共同できるようなものにしてもらいたいと思っておりますが、この点について防衛庁長官の御意見があれば承りたいと思います。

○池田田務大臣 総理から御答弁あったとおりでございますけれども、法案におきまして、この携行いたします装備というものは隊員の活動の趣旨に沿ったものであるし、また國連の事務総長の方からのいろいろなお話、それに従って考えていくわけでございます。そして具体的には、武器も含めて携行いたします装備は、閣議決定いたしました実施計画あるいはそれに基づく実施要領等において個別、具体的にそのケースに応じて決めていくわけでございまして、それぞれの事態に対応できるようにするのは携行しなくちゃいかぬと思っております。

ただ、これまでの例から見ましても、大體総理の御答弁がございましたけれども、けん銃、小銃、機関銃あるいは装甲車といったものが通例用いられているところでございまして、そういったもので対応できるというふうなことが通例である、このように考えておる次第でございます。

○柿澤委員 國連の平和維持活動に参加する我が國の隊員が國際的な仕組みの中で十分に評価にたえ得る、そして有効な活動のできるものであつてほしいと私も考えますので、余り手足を縛るといいますか、そういう形であつてはならない、こう考えております。その意味では憲法の制約、そしてこの法案の中に盛り込まれましたさまざまな参加の条件を守っていくということで國民の不安もしくは懸念を解消しつつ有効な活動をしていただきたいというのが、私どもの願いでございます。また、参加をする隊員の方々にとつて、やはり安心して参加ができる、そしてやりがいのある仕事としてこの平和維持活動に従事するというこ

とも、これは大事なことであらうかと思ひます。その意味で、今度の法案の中に平和協力手当を設けるということ、その処遇についても記入をされましたことは大変結構なことだと思いますが、この手当についてはできるだけ早急に決定をしていただいて方針を決めていただいて、そして明示をしていただきたいと考えておりますが、その辺についてはいかがでしょうか。

○海部内閣総理大臣 不幸な結果が出ました場合にも、それは手厚く対処しなければならぬということとはかねがね私も考え続けてきたことでございまして、それから手当てにつきましては、自衛隊から参加していただく方のみならず一般から応募して参加していただく隊員の皆さんにもすべていたさなければならぬと準備をいたしますし、さらに、参加していただいた隊員の皆さんに對する名譽、そういったものに對してはできるだけ厚くこれは尊重するようにしていくために諸準備をいたしたいと考えてます。

○柿澤委員 まず手当てですが、これは自衛隊からの参加者の方と、それからその他の機關もしくは一般からの参加者の方と同一になるわけでございますか。

○野村政府委員 お答え申し上げます。手当てにつきましては、今回の法案の仕組みでは、それぞれ個別に國際平和協力業務のための協力隊が構成される、その都度決めていくことになっております。したがって、現実に國連等から要請がございまして、その要請の具体的な業務の内容、例えば平和維持隊への参加の場合、それからそれ以外の選挙監視の場合等ございまして、それぞれの業務の実態に着目いたしまして所要の手当てを決めていく、そういうことになるわけでございます。

○柿澤委員 今の御答弁ですと、具体的な要請があつて隊を編成し実施計画をつくるときに決めていく。そうすると、この法案が通つて、成立をして、政令を施行して、その中で手当ての基準は幾らというふうなことは決められないのでしょうか。

私は、その都度決めていく、その都度最終的に決めるにしても、手当ての水準はどの程度というふうなことを事前に明確にしておくことが必要ではないかと思ひますが、その点いかがでしょうか。

○野村政府委員 先生御指摘のとおりでございます。もう既にそれぞれの、例えば平和維持隊の業務の参加の場合にはどういふ状況になり得るか、また選挙監視の場合にはどうかということ、具体的に關係省庁、政府部内で検討を進めているところでございます。

○柿澤委員 その辺、今までも、ともすれば他の方々と自衛隊の方々との間で手当てまた処遇等に若干のギャップがあるということが言われておりますので、そういうことのないようにぜひひとつ御配慮をいただきたいと思いますし、先ほど総理がお話になられました、不幸にしていろいろな事故に遭われた場合、こうした場合の賞金やつ金その他、國家としてのいろいろな評価のあり方、名譽の問題、そういう点についても十分に御検討いただきたいと思つておりますが、その点について防衛庁長官、何か要望があれば……

○池田田務大臣 ただいま柿澤委員御指摘のとおり、今回のような大切な任務に従事いたします場合、これは自衛官ばかりではございませぬが、やはりその任務の重要性を自覚し、また誇りを持つて参加することが肝要かと存じます。

それと同時に、今お話がございました手当てその他の処遇面あるいは万不幸な事態が起きた場合の対応につきましてはきちんとしたものをやるということが、その任務に本當に十全な能力を発揮できる、こういうことにつながると思ひますので、我々いたしまして、關係省庁とよく相談しながらやってまいりたいと思ひます。これについて、バランスの話がございました。これにつ

きましてこれまで言われておりましたのは、例えば国内におけるいろいろな災害等の出動の際等に不幸な事態が起きたときの賞じゅつ金について、地方公務員の方と国家公務員と差があるじやないか、これは自衛隊だけじやございませぬけれども、そういう話があらたなわけでございしますが、こういった問題についても、今回の法律によって派遣される場合にはバランスのとれたものにしていただきたい、このように考えておりますし、また、将来的な問題としては、国内におけるケースについても格差の是正を図ってまいりたい、鋭意努力しているところでございます。

○柿澤委員 総理からは先ほど十分に考えたいというお話がありましたので、ひとつよろしくお願いをいたします。

今回のPKO法案については、アジアの近隣諸国から懸念の声が出ているという話がありました。きのうの国連総会に出席した中国外相、韓国外相と中山外務大臣とのお話の中にもその話があったというのを新聞報道で読みました。この点について、会議の内容等もう少し詳しくわかれば教えていただきたいと思ひます。

また、アジア近隣諸国の懸念をできるだけ解消するために政府として努力をしなければならぬことは当然だと思ひますが、しかし、その努力をしないで、懸念があるから日本としては参加すべきでないというような議論は、これは本末転倒の議論であらうかと思ひます。そういう点についての総理のお考えを聞かせていただきたいと思ひます。

○海部内閣総理大臣 端的に申し上げますと、アジアの近隣諸国が過去の歴史を想起して、これに対して慎重な対応を求めると言われる、そういう心情そのものには我々も率直にこれはそのとおりですと相手の立場を尊重しなきゃならぬと思ひます。

しかし、昨日のいろいろなお話の中でも、構想は支持をするけれども憂慮するとか、私もまたアジアの首脳といつも首脳会談のときには国連の平

和協力の問題について日本もその対応のための準備をしておる、御理解を願ひたい、このことを説明しますと、国連中心でやりになることは理解を示す、またアジアの国々の中にもそのことは必要だ、問題ないが、しかし慎重に対応してください、過去の思い出もあるというように、必ずそういったことは出てくるということを十二分に踏まえながら、我々は行動するときにはしなきゃなりません。

したがって、今回の場合も、紛争当事国の同意というものを前提にしたり、国連決議があつて国連の要請を受けてその地域がこのことをせろという同意があつて初めて行うこと、それから中立であつて非強制であること、同時にこの法案にも書いてありますように強制力を持つたりあるいは武力行使をしようとして行くものでは決してないということは、法案自体にも明記してあるわけでございます。

こういったことに対する過去の反省に立つて、しかも平和を維持していこうとするこの行為に、日本は手をこまねいて見ておるだけじゃなくて、自分も役割を分担しながら責任を果たそうという考え方は、私は中国でも日中青年友好センターへ行つて演説の中で明確に申し上げましたし、首脳会談でも説明をしてきました。シンガポールで政策演説も行つてまいりました。そしてそれらの国々の指導者にもこういった気持ちでやるんだというのを率直に伝えてまいり、日本のそういった構想とか立場というものはそれなりに理解を願つておると思ひます。

したがって、これから行くべきときにはこれらのアジアの国々の懸念というものを対して、それを日本も謙虚に批判は批判として知りながら、なおかつそれを越えて余りある必要な大切な国際的な平和維持というものに日本も参加していく、決して相手の国の同意を無視してやるようなことはしないんだという大原則をきちっと説明をして、誠意を持って説明をして理解を得ていきたいと考えております。意に反するようなことを行動

でもって示すということには、この法案ではなっておりません。

○柿澤委員 アジアは、現在世界の中でも最も経済発展の目覚ましい、輝かしい地域になつております。それだけに、アジアの諸国がこれから地域の平和と安定のために安全保障のために手を携えて努力をするという姿勢が私は必要ではないかと思ひます。その意味で、我が国が国連の平和維持活動に参加をし、国連の枠内で国連の安保理事会の決定に基づいて行動することに付いて、アジアの国々がその本質的な部分について御批判があるとは思へません。懸念を払拭し、そして信頼感を高めていくことは大事なことでと思ひますが、その点についてはぜひとも政府として自信を持つて前向きに説明をしていただきたい。

つまだ解決していかなくやならない紛争やあるいは問題が残つておるのではないでしようか。それを早くお互いの努力によつて片づけなければならぬ。

お隣の朝鮮半島の南北の緊張緩和、平和統一のための動き、今度も国連に同時加盟という歓迎すべき方向は出てきておりますが、まだまだ越えていかななくやならない問題がたぐさある。カンボジアでは今ようやくあのような包括和平の動きが出始めてきておる、これも定着させなきゃならぬ。同時に日本とソ連の間には御承知のように領土問題を解決して平和条約を結ばなきゃならぬという問題もある。こういった問題をすべて解決した上で、アジア共通の平和と繁栄のためにアジア共通の構想、例えばCSCCEのようなものを考える土台ができるのかどうか。できたときに初めて一歩前進して次のステージとして、じゃアジアの平和そして世界の平和のためにアジアが力を合わせてPKOやPKFには共同して何が出来るか、お互いに役割分担ができるかという話し合いのステージが生まれてくるかと思ひます。

この点はお願いをいたすと同時に、まあ私見ですけれども、できることなら、このPKO等についても、北欧の四カ国がやっているように、アジアの近隣諸国で共同の訓練場を設けるとか情報の交換を密にするとか人的な交流をするというような形で、制服同士の、また防衛関係者同士の信頼感の醸成をしていくことが必要なのではないか、共同のPKO訓練活動等を考えてもいいのではないか、こう思つておりますが、この点について御意見、御見解があれば承りたいと思ひます。

○海部内閣総理大臣 今回法案としてお願いしておりますのは、日本が日本としての自覚と責任において、日本の立場で厳しい制約を置いてPKO、PKFに参加させようとするその準備態勢、また緊急援助隊にどのようなものを日本は要求されたときにこたえ得るかというようなこと等について日本独自の土俵の上で考えております。

そのことについては、委員のおっしゃること私わからぬわけじやありませんけれども、私はやはり、ヨーロッパにおいて行われておる冷戦時代の発想を乗り越えて共同の安全保障の枠組み、共同の訓練場をつくるという今の御構想、そういったものができる土壌がこのアジアの太平洋地域を眺めて率直にあるかどうかという、私は一つ一

○柿澤委員 時間が参りましたのでこれで終わりにいたしますが、最後に、総理がおっしゃったアジア近隣諸国と我が国が力を合わせてアジア地域の、また世界の平和に手を携えて努力をしていくということ、これはこれからの日本外交にとって大事なことでございまして、ひとつますますのそういう意味での御努力をお願いいたします、緊急援助隊法につきましては、この後同僚議員の質疑もありますので、譲りまして、私の質疑を終ります。

○林委員長 この際、武部勲君から関連質疑の申し出がありますので、これを許します。武部勲君。○武部(勲)委員 ただいまも総理のお考えをお聞きいたしましたので、我が国が国連主義及び憲法の平

和主義に照らして新しい国際秩序形成のために世界の中での日本の役割を果たしていくべきかということについては我々も全く同感でありまして、さような意味からも、PKOは我が国が積極的に参加して国際社会で貢献し得る非常に大事な課題だ、かように考えるわけであります。

しかし、新聞報道等を見ましても、また一般の世論もそうだと思いますけれども、実際のPKOとそれから我々が頭の中に今描いているPKOとの間には非常に大きなギャップがある。今まさに伝統的な軍隊を海外に派遣するんだ、そういう先入観がなかなか抜けない。私は六月に衆議院の調査団の一員に加えていただきましてドイツ、スウェーデン、ニュージーランドの国連本部あるいはカナダに参りまして、つぶさにPKOとは何ぞやという点について勉強してまいりました。行つてよくわかるわけでありますが、まさに敵のいない部隊である、戦争に行くのでは全くない。

スウェーデンに至りましては、五万人派遣しているけれども、スウェーデンは徴兵制をしいている国でありますけれども、徴兵制を終えた一般国民、文民というのでしょうか、この人たちが国連訓練センターでさらに訓練をして、そして出かけていく。今日まで五万人参加しているわけでありまして、今日まで五万人参加しているわけでありまして、応募者を募ると大体六百人募集すると六千人応募する、そういう姿であります。

カナダに至りましては、カナダはこれは志願兵でありまして、国防軍そのものがその任務の一つとして国連平和維持活動に参加する。その業務についての訓練もしている。そして志願兵の国防軍に志願する最も大きな理由が、PKOに参加して世界平和に貢献できるからだ、こういうことを言っているわけでありまして。カナダは今日まで八万人以上参加しておりますし、そしてカナダの場合には、御案内のようにピアソン元首相が外務大臣のときにスエズ危機のコントロールのためにこのPKOという概念をつくり出した。そのことによってノーベル平和賞を受賞した。このことも非常にカナダの国民は誇りに思っておりまして、ピ

アソン元首相を非常に尊敬しているわけでありまして。そしてさらに、一九八八年にPKOがノーベル平和賞を受賞いたしました。それは我々カナダ人の名譽なんだ、そういうことを誇らしく述べているわけでありまして。

しかも、国連本部におきます明石次長とかアーメド次長とかグルディング次長とか、いろいろな方々の意見をつぶさに伺う機会をいただいたわけでありまして、こうして皆さん方のお考え、すなわち国連が示すPKOは今の法案の五原則が全部含まれたと言っている。すなわちPKOというのは、紛争当事者あるいは当事国の紛争終結の合意がなされている。それから、参加しようとしても紛争当事者、紛争当事国が来てもらっては困る、中立的でなければならぬ。さらには撤収についても、これは何も恥と考えることはない。まあ、おおよそこの法案に示されている五原則は本来のPKO活動そのものだ、かように思うわけでありまして。

しかし、新聞報道によりまして、いろいろと国民の皆さん方の心配や懸念がむしろ増幅しているという一面を私は想像するわけであります。なぜならば、この間もあるテレビを見ました。PKOの特集番組だったと思います。冒頭に戦車が何十台も走ってくる。戦闘機が何十機も飛び交う。そして軍隊の大部隊が銃を揃えて行進していく。それからPKOの問題についていろいろな話がされるわけでありまして。それを見た瞬間、PKO、自衛隊の派兵、これは軍隊だ、そういう先入観を持ってしまうのは私は当然のことと思うのです。

ですから、これから総理を初め政府の皆さんに、私もいろいろ新聞の記事を集めて調べてみまして、これは少しおかしいのではないかと、こういう書き方ならば国民の皆さん方はきっと誤解をするだろうな、そういう問題点を取り上げてひとつ質問をさせていただきたいと思っておりますので、政府側の皆さん方も国民に向かってわかりやすく解説をお願いしたい、かように思います。

そこで、「新聞報道を通じて見たPKO法案への国民の心配と懸念」その一は、法案の目的は国連の軍事行動に参加するための自衛隊の海外派遣ではないか。社名を挙げませんけれども、「停戦監視団、PKFの参加は自衛隊員以外には要請できない」と定めているところに、この法案が本質的に自衛隊の海外派遣の組織法案に他ならないことが表れている。断定して書いてあります。「本法案は、自衛隊の海外派遣に反対する内外世論の抵抗感をなくすために緩和していくもの」「日本は金で十分、なぜ自衛隊派遣に固執か」とのとおり、こうおっしゃっている方がいますけれども、果たして国民の皆さん方は金だけで十分とお考えになつていらっしゃるのでしょうか。「PKF参加は時期尚早、本法案は「自衛隊派遣法」の印象さえ与える」

このように、数々の新聞記事をピックアップしてみますと、そういう懸念や不安が増幅される、そういう書き方になっていきます。まず第一に、この点についてはそうではないかと思うことを、総理、明らかにしていただきたいと思つてます。○海部内閣総理大臣 いろいろ武部議員の御意見を承りますと、私はやはりこの際国民の皆さんに広く御理解をいただく必要やならぬことは、国連が決議をして、そしてその地域の停戦の合意が成立して、その紛争当事者すべてが国連の平和維持活動を同意、要請することによってその地域の平和を維持していききたいという、この願いにこたえる国連活動がPKOでありPKFであるということとをまず御理解いただきたいと思うのです。

そして、きょうまで日本がいろいろ国際社会で努力をしてもまいりました。先ほど同僚である柿澤議員の御質問の中にも、あの湾岸の処理の問題について、流された原油の吸収作業に日本の技術者が参加をしたりいろいろいたしました。いろいろな努力はしてきましたけれども、しかし国連が決議をしてPKF、PKOと名乗るものに参加するためには、やはりある程度の規模で、ある程度組織的に要請にこたえて役に立たなければならぬということでありまして。

きょうまでも一人だけ政務官として参加してもらったり、あるいは選挙の監視団に参加してもらったりして、それなりの評価を受け、それなりの成果を上げてきたことは事実としてございましてけれども、ノーベル平和賞まで受ける国連の平和維持活動に日本が組織として協力することが求められたときには、たしか昭和三十三年前後だったと思いますが、国連から求められたときにそれに応じることができなかった。そういうことをすることは賛成だという意見は国連で日本も述べ続けてきたわけでありまして、そういうことには日本も人的な面で貢献し協力しよう。それは従来の概念の軍隊ではありまして、憲法の禁止する武力の威嚇をしたり武力行使の目的を持って武装部隊が海外へ出ていくという概念とはこれはかけ離れたものだということも、まずよく御理解をいただきたいと思うのです。

そして、その平和をきちんと維持するためにきょうまで行われてきた平和維持活動というものが国際社会でも高い評価を受けておるということ、同時に、先ほど来お話があったように、世界は東西の対立が終わりを告げて、これからある意味では多極化時代と言われたり、あるいは地域紛争や宗教の紛争や人種の問題、いろいろな紛争その他があります。そういったものをできるだけ国連の権威と説得によって、中立の立場で強制力を用いないで解決していこうというのが平和維持活動の目指す大きな目標でありますから、これに参加をするということでございます。

いろいろおっしゃいましたが、例えば私もびっくりしたのは、まあいろいろ漫画が出ておりますけれども、PKOと横に大きな字を書いた戦車が出てきて、それを皆さんが寄つてたかつてハンマーやこん棒でだめだだめだといってたいていらつしやる漫画、これなんか見ますとびっくりします。これは、だから、大砲を持った戦車まで戦場に行くのではありませんかという、従来の軍隊の概念とか国連による戦争の概念とか、そういうものと全く違うものなのだと、ということも十分これは

御理解願いたいし、今度この法案をつくりましますきにもそういったことを十分念頭に置いて、そして隊員等の、要員等の生命の防護のためにしかそれは使わないという厳しい制約もつけて派遣をするわけでありまして、そういった御懸念が一切なくなるように、これからの実施していくに当たっても十分配慮していかなきやならぬ重要な問題点だと思っております。

○武部(動)委員 スウェーデンに参りまして、訓練センターにありました装甲車を見ました。真っ白に塗っているんですね。どうしてかというところ、これはPKOの戦車だ、どこから見てもだれから見ても一目瞭然わかるようになっていて、それから停戦監視団、これは夜間照明をつけて、監視団はここにいますよ、それをよりよく皆に知っていただくような、そういう姿かたちになっているわけでありまして。

しかし、それではなぜ日本で自衛隊参加なんだということについては、これは一つの疑問が残ると思えますが、私が調べてきた形では、PKOは、私は自衛隊でもだめだ、こう思いました。PKOは、しかし、我が国においてPKOに参加するとすれば、軍事知識を持っている自衛隊員の皆さん方の中から優秀な人を選抜して、そしてさらにPKOが求める中立性とか特にフレキシビリティ、柔軟な対応、忍耐力、そういうものをしっかり再教育といいますか再訓練して、そして行っていただくかなければ、日本だけがそこで参加するわけじゃありません、多くの国々の隊員の皆様と一緒に参加するわけでありまして、日本が参加するためには、ほかの国々がやっているように、オリンピックに代表選手を送るようなそういう気持ちで立派な人材を派遣しなければ、私は諸外国から笑われることになるやもしれない、こう心配している。しかし、自衛隊の皆さん方ならば、しっかりと訓練をしていただければ、教育をしていただければできる、このように確信をしておるところであります。

次の問題に進みたいと思えますけれども、「新

聞報道を通じて見たPKO法案への国民の心配と懸念」その二は、シビリアンコントロールとして国会承認による歯止めは必要ではないのか。再三議論がございました。数ある記事の中で、「協力隊が武力行使に至らないよう万全を期すうえで、本当に「報告」だけで足りるのか」「歯止めがないと海外で暴走する恐れあり」との不信感あり、こんなことが書いてあるのです。

しかし、私は、この歯止めということについては、どのようにブレーキをかけるかではなくて、どうすれば派遣部隊がより派遣の実を上げてくれるかという方向からこの法案にアプローチすべきだ、こう思うのです。歯止めの考え方の底流には、この新聞報道等によれば、派遣部隊が外地で暴走するかもしれないからある程度手足を縛っておこうという不信感が前提になっているのです。これは参加する自衛隊の皆様方にも大変失礼な話でありますし、PKOというのは軍隊ではないわけでありまして、このことについては私は余りにも真正面からアプローチしていかない議論だ、このように思うわけでありまして、戦争をしに行くのではない、国連組織の一員として行くわけですね。武器の使用についても国権の発動としての武力行使ではあり得ないわけですから、このことについてはもう少し派遣の実を上げていくためにはどうしていくかということでもアプローチしてもいい、こう思うわけでありまして、しかし、国民の皆さん方の間にそういう不安や懸念があることは事実だと思えます。

この点について、いま一度総理の御答弁をお願いしたいと思います。

○海部内閣総理大臣 いま一度と仰せられましたので同じことをもう一回答えることになるかもしれませんが、強制力をもって物事を解決しようといっているわけではございません。中立の立場で、強制力を使わないで、国連の権威と説得でその地域の平和を維持しよう、しかも紛争をしておいた当事者全部がもう停戦に合意をした、停戦を成立させた、そしてその紛争をしておいた当事者がもう

自分たちは引いていくわけでありまして、だれか権威ある人、国連が中心として議決をしてだれか権威のある人がそこにおいて平和の維持を確保してほしい、監視、監督してほしいということだと思えます。

その役割を果たすのですから、武部議員、暴走しようにも暴走のしようがございませんし、そんなことを目的にも全然与えておりませんし、同時にまた、そこへ行く日本の平和維持活動というのは、きょうまで二十三回行われ、国際世論の中で高く評価をされ、ノーベル平和賞をもらった平和維持活動というものを、日本もその一部を役割を担わしてもらおうということで、要請を受けて初めて参加するのでありますから、何回も繰り返すようですが、国権の発動たる戦争をしに行くわけでもありませんし、武力による威嚇、武力の行使を目的として武装部隊を海外へ出すという憲法の禁止しておるようなことをするわけではございませんし、漫画などに時々出てくるように戦車が大砲を振りかざしてどんでん行くような場面が起こると思いません。

それは閣議の実施要領できちっと決めて、きちっと決めて歯止めをかけて行いますし、それを派遣するときも変更するときも国会へ行政府は報告をいたしますから、この授權の枠組みの中で、目的とか制約とかいろいろなことが書いてある法の枠組みの中で行うのみでありまして、枠組みを外れるときは、どうぞまた武部議員にお立ちにう国会の御議論をしていただければ、私も政府はその御議論を十分尊重をして対処しなきゃならぬのは当然のことであるとみずから戒めておりますから、そういった意味において、この法案に示しておりますことは、力でもってやりに行くんじゃない、暴走をできるような問題も何もない、それはやはりあくまで停戦の監視と平和の維持というきょうまでの国連平和維持活動の問題である。

この間、一週間か十日前にも私自身もテレビで

見ましたし、本でも読みましたけれども、今まで一番いろいろな問題で約束破りといいますが停戦合意が踏みにじられた例としてよく出てまいりますのがレバノンの例でございました。そのときに、レバノンの例でイスラエル軍が検問所を突破するときに、それはそこで武力の行使をしたり暴走しない、そのときは任務の中断をしたということになっておりますし、国連当局もそれは残念ながら仕方がないことであつた、あくまで武力の行使の目的で行ったのではない。

また、古い資料などを読んでおりますと、たしかスエズの動乱のときに出ていた国連の平和維持活動に対して、エジプト側からそこへ行くから、のけと言われたときに、平和維持活動は、それではもう目的は終わった、状況は崩れたといつて直ちに撤収をし、その任務を果たさなくなった。それでよかったのかという反省等も議論されておりましたのを読んでみますと、そこで武力でもって対決すべきものではないんだ、武力紛争に入つていたら紛争の当事者になつてしまふ、国連平和維持活動は紛争の当事者になるものではない、という合意を得て、あつたとき撤収した答えは正しかった、無力だと言われてもそれは仕方がない、ほかの部分でそれはやるべき問題だというようにきちっと割り切ったやりとりが出ておりますし、力によつて争つたり力でもって暴走したりするということとは、この目的にもどこにも書いてありませんし、また研修、訓練の中において参加される隊員等にはその点はよく徹底をしていかなければならないであろう、私はそのように理解をいたしております。

○武部(動)委員 ここに漫画があるんですね。これはちよつと総理に似た顔をしておりますけれども、ぐるぐると「合意」ということで縛り上げて、これはよその国ですね。委員の皆さん方にもお見せしますが、「ゲイジョウプ?」、こう言っているのです。答えは「ハイ、なんとか!」「いっばいタガをはめました、こう書いてある。

私は、個人的な見解を申し上げますと、今度の

法案というのは国連が示しているいわゆるマニユアルといいますがPKOの基準そのものなんです。これは日本が単独で行くわけじゃありません。国連の指揮のもとに国連平和維持活動の一環として参加するわけでありまして、日本が国連主義を唱えるならば、国連を信頼して、そして出して何も心配なことはいないんじゃないか、こう思っているのです。むしろ余りたがをはめることによって派遣された隊員の皆さん方が、このときはどうしたらいい、あのときはどうしたらいい、そういう疑問を持ちたり心配を重ねたりして、かえって任務遂行の支障になるといいますか、そこまで言わなくても士気に影響するのではないかと心配をするほどであります。次にまた申し上げたいと思いますけれども。

その次に、紛争に巻き込まれないでうまく撤退できるか。これは野党の皆さん方からも常々そういう疑問がありますけれども、「現実問題として、スムーズな撤退ができるのか心配されている。日本だけが撤退すれば他国の派遣部隊を危険にさらすおそれがないではない」「いざという場合、日本隊だけでも撤退が可能なのか」、こういう疑問点といえますが新聞報道によれば国民の皆さん方が心配、懸念する問題の一つとして挙げられております。この点についてはいかがでしょうか。

○海部内閣総理大臣 具体的なケースをいろいろ調べてみますと、従来の軍隊の概念とは全く違いますから、日本だけが撤退すると他国にという、これ御批判の中にはときどき出るお言葉でありますけれども、敵のない部隊であり敵のない活動でありますから、それによって他国の迷惑とか状況の変化ということとは、従来の場面と何かグブブって考えますとそういう御批判も出ますでしょうけれども、私はそうではない。

それから、停戦の合意が崩れるときは、それぞれの国も停戦の合意が崩れた後、平和維持活動をなおかつ遂行するかどうかという判断については、それぞれの国も大多数の国が、停戦の合意が崩れた場合は、例えば先ほどちょっと申し上げた

エジプトの例でもあるいはレバノンの例でも、いろいろ考えますと、停戦合意が乱れて組織的な実力行使が始まる時にはそれによって力対抗しないというものも、またきょうまで大體確立された慣行となっておるのではないのでしょうか。

そういう意味でありますから、私は今後の実施要領でもその点は厳しく決めてまいりますし、同時にまた、撤退ということについては、日本だけ撤退できるかとよく聞かれるが、それは大きな誤解である、PKOの撤退は日常行われてきたことだ。これも先ほど御紹介した新聞のインタビュー記事のあれであります。答えている方はPKOの当初からこれに参画をしてきた国連の責任者の意見でありますから、私はそれらのことを読みますと、とにかく武力行使をして、それでもなおかつとどまれというようなことはない、状況を決めて、日本はこのような五原則で行います、こういうときには業務の中断をします、業務を中断しても当面それが片つかないようなときは本部長の判断においてこれは任務の終了をいたしますという厳しいことを決めた今回のこの問題を、念のため

に国連の本部担当官とも話し合いをいたしまして、国連の意向としては、それは結構なことであり、国連は反対しない、撤退するときは事前に適切な方法で事務総長にここでは任務を終了するということを通告してくれればいいのだというところになっておるわけでありまして、そのことによつて、このインタビューにも出ておるように、後ろ指を指されたり、それで他に迷惑をかけるとかいうことにはならない、あくまで平和維持活動をする前提条件が崩れたのだ、こういうことになるわけでありまして。

○武部(勲)委員 今総理が引用されましたのは、これはある新聞社の記事の中にあつたのでありますけれども、ブライアン・アークハート氏といまして、国連本部で七四年から八六年までPKO担当事務次長をしてミスターPKOと呼ばれた人のインタビューの一部だと思ひます。これは非常にわかりやすく大事なことを述べておりますので、読んでいただきたいと思います。

「日本だけ撤退できるか」とよく聞かれるが、大きな誤解がある。PKOで撤退は日常茶飯事だ。平和維持軍は自主的な参加が本質で、義務ではない。撤退しても、だれも後ろ指をささない。中略いたしまして、

PKO参加に細心の注意を払っているのは、日本人だけではない。どの国も希望にそぐわなければ派遣しない。各国とも維持軍参加に反対の人は、武器使用を強調する。だが、あくまでも自衛のための最後の手段。これはレバノンの検問所の兵士にとつて、東京の机で考えるより、はるかに難しい。しかし、警官だつて自分の命が本当に脅威にさらされているか、ここで発砲していいか、毎日決断を迫られている。検問所突破の動きに遭遇した兵士も同じ。よく状況を把握し、訓練された兵士なら、やっかいすぎる問題ではない。維持軍は非暴力、非強制的「敵なき兵士」だからこそ、偉大な力を発揮する。戦う平和維持軍は、決して役に立たない。

こういうふう述べているわけでありましてね。したがって、危険だとか矛盾するとか、上原先生も一緒にスウェーデン、カナダへ行つてごらんになったのでありますから、十二分に御理解をいただいているもの、かように思うわけでありまして。次に、これは本会議の質疑においてもございまして、国民の心配と懸念その五、アジア近隣諸国の懸念が増幅しないか、この問題に対してどう考えたらいのか、また我が国としてこれらの諸国の懸念を解消するためにどのように施策をとるべきか。このことについて先般、中国あるいは韓国の高官も懸念を表明されております。この対応について御見解をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○海部内閣総理大臣 アジア近隣諸国の現在の状況を踏まえてみますと、日本の行為に対して、特に過去に歴史に対する厳しい、日本にとつては反省すべき行為があつたわけでありまして、それに対していつまでも忘れないうちという気持ちがあるというところについては、先ほど申し上げましたように、そういう御意見、懸念があるということについては謙虚にそれは受けとめなければならぬものである、私はそう考えております。

したがって、そういう前提に立つて、私は日中の首脳会談でも日韓の首脳会談でも、そういう気持ちは表明しながら、また、アジア・太平洋地域の平和と安定は、率直に言つてユーラシア大陸の西の端と比べて東のアジアはおくれているわけでありまして、それは一つ一つの個別的紛争や個別の問題を片づけていかなければならないということになるわけでありまして。そういう一面がございまして。

もう一つ、そういう過去の歴史に起因する面ばかりを見ておらないで別の視点を見ますと、アジア近隣諸国にとつては、アジア周辺にいろいろな紛争があつたり平和が維持されないということはいいことか悪いことかといへば、よくないことではあります。であるがゆえに、カンボジア紛争に対して、日本もこの和平交渉のために東京会談をやつたり、私がバンコクへ行つたときに各派の代表の方とお目にかかつて説得をしたり、また、カンボジアと平和ができたときにはその復興会議の先導役もする、東京でカンボジア復興のための援助会議も主催したいと思つておる、いろいろ外交的なイニシアチブもやつていこうと考えておりますが、シアマートク殿下その人もそのことについては深い理解を示されて、日本に対して復興段階のあらゆる面での協力と援助を願ひぞうという御希望も出てきております。

国連を通じて、具体的にアジアにそういう問題が起るときには、アジア全体の利益のためにもその地域の平和と安定は確保していかなければならぬということとは、これは未来に向かつて、物の明るい面から見ると非常に大切なことではな

いでしようか。そして、その紛争当事国が賛成をし、紛争当事国が要請し、国連が決議をする、しかも、アジアの代表としては常任理事国には中国も五大国のメンバーとして参加していらつしやる、非常任理事国の中にはアジアの代表も必ず入っておる、そこで決まる決議に従って、その枠組みの中で日本が将来に向かってアジアの平和維持のために汗を流し参加しようということについては、これは説得をして、その事実をわかつていただいたら、その構想には賛成する、国連中心の動きには同意をするという基本的な合意も得ておるわけでありまして、そのことについては、私は誠意を持って話していくべきことである。

物に二つの面があるならば、その一点だけを強調しないで、よく誠意を持って理解を求め説明をしていくことはアジアのためになる問題である、私はそう信じますから、これをよく伝えていきたい、御理解を得ていきたいと思っております。

○武部(勳)委員 ぜひ誠意を尽くしていただきたいと思ひます。そして、それは政府だけの問題ではないのです。我々国会も、国民一人一人が戦後四十六年、そして、やがて二十一世紀を迎えようとしているわけでありまして、従来の継続ではなくして、むしろ従来の総決算のもとに新しい第一歩を踏み出すのだ、そのことをよく理解いただくべく努力をしていかなければならない我々の務めだ、かように思ふ次第であります。

次に、隊員の処遇の問題について伺ひをしておきたいと思ひます。

つまり、自衛隊員の身分保障をどこまで考えているかという問題であります。まず第一に国民の代表として、国際平和協力隊員として派遣される者が安心と誇りを持って任務につけるようなそういう万全な努力を果たすべきだ、かように思ひます。万一殉職した場合の公務災害補償や賞じゅう金等について十分な措置を講ずべきと思ひわけでありまして、特に地方公務員や交通事故の死亡者に対する格差、これは非常に大きいものがあります。これらのことも踏まえて御答弁をい

ただきたいと思ひます。

○池田国務大臣 武部委員御指摘のとおり、今回の任務に従事いたします場合には、やはり処遇の面、手当あるいは万一の場合の補償措置も含めて万全の措置を講じておくということが、本当に安心して任務につける大切なことだと思ひます。そういう観点におきまして、政府部内で鋭意検討しているところでございますが、先ほど来答弁もございましたけれども、平和協力手当てにつきましては、全体として検討していくことでございまして、そのほか、自衛隊とそのほかの参加者との間の格差が生じる問題があると思ひます。公務災害補償につきましても、既存の法によりまして対応できます。これはバランスがとれております。

これまでバランスを失っていると言われましては、賞じゅう金等でございまして、これは、実は国内でも同じような危険な場所で作業に従事した、例えば消防の方として自衛隊の隊員、こういった場合に地方公務員と国家公務員という身分の違いに際しまして差が出ておる、それが必ずしも小さくない、こういうことがあったわけでございます。しかし、この問題につきましては、一般的に何とかこの格差を是正する方策はないかということ、私も、私も防衛庁におきましても、学識経験者に委嘱しまして今いろいろ検討いただいております。何とかこの格差を解消してまいりたいと思ひます。

それは一般的な格差でございまして、今回、この二法案によって海外での任務に従事する者につきましては、これは今政府部内で寄り寄り相談いたしましてそのような格差はこの件については生じないようにはしてまいり、こういった所存でございまして、

○武部(勳)委員 ぜひ最善の措置をお願いしたいと思ひます。二番目に、国際平和協力業務の中には非常に条件の悪い過酷な地で勤務に従事しなければならぬ人々も出てくると思ひます。「政令で定め

る」としている国際平和協力手当て、こうした職務の困難性を考慮して、より充実したものとするべきと考えますが、どの程度の額を今考えておられるのか、御検討中であらうと思ひますが、お示しをいただきたいと思います。

○野村政府委員 お答えを申し上げます。

先ほどの御質問にもお答え申し上げたのでございまして、個々のその都度構成されます協力隊の、その際に具体的な額を決めていくということではございまして、しかし、急に要請がありまして、それで派遣する段になって政令で具体的な額を決めるということになつても間に合わない場合がございまして、現在から既に具体的なそれぞれの業務について検討いたしておるわけでございますけれども、現在でもいろいろな手当てはございまして、そういう手当てのバランスで具体的に幾らぐらいにしたらいいかということを進めておるところで、まだはつきり具体的な額で申し上げる状況にはございせん。

○武部(勳)委員 それから、国際緊急援助隊のこととお伺ひしておきたいと思ひますが、今まで警察とか消防とかそういった方々に御活躍をいただいたわけですね。そういった方々との役割分担といたしまして、分野調整といいますが、そういったことはどうなるのか、災害の規模とか態様に応じて、どういふときに自衛隊が出ていくのか、その辺のところを御説明いただきたいと思います。

○川上政府委員 お答え申し上げます。

御指摘の自衛隊の部隊等が緊急援助隊として派遣されますのは、今回の法律の案の立て方によりまして、被災国政府等の要請の内容、災害の規模、態様、ほかの関係行政機関等の対応能力といったようなものを勘案いたしまして、外務大臣が特に必要があると認める場合という立て方になっております。そういう場合でございまして、自衛隊の部隊等以外の者による従来の国際緊急援助活動の実施というものが適当かつ可能な場合には、自衛隊の部隊等以外の者の効果的な派遣にこれまでどおり努めてまいりという仕分けになっております。

○武部(勳)委員 次に、私は、PKOへの参加で、むしろこのことが一番重要だろうと思ひている問題を申し上げたいと思ひます。

それは研修あるいは訓練についてであります。PKOとして自衛隊員が参加する場合の訓練について、どのような内容でどの程度のことを考え、その所要期間はどのくらいか、このことを御答弁いただきたいと思います。

○野村政府委員 お答え申し上げます。

先生御指摘のとおり、研修については私ども非常に重要であるというふうに認識しております。そのためにこの法案におきましては、特に法案の第十五条におきましてその旨を規定しておるわけでございます。

具体的な研修の期間とか場所その他については必要性に応じてその都度判断されるわけでございまして、一概には申せないわけでございまして、けれども、やはり一番重要視いたしておりますのは、今回各国の要員等と一緒に活動するということもございまして、この国際連合PKOについての基本的な知識とかあるいはその任務そのものについての知識、それから派遣国の国情、社会文化等につきまして非常にしっかりと研修を受けてもらふ必要があるというように考えております。そのための種々の方策につきまして政府の関係機関の協力を得ながら進めていかなければならぬ、そういうふうに考えております。

○武部(勳)委員 スウェーデンのアルムス国連訓練センターの「訓練項目」を見ますと、「派遣地域の歴史、人口、国連PKOの任務、現在の政治、軍事情勢について勉強、医療応急措置、武器の使用(自己防衛のためのみ)、化学兵器に対する予防措置、運転技術、ラジオ、通信技術について訓練」それから、「PKO要員としての資質」として、「情緒の安定(精神的安定)、謙虚さ、忍耐力、同情心、協調性、柔軟性、語学力、外向的性格、安定した社会的背景等である。一番重要なポイントは中立的であるということである。」

私が先ほど、失礼かと思いますが、自衛隊がそのままP KOの隊員として派遣されてもなかなか任務遂行は難しいと申し上げたのは、ここなんです。軍事的な知識は持っていなければなりません。地雷もあるかもしれない。ゲリラに襲われるかもしれない。非常に環境の悪いところ、また我々が望遠鏡で戦車を見ても、前を走っているのが後ろを走っているのかわからなくても、軍人ならすぐわかる。自分の命を守るためにはそういう知識を持つていなければならぬからこそ我が国のP KO参加も自衛隊しかない、こういうことになるわけですね。しかし、自衛隊の今までの訓練だけではだめだということが、今このアルメス訓練センターの「訓練項目」あるいは「P KO要員としての資質」の中に示されているわけなんです。これは非常に重要なんです。

だから、自衛隊ではないんだ、PKOの参加というものはこういうものなんだということを示していると思うし、このことが私はある意味で一番重要だ、こう思いますので、このことについてぜひ真剣に訓練態勢を整えて、願わくばできるだけ早く、要請があればPKOとして参加できるように、カンボジア和平後の我が国の参加の可能性の問題も、これは大事な課題でありますし、ぜひこのことは遅滞なくお願いしたい、かように思います。

そこでもう一つ、自衛隊法の改正と自衛隊の将来構想について何っておきたいと思うのです。

今回の法案では、国際平和協力業務の実施を自衛隊法第三条の任務に加えていないわけですね。第八章「雑則」に規定しているわけであります。私は、今回の任務の重要性にかんがみ自衛隊法を改正すべきではないか、このように思いますし、将来的には国際貢献を本来の業務に加えるべきではないかという考えもあります。これはカナダの例でわかるのですね。カナダの志願兵はなぜ国防軍に志願するか、その理由の第一にPKOに参加して世界平和に貢献したい、こう言っているわけでありますから、私はこうしたことも検討すべきで

はないか、かように思いますが、これはまとめてお答えいただきたいと思ひます。

○池田田務大臣　御指摘のとおり、今回の改正では自衛隊法三条を改正することはしておりません。これは私どもといたしましては、自衛隊の本来の任務というのは、三条に規定されておりますように直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛すること、これを主たる任務とし、さらに必要に応じて公共の秩序の維持に当たる、つまり我が国土の防衛と公共の秩序の維持、これが本来任務になつてゐるわけでございます。そうして、そのような任務を果たすために必要ないろいろな能力を備えておるわけでございますが、そういった技能、経験、あるいは組織的な機能を図つて本来任務以外にいろいろな活動をしておるわけでございますが、今回の御提案申し上げております二法によりまして自衛隊が果たそうとしております任務も、そのように本来の任務ではなくて、持てる本来任務を遂行するために必要な能力を活用するという位置づけにしておるところでございます。

それについて将来的には本来の任務にしたらど
うかという御提案でございますが、このことにつ
きましては、やはり我が國の防衛のあり方あるい
は自衛隊の位置づけというものをどのようにする
か、これは防衛庁あるいは政府全体はもとよりで
ございませうけれども、やはり広く國民全体の議
論を経た上でいかにするかを考えるべき問題であ
らうかと存ずる次第でございます。

○武部(勳)委員 よく理解いたしました。ぜひ新しい発想で御検討をいただきたいと思います。

最後に、将来の我が国の国際貢献の問題について総理の御見解を承っておきたいと思うのです。

いろいろ憲法論議がありますが、憲法の九条は、「武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」私は、これは、侵略戦争は放棄、このように理解しております。また前文は、「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しよう」と努めてゐる国際社会において、名譽あ

る地位を占めたいと思ふ。」また「いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならない」「全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。」さらには第九十八条二項では、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守する」、すなわち国連憲章とかあるいはサンフランシスコ平和条約等もこれに当たる、こう思うわけであります。

我が國が國連中心主義を我が國外交の柱とし、憲法の平和主義を貫いて、これから國際社会で國際協調のもとに共同の努力で世界の平和と安定、人類の發展、繁榮に寄与していくこうと考えるならば、もっと進んだ國際努力に参加していく必要に迫られてくるのではないか。例えば将来、國連軍が現実化したときに、これに対して我が國としてはどう対応するのか、これは避けて通れない問題の一つだと私は思います。

こうした場合について總理の御見解を賜りたい
と思います。

○海部内閣總理大臣　日本の国が戦後、世界の平
和と自由な秩序の中で今日まで成長してきて、こ
れだけの質の高い生活を維持しながら、その中で
平和を確実に享受してることができたという過
去を振り返りますと、国際的な秩序の中で、国際
的な自由な枠組みの中でどれだけ恩恵を受けてき
たかということは、これはもう皆さんもよく御理
解願つておるところと思います。

したがいまして、きょうまではそれでよかったけれども、これからをもっと積極的に参加をし、進んでできる役割は分担をしていくという、世界とともに生きる、世界の中の日本というならば、それにふさわしい行動も伴わなければならないという考え方に立つて、きょうまでもいろいろ国連協力も、資金面ではもう日本はアメリカに次いで資金協力もしてきておる。また人的な面でもいろいろなこととしてまいりましたが、しかしここで国内体制を整備して、本当に国際的な平和維持活動にお役に立つように協力をしよう、国際社会の新しい秩序づくりに参加をしていこう。これは何

もPKO、PKFの問題だけでなく、麻薬の問題であるとか環境の問題であるとかあるいは軍備管理・軍縮の問題であるとかその他いろいろな多方面にわたっていかなければなりませんし、特にODAなんかも日本は実質的に絶対量としては世界の二、三を争うところまで上がってきたわけでありますので、こういった問題に対してもできるだけさらに努力を積み重ねていかなければならない、こういうことでございます。

ただ御指摘のありましたように、例えばこの間うちの湾岸危機のときにアメリカを先頭とする二十八の国が共同の武力の行使を行って世界の平和を回復するために多国籍軍を形成をした、実力の行使が行われた。これに対して日本は、先ほどから何回も言っておりますように、過去の歴史の反省に立った日本の平和国家の理念というものがあります。憲法の定める、国際法上は、日本にも集団的自衛権というものは当然国際法上は国家の主権として認められておるのでありますが、憲法の九条において厳しい制約を置き、厳しい反省に立った平和国家の理念というものを日本は持っております。こういった立場を理解をせよというたおれにも、それぞれの国が厳しい財政事情や、それぞれの国の青年男女の犠牲をも顧みず国際社会の大義のために行ったあの多国籍軍に日本は参加できなかったというこの立場を世界に率直に申し述べるとともに、平和を達成していくためにはお金金だけじゃなくて、物だけじゃなくて、許される限りぎりぎりのところまでやっていくのが当然ではないかという考え方に立って、停戦の合意あるいは当事者の同意、そういったことを踏まえて今回の法律を提案をして、お願いをいたしておるところでございます。

将来の問題につきましては、いろいろな角度から、国際情勢の変化とかあるいはそれぞれの状態の変化もあらうと思いますが、きょうまで申し述べてきた平和国家の理念をより具現化するために、はどうしなければならぬかという点に焦点を置いて今後とも考えてまいりたいと思っております。

○武部(勳)委員 終わります。

○林委員 次に、上原康助君。

○上原委員 私は、日本社会党・護憲共同を代表いたしまして、昨日本会議質問が行われ、この特別委員会が審議に入りまして、いよいよP・K・O法案、また国際緊急援助隊法の一部改正について、総理初め閣僚大臣にお尋ねをしたいと思います。少し私の質問時間が細切れになって、流れがささか中断したりしますので、なかなか、どの角度からお尋ねをしたいと思いますかと考えているのですが、まず冒頭、先ほど来与党委員の御質問がいろいろありましたが、国民の皆さんにもこの法案の重要性、今政府がおやりになろうとするいわゆる日本の国際貢献、あるいは国連中心外交ということも大事ではあるけれども、その本

体が、昨年の平和協力法案が廃案になった反省の上に立ったものではなくて、やはり自衛隊の組織的海外派遣という海外活動に主眼を置いてい

るといふところに私たち社会党との根本的な違いがあるという点をまず指摘しておきたい。

社会党も、できるだけ与野党の、安全保障の問題であるとか外交課題であるとか防衛問題について共通の土俵を狭めていきたいという気持ちを持っております。だが、国際貢献というあり方を考えた場合に、やはり憲法理念をどう具現化していかんかということが主体でなければいけません。

一番基本でなければいけません。そういう立場からすると、非軍事、文民、民生協力ということを着実に遂行しながら、次のステップをまたどう展開をしていくかという国民合意を得つつ、世界的な軍縮、アジアにおける情勢変化等を考えて新しい日本の平和外交戦略というものを樹立をしていく、そういう中からこの国連協力法案であるとかあるいは緊急援助隊法であるというものがもつと真剣に議論をされた上での法案ならば、いまだ少し国民の合意形成ができておいたのじゃないか、こういう気持ちを持っているというのを冒頭指摘をしておきたいと思

そこで、大分、理事会においてもいろいろ問題

がございました。私たちも、積極的に審議をしていくということには賛成であります。だが、資料提出にしましても、あるいはこの法案というものの身をよく検討をする時間もないのですが、昨年の平和協力法案以上に複雑、そして大変わかりにくい内容になっている。そういう面も含めて、これは委員長に特に要望しておきたいのですが、昨日も理事会でも申し合わせをしましたように、法案の重要性から慎重審議をしていく、決して無理な委員会運営をしないということ、委員長初め与党の理事の方々、各党もそういうお気持ちでいきたいということでありましたので、そのことを改めて、本委員会において委員長の所見をまず聞かせておいていただきたい。

○林委員 上原君の御質問に對しまして私から申し上げますが、この問題は大変重要な法案でありますし、委員各位の御協力を得まして十分な私は審議をやらなければならぬ、こういうことを中心にして委員会の運営について申し上げました。決して無理な私は運営をするつもりはございませんし、またこれは理事会におきましても大体御了解をいただいているところだと思っておりますので、ぜひ濃密な審議のほどを委員各位にお願いを申したい、こういうふうをお願いを申し上げる次第でございます。

○上原委員 今のことは国民の皆さんも聞いていらっしゃると思うので、我々もその腹づもりで審議に参画をしていきたい、こう思います。

そこで、本来ですと我が党の構想とか、あるいは今前段で申し上げた国際貢献に対する基本的な考え方を冒頭少し議論をしてみたかったのですが、午前中は一時間しかありませんので、すぐ本論に入らざるを得ません。

先ほど与党委員のお尋ねにもありましたが、私は、この法案の一番問題点はやはり憲法との関係だと思っております。憲法との関係。二点目は武器使用の問題。三點目は国会承認、いわゆるシビリアンコントロールのあり方、国会の関与の面、そしてアジア近隣諸国をよく指摘をされております

反応等々、あるいは特にP・K・Fに参加をする平和維持軍の訓練のあり方、こういうことについて時間の範囲でお尋ねできればなと思っております。そこで、憲法と法案の関係についてまずお尋ねをいたしますが、今回この国際連合平和維持活動に対する協力に関する法律案、いわゆるP・K・O法案と昨年十一月に廃案となった国連協力法案との重要な相違点は何なのか、要点だけお答えいただきたいと思

○海部内閣総理大臣 昨年の法案との重要な相違点を申し上げますと、昨年の法案において示されておいたものは、多国籍軍の後方支援にかかわるような、例えば国連決議の実効性を高めるためのいろいろな行動が示されておりました。今回の法案は、国連決議に基づいて行うP・K・Fまでの行動と、それから国際機関の要請による人道的な行動と、ここに焦点が移ってまいりました。これが、率直に申し上げます、一番端的な相違点であろうと思

います。国連の平和維持活動に参加するための法案である、一言で言うところのことでございます。

○上原委員 そこで、P・K・Fについては具体的に

お尋ねしますが、この人道的行動に対する協力活動というのとはどういう意味ですか。

○野村政府委員 お答え申し上げます。「人道的な国際救援活動」、法案におきましては第三条の二で定義いたしております。国際連合の総会、安全保障理事会もしくは経済社会理事会的が行う決議、または別表に掲げてござい

ますが、主として国際連合関係の機関でございます。そういう国際機関が行う要請に基づきまして、被災民の救援のため、または紛争によって生じた被害の復旧のために人道的精神に基づいて行われる活動ということでございます。具体的な細目につきましては、同じく第三項「国際平和協力業務」におきまして、医療とかあるいは被災民の捜索等細かく規定しておる次第でございます。

○上原委員 これは後ほど同僚委員の方からいろいろお尋ねあると思うのですが、そうしますと難

民の救済、例えば昨年の湾岸戦争においていろいろの難民問題が出た。イラク、クウェートあるいはその他の周辺地域におけるそういう事態にも対処し得るということになるのですか、その点だけ最初に確認をしておきたいと思

○野村政府委員 お答え申し上げます。

難民の問題についても対応し得るようになっておりますが、先ほど申し上げましたように、基本的には国際連合の総会あるいは安全保障理事会もしくは経済社会理事会が行う決議あるいは別表に掲げております国際機関、要するにマルチの場におけるそういう要請が行われた、そういう大前提がございまして、それに我が方としまして参加、協力すべきであるという判断を行う場合には、人道的な国際救援活動をこの法律の枠組みの中で実施する、そういうことに相なります。

○上原委員 そこもちよとひつかかるところで問題だという点を一応押さえて質問を続けていきたいと思

そこでもう一点、憲法とのかわり議論を進めていく上で確認というお尋ねをしておきたいことは、これは総理もぜひ聞いていただきたいのですが、私たちが外務省とか政府に資料要求する、出さないのですね、出さない。出すのは出して

も余り使い物にならない資料を出しています。私は、こういう機会ですから国民の皆さんにぜひおわかりいただきたいと思うのですが、私たちは審議に入る前に、もっとよく精査をしたい、勉強をしたいということでも資料要求をいたしました。そうしますと、これは日本の国会です、ね、総理、出したのはこういう英文の膨大なものなんです、ね、みんな。いつもそう。見てください、これを。

こういう膨大な英文。あと、大体新聞記事等に、解説記事とかいろいろ断片的に出ているものだけ日本文で出す。こんな不親切な政府でありますか、本当に。ですから、与野党の審議がかみ合わない、すれ違ひになるというあれが多い。その点は厳しく指摘をしておきたいと思

法案審議をするからといってこんな膨大な英文を

持ってこれられても、これで審議できるはずないです。本来なら本当にこの時間が欲しいですね、これは。もうそういう実態であるということをも国民もぜひ御理解を賜りたいと思います。

そこで、この法案とのかかわりにおいて国連總會あるいは国連のPKOに関する関連文書というものはどのくらいあるのか。それは恐らくいろいろなガイダンスであるとかマニュアルであるとか等々があるわけですが、そのことは当然この法案も適用を受けるであろうし、関係するであろうし、仮にそういう平和維持軍が派遣されるというような事態が生じた場合はその拘束を受けると思う、国連でいろいろ取り決めになったものは、その点をまずどうお考えか確認をさせていただきたい。

○丹波政府委員 お答え申し上げます。

基本的に、一番重要な国連関係の書類をPKO関連で申しますと、PKOを設立いたしますところの国連総会の決議あるいは安保理の決議、これがベースになりますので、これが一番重要だと思います。それに基づきまして事務局が調査をし、このような内容の組織を設立するという報告書も公表されます。それを受けて、それで結構だという安保理なり総会の決議というものが出る、そういうものが基本的な書類だと思います。

それに加えて、先生御承知のとおり、国連の中にPKO特別委員会というグループが三十数カ国でありまして、これが随時事務総長の命あるいは総会の要請を受けて研究しております。その研究の書類はたくさんございます。

先ほど先生資料のことをおっしゃいましたけれども、私たちはできるだけ誠意を持って対応してまいりましたつもりでございますし、今後とも本当に誠意を持って対応したいというふうに考えております。

をしておきましょう。

そこで本論の憲法論議に入ってみたいわけですが、私のような知性の低い者がこういう高尚な、高度の憲法論議というのはいささか難しいのですが、できるだけ庶民感覚でお尋ねをしてみたいと思うのです。

端的に申し上げて、憲法九条との関係で、総理、今度の法案提出に当たって従来の憲法解釈を変えたいんじゃないですか。

○海部内閣総理大臣 今回の国連平和維持活動等に対する協力に関する法案をつくり出すときには、憲法と今回のこの法案の中におけるいろいろ予測される行動とどのようなところか問題になるのかということについては、これは十分慎重に検討をいたしました。従来の判断等も十分踏まえてまいりました。憲法が九条で禁止しておりますのは、武力による威嚇または武力の行使の目的を持って武装部隊が海外へ出ていくといういわゆる海外派兵としてきょうまで議論をされてきた問題でございます。今回のこの法律においては、そういった目的で行くものではなくて、国連の決議によって、停戦の合意が成立して、そして紛争当事国全部の同意があつて、中立的立場で、非強制で行くというわけでありまして、従来の概念の軍隊でもありませんし、全くそれは様相の違う新しい国際協力の一端でありますから、このことを行うことによつて憲法違反に当たるものではないというところを政府としては判断をしてこの法案を提案しております。

○上原委員 もう一度お尋ねしますが、憲法違反に当たらない、従来の憲法解釈との整合性はとれていると先ほどもありましたね。それをもう一遍説明してみてください。

○工藤(教)政府委員 お答えいたします。先ほど申し上げましたところでございますけれども、従来我が国の憲法におきましていわゆる前文あるいは九条におきましての平和主義ということが言われているわけでございます。それで、この関係につきましても、まず第一に、今回の平和維持隊への参加に当たりましての条件といたしまして、第一に、武力の行使、これを行わないということ、武力の行使に当たるような行為は行わない、あるいは武力の行使と一体となるようなことは行わないということと、それからもう一つは、いわゆる前提となつた場合、これにつきましてもその前提が崩れるような場合などにはこれから派遣を終了する、こういうこととございまして、そういう意味で、二つの要件を満たした上で平和維持隊への参加、こういうこととございまして。そういう意味で、私もはいわゆる憲法九条に反するものではない、かように考えております。

○上原委員 それは非常に変わつておられるので、平和維持協力法案を審議した段階では今の前提条件云々という言葉はなかったんですね。要するに、停戦監視団あるいは選挙監視団のようなものは、その任務・目的に武力行使を伴うようなものがない、だが、平和維持軍の方は、どちらかというといわば紛争が再発した場合の抑止というようなことまで考えたものがございまして、軽武装をしたりするからそういう平和維持軍的なものに対しては参加することが困難な場合が多いということをおな言はつておられるので、あなたは本当に法律の番人として、みずからついでに数カ月前、一年にもならない前に、平和維持軍への参加というものは軽武装をして武力行使を伴う場合があるから参加することは困難であるというのがあるから本委員会における答弁なんですよ。その平和維持軍に、あなたは堂々と、今度は自衛隊を組織として、しかも軽装備というより、言葉はいろいろあるでしょうが、ある面では装甲車を持つていくという、これは重装備ですね。とも言えますよ、それは相手によつては、今の指摘についてどうなんですか、総理と法制局長官。

○海部内閣総理大臣 前回のいろいろな問題については法制局長官がこゝで再三お答えしたわけでありまして、私も法案提出の政府としての検討経過の中で、憲法の禁止する武力の行使を伴う海外派兵とこれとは明確に違うんだということと、

それから今回はそのために極めて厳しい制約を設けた、その中心的要素をなすものはこの派遣に当たつての五原則である。これは国連の決議、国連の要請の枠の中でPKO、PKFが要請を受けた国で編成されると同じように、この国会でこの法律の枠組みを決めてもらつて、その枠組みの中で、逆に言うに授權された枠組みの範囲内で政府は派遣するものを決めるというのでありますから、この五つの原則に従つていけば決してそれはおっしゃるようなものではございませんし、また、今装甲車を例に引いてこれは重装備だとおっしゃいましたが、現に雲仙の普賢岳の災害の視察にも私行つてきました、装甲車がいろいろあつた災害地でも活動しておつてくれますし、また紛争地とか災害地とかいうところへ行くと、あれは人員輸送のためには、ああいったものも決して攻撃用武器ではない、あつたものは必要なら範囲内であるとも私は考えて、これくらい持つていけば十分である、こういう判断で決めたわけでありまして、この法案の中に書かれてあることが憲法違反であるとはどうしても考えられません。これはおわかりいただきたいと思ひます。

○上原委員 私が聞いておられるのは、総理、憲法解釈を今回の法案提出によつてあるいは、先ほどから総理もみんなPKO、PKOとおっしゃつておられるが、PKOというものは、失礼なんです、選挙監視団、停戦監視団、平和維持軍三つを総称してPKO活動と言つておられるんですよ。今問題になつておられるのはPKFなんです、特にPKF。そこで、我々は、憲法解釈を変えたなら変えた、変えてなければ変えない、変えてなければ今のようないふは出ませんよ、総理。それに……(海部内閣総理大臣「詭弁でない」と呼ぶ)詭弁でないと言つても、そう受け取る方もいらっしゃるんですよ。そこでもう一点、五原則を入れたから憲法違反でないとおっしゃるんですが、こんなのは五原則も何にもないです。とくにこれは国連で決まっていることなんです。国連の平和維持軍、平和

維持活動をするには紛争当事者間で停戦を合意していること、これは前提条件です。何も日本だけの条件でない。先ほどから言っておるじやないですか、みんな。二番目の、紛争当事者が、維持軍の活動、維持軍への我が国の参加に同意していること、これも当たり前のことじやないですか。維持軍が特定の紛争当事者に偏ることなく、法案には中立的立場という中立の厳守というのは何もありません。中立的立場を厳守することは当たり前のことじやないですか。そうなんです、全部当たり前なんです。ですから、日本には平和憲法九条とこの五原則があるから、ほかの国々とは違う性格の平和維持活動とかそういうものを求められているわけでしょう、そういうものでなければいけないということでしょう。したがって、この五原則をつけたから、従来のものは前提条件であって、今回のものはこの前提条件をつけたから憲法違反ではないということは、これは詭弁であり、絶対にこれでは我々は納得できない。解釈の変更なのかどうかはぜひ明らかにしていただきたい。

○工藤(教)政府委員 我が国の憲法九条、今御指摘の部分でございしますが、憲法九条で禁じられておりますのは武力の行使でございします。まあ武力による威嚇等もございしますが、今議論の中心となっておりましては武力の行使だろうと思っております。したがって、我が国として憲法を守っていくという意味で武力の行使をしてはならない、こういうことが基本命題だろうと思っております。

それで、従来の考え方を若干申し上げますと、例えば昭和五十五年の政府答弁書、ここにおきまして、政府は、国連がその平和維持活動として編成した平和維持隊などの組織について、個々の事例によりその目的・任務が異なるので、それへの参加の可否を一律に論ずることはできないが、その目的・任務が武力行使を伴うものであれば我が国がこれに参加することは憲法上許されないと解してきた、こういうことでございします。この政府見解の趣旨としますところは、ただいま申し上げました憲法の九条との関係におきまして、通常こ

の平和維持隊の、これに参加したのが我が国自身が武力行使をする、こういうことが予定される、あるいは、我が国自身が武力行使をしないまでも、仮にそのほかの国が参加しております平和維持隊が武力行使をすれば、我が国としてもその平和維持軍への参加を通じてその武力行使と一体化することになるのではないかと、そういうことで我が国が武力行使をするとの評価を受けることを、そのおそれがあるのではないかと、こういうことの趣旨を申し上げたわけで、基本的にはあくまでも憲法九条の武力行使との関係を申し上げているわけでございます。

その意味におきまして、今回の法案におきましては、その目的・任務というものが武力行使を伴う平和維持隊につきましても一つのといえますか、大きく二つの前提を設けました。それは、先ほどからの繰り返しになりますが、武器の使用は我が国要員の生命、身体、防衛のために必要な最小限度のものに限られる。それから二番目として、もし紛争当事者間の停戦合意が破れる、こういうことなどがございまして、我が国が平和維持隊に参加して活動する、こういう前提が崩れてしまえば、しかも短期間にこのような前提が回復しない場合には我が国から参加した部隊の派遣を終了させる、こういう前提を設けたわけでございします。

そういう前提のもとで考えました場合には、仮に他国が参加している平和維持隊が武力行使をするようなことがあるとしても、我が国としてみずから武力行使はしない、あるいは他国の参加しております平和維持隊の行う武力行使、こういうものと一体化しない、こういうことが確保されるわけでございます。そういう意味におきまして、我が国が武力行使をするとの評価を受けないわけでございます。それから、そういう意味で憲法九条に反するものではございませんし、そういう意味で憲法九条に反して、あるいは平和維持隊に関しましては従来から政府が申し上げてきた解釈を変えるものではございませんし、いわゆる一般の問題を、条件をつけて申し上げているわけでございますか

ら、変更では何らございしません。

○上原委員 それこそ一体化とか、武力行使を伴わない、またそういう武力行使の再発が予想される場合は撤収するから武力行使にはならない、これは議論上はそうかも知れないですね。しかし、事態はそうでないんです。これは明らかに、だれが考えても、さっき私が指摘したように、平和協力法案の審議のときには、平和維持軍への参加は武力行使の危険性を伴う、だから参加できないということをあなたがおっしゃったんです。

この五原則というの、これは原則にならないんです。私は、こういう五原則で、自衛隊とは別の組織をつくるという自国民で合意をしておきながら、いつの間にかこういう形になったのは大変遺憾に思っています。これは、そもそも国連全体の、何といえますか本来の合意事項であって、平和憲法を持つ我が国にこれをストレートに適用するということとは極めて難しいと思う。

そこで、なぜ法制局長官がそういう方にこの見解を変えてくれたかということなんです。これはいろいろな経緯があるんです。例えば、順を追ってゆくとこの法制局に対する与党筋、与党首脳の内閣のいろいろな圧力を振り返ってみますと、湾岸危機のころですが、お名前を出して失礼なんです、加藤政調会長は、「法制局長官が最後まで『平和維持軍への派遣が憲法上問題である』というなら『罷免してしまえ』。こういう圧力を加えているんです。これは昨年の十二月段階ですね。さっき皆さんも新聞報道を引用しておったんじゃないですか。

さらに、「法制局は足引っ張るな」、これもことしの一月十九日ですね。自民党首脳は十八日夜、湾岸戦争での避難民救済のために政府が自衛隊輸送機派遣を検討していることに関連して、「内閣法制局幹部が自衛隊機派遣に首をかしげているらしいが、首をかしげるぐらいならば、首を切つてしまえばいい。法制局は内閣が決めた政策に理屈をつけるのが仕事であり、理屈をつけるのが仕事であるなら、総理大臣も法制局長官も聞いてい

ただきたい、「内閣の足を引っ張るようなことはすべきではない。不満なら辞めるのが筋だ」、こう述べているのです。これはことしの一月段階。そして、PKO法案がいわゆる自国民で合意を得ていよいよ作成段階に入ると、長官の更迭論というのが出てくる。これはことしの七月ですね、七月、「最終的に憲法に抵触しているかどうかは最高裁が決することだ。法制局がオールマイティだ」ということになるのか。法制局があつて政治がないとの批判が起きてこないとも限らない。「自民党幹部の中には『自衛隊の参加問題は国策なのだから、法制局長官があれこれ言うのはおかしい。交代を考えなければいけない』。こういう圧力を加えているんです。総理、そこにあなただのリーダーシップの問題もたくさん書いてあるんですよ。幾らでもこういうあれが出てくる。

そうして、七月段階で、もう法案がいよいよ完成しようという段階では、これは西岡総務会長の「武力の行使」にあたる恐れがあるとして難色を示していることを念頭に置いての発言として、「法制局が内閣の一つの機関であるのは事実だ」と述べ、一機関である法制局が内閣の政策決定に影響を与えるべきではない、こういうふうにより、いわゆるフアッシュョ政治とまでは言えないかもしれませんが、与党の首脳、昨年の十二月の国連平和協力法案が廃案になった以降の法制局に対する強固な政治的圧力によって、残念ながら、私がさっき指摘をしたように、ガラス細工と言った方もおりましたが、本当にガラス細工のようにこの憲法解釈を変えてしまった。

こういうことで、本当に戦後の重大な国策変更であるという自衛隊の海外派遣ということ、憲法解釈を政治的圧力によってねじ曲げた形でやるということ、これは、私、納得できない。○海部内閣総理大臣 いろいろな御意見や新聞報道、お読み上げになりましたが、そういった意見があたり、そういう報道がなされたことはそのとおりでございますけれども、法制局長官が

法制局長官として責任を持って作業を進め、任務を尽くし続けてきておられることもまた事実であります。

同時にまた、憲法違反かどうかということも法制局長官に有権的に決める権利を明記するのではなくて、その問題は憲法八十一條の違憲立法審査権にかかわる問題であって、そこまで内閣は、法制局長官の立場というものを混同して考えたこともありません。ただ、政策を立案する上に、法案を国会へ出す前の段階において、この問題が憲法に整合しておるかとか、憲法違反に当たるものであるのかないかという点は慎重に審議をいつもし、判断を求めてきておるわけであります。今回のことも何ら変更はございません。そのことをお答えさせていただきます。

○上原委員 これは、政府がそういうお立場をとるにしても、あるいは内閣法制局長官がさっき苦し紛れ——あなたは大変まじめな方でしょね、正直言って。同情します、ある面では。罷免するまで言っているんですから、偉い人々が。

そこで、我々は、明らかにこれは憲法解釈の変更である、そういう前提で自衛隊を派遣するということとは、ますます国民のコンセンサスを二分化をしていって、さっき冒頭に申し上げたように、与野党の安保論議とかいような面の共通舞台をつくることにかえて壁をつくる、そういう重大な欠陥がある、欠点があるということを描きしておきたいと思うのです。

今のうちに、皆さんがおっしゃるように、前提条件をつけられなくてもいいことになりまస్తు、そうしますと、多国籍軍への参加も憲法上は抵触しないということになるの。

○海部内閣総理大臣 最後の御指摘だけお答えしますけれども、武力行使をして物事を片づけようという多国籍軍には、先ほどここで答えしたように、日本の憲法の理念からいって、この法案でも、そして前回の法案でも、それに直ちに参加することはできないという態度は明らかにしております。

○上原委員 それともう一つ、前提条件がある、国連における合意がある、だから武力行使はないんだ、その危険性があつたら撤収するんだ、簡単に言えば、こうだから憲法違反でないという、こういう言い分でしょう。そうしますと、平和維持軍の行動、いわゆる停戦地域であつても相当のまだ紛争再発の危険性、緊張状態はあるわけですから、絶対に武力行使は伴わないという保証はできるのですか。

○海部内閣総理大臣 武力行使をしてはいけないということは、きちつと我々の政府がこの法案を決める段階で考えておりますし、また、武力行使をしに行くものではないと、要員等の生命を防護するために必要やむを得ないとき以外は武器使用をしてはいけないという使用の制限もきちつとしておるわけでありまして、また、きょうまでの問題では当たらないと思う、また、きょうまでの問題でも、他国の派遣されたPKFも、みずから武力行使をしない、そのときは業務の中断をしておるということとは再三ここで申し上げておるのとおりでございますし、そのような武器を使用しなければならぬ状況は、停戦の合意が崩れて、PKFとかPKOがもう存在する前提条件が崩れてなくなつてしまつたということでありまして。

○上原委員 それはここで議論しては、あなた、そういう答弁で済んでしよう。理論上はそういうものわかりますよ、それは、あななるほどかなと思ふかも知れません。

法制局長官、本当に武力を伴う交戦とか応戦と云うのはないかと思ふのですか、それを答えてみて下さい。

○工藤(教)政府委員 委員のお尋ねでございますけれども、私は、憲法との関係を法律的にきちんと整合性を保つ、こういうことでその職務を果たしているつもりでございます。

それで、ただいまお尋ねの件でございますが、法律的な仕組みとしてそのようになっていて、かように考えております。

○上原委員 それは、法制局長官としては法律的仕組みの枠内でしか言えないでしようね、そうなっている。しかし、実態は違ふんですよ、実態は。そこに問題があるのです。

これは、先ほど私が冒頭で確認をしましたように「ハマーショルド事務総長の指導的役割」という中での「事務総長報告」という、いわゆる「研究摘要」というのが国連から出ている、一九七七年でしたか。この中に百七十九項の「自衛権の定義」というのがあるんですね。ここでのいろいろ書いてあります。

UNEF、いわゆる平和維持軍でしようね、平和維持軍の緊急部隊ですね、これは、「自衛権について」の定義づけは、合理的であつたように思われる。とこの報告書で一応言っている。「すなわち、国連活動に従事する隊員は、決して武力行使のインシヤティブをとってはならないが、率先してこつから武力行使をするのは、やはりさつきから言うように、それは敵のいない軍隊とか戦わない軍隊とか言われているわけだが、「インシヤティブをとってはならないが、武力による攻撃に對しては実力で応戦することが出来る。」この書対しては実力で応戦することが出来る。」この書対しては実力で応戦することが出来る。」

という中で、「決して武力行使のインシヤティブをとってはならないが、武力による攻撃に對しては実力で応戦することが出来る。」これは武器の使用であり武力行使以外の何物でもないじゃないですか。こういう危険性があるから、皆さんは自衛隊の能力とか装備は必要と云って派遣をするというわけでしょう。だから、全く武力行使をしないということじゃありません。最悪事態においては応戦することが出来るというのが国連の方針なんですよ、政策なんですよ。

総理、あなたがおっしゃっているほど安易なものではないのですよ、これは。だから憲法九条とかかわり、武力の行使をしていいということになりますと——十分な根拠がある、我々がそういう懸念を持ち指摘をしている。だから、そういう資料に対しては、皆さんは出さないじゃありませんか、全く。

○海部内閣総理大臣 どうも議論が私とうまくみ合わないようですね、私も、別の角度から私の考えを述べさせていただきますと、緊急避難とか正当防衛とかいう刑法の規定というものは、あれは憲法違反ではないとも思ふ思ふしておりますし、そういう角度からいって、日本のPKFも現地へ行つてはそういう厳しい、自己の生命等を防護するやむを得ないときに限るといふ厳しい前提をつけての武器使用をする、それに限るといふことを国連にわざわざ通告して、日本の場合はそうします。

国連の精神も、武力行使をPKFに求めるものではないけれども、国連文書に書いてあるとかないとかよりも、日本の法案はそれよりもっと厳しく、隊員等の生命の安全を守るためしか使わない、こつ書いてあるのですから、憲法違反にはならないと私は思ふ、これはやっぱり日本の国内の刑法に当たること、あるいは警察官の武器使用に当たる問題、要人擁護のための人々がピストルをどうやって使うかというようなこと等も、そういう基準が厳しく決められておるわけですから、そういうたものについて、それがイコール憲法違反だとは私には理解できません。

○上原委員 五原則をつけてあるからさうだと言つて、これは幾らでも、さっきもあつたと言つたわけでしょう、レバノンとかコンゴとか、そういう事態が、憲法で武力行使はもろんできないというところはわかりますよ、それは、やっぱりいかなうのだ。だが、国連のそういうマニユアルの中には、ガイダンスの中には、ちゃんと、こつちらから率先して武力行使はやらなければならないが、必要に応じては応戦することが出来る、これは、武力行使の危険性が伴う、これは、皆さんの言う憲法解釈と我々が指摘する問題とは違つていふんじゃないかというのを私は浮き彫りにしているのですよ、それは、総理はもう少しまともに物事をお考えになつたらどうですか、憲法解釈を変えたなら

変えた。

皆さんは、国連の要請があり、国連の決議とかあるいはそういった中立性を保障されているからと言ふんだが、実際に国連のいろんな文書を調べてみますと、そういった危険性が伴うからやっぱ軍隊組織でなければいかなないということになっているわけでしょう、逆に言うと、それを我が国に、平和憲法が持つ九条で厳しく規制されているものを組織ごとに行かすということには非常に難しさがあるということは十分言えることじゃないですか。

そこで次に、今の問題等については、ぜひもつと調べていただきたいわけですが、調べていただきたというところで、いかなる場合もPKFは武力行使はやらないというんだが、そのことはいわゆる紛争再発の場合に、短期間に撤収できない場合云々も言っていました、その短期間というのの一体何日間を意味しているのか。この応戦することでもできるということについては日本政府はどう対処するのか、これははっきり答えてください。

○海部内閣総理大臣 今コンゴとかレバノンの例を引いて、応戦することができたではないかとおっしゃいますが、コンゴの場合は百六十九号の決議によって当初から武力行使を含む決議をして、武力行使を権限として決議の中に与えておる異例なものでございました。その結果、御指摘のような交戦が行われたことに對して国連自身が心を痛めて、その後この厳しい反省に立っていろいろ対応を変えてきて、その後の文書においてはそういったものは絶対出さないとようになっております。——今百六十九号と言ったそうですが、百六十一号の間違ひだという訂正でございますが、百六十一号の決議と言ひ直させていただきますが、その決議自体に書いてあったことを反省して、PKFはそのようなことをしてはいかぬということに国連自体の考え方も文書もその後変わってきただけであります。

またレバノンのときでも、それはテレビ等が詳しくこの間も説明しましたが、そういった行動が

あったときは応戦しないで部署から離れて中断をするということとを各国ともったのです。その事実についてのコメントや現場の隊長の意見等もテレビで放映されたのを私も見ておりましたが、それはやはりPKFとしての任務を遂行することができない状況になったときは直ちに任務遂行をしないということを行っておるんだというように私は理解しております。

○上原委員 その撤収の場合の指揮命令系統も大変問題ですね。もう午前中の時間残り少なくなりましたので、さつきから装甲車の話が出たら、いろいろ、当たり前じゃないかというようなお答えですが、我々そうは思いません。一体なぜ装甲車まで持つていくんですか。なぜ装甲車を持つていかなければいけないのですか。

○島山政府委員 装甲車を持つていくケースといひますのは、要するに主として、装甲車と申ししましても人員輸送車というふうにお考えいただきたいと思ひます。人員の輸送の便宜のために持つていくということでございます。

それからもう一点申し上げますと、これは地雷が怖いというところはございます。実際の運用で地雷の爆発から助かったということもございします。そういう現地におきます非常に困難な状況での輸送というものを安全に確保するため、要員の安全を確保するためには、そしてまた迅速性を確保するためには、装甲車が路外の軌道にも適しておりますし、そういうことが必要であるということが従来からの慣例で実際に見てとれる事実でございます。

○上原委員 その輸送手段をどうするかという問題ですね。装甲車、七三式装甲車あるいは七九式装甲車等々のこれだけ装備をされたものを、しかも海外に自衛隊が組織的に出動していく。一体そういうことに對して国民の、この自衛隊に對するとかつかつての戦争体験、あるいは先ほど来問題になっております近隣諸国に受ける印象とか、まさに自衛隊の武装集団としての海外出動

そのものじやありませんか、こういうようなやり方というのは、それが前提条件をつけてあるから憲法違反ではないというようなこの論理というのは我々としてはどうしても納得しがたい。

ですから、ぜひ、憲法解釈を変えたのか、あるいはどういう装備をやっていくのか、装甲車は何台ぐらい持つていくのか、そういったものについて具体的に提示をしていただきたいということを申し上げて、午前中は終わりたいと思ひます。お答え願ひたい。

○島山政府委員 装甲車を何台持つていくのかというお話でございますけれども、これは先ほど来御答弁申し上げておりますとおり、そもそも装備につきましては実施計画の形で閣議で決定するというところでございまして、個々の事案の要請に応じて必要な限りにおいて対応するというところでございします。

○上原委員 これだけは指摘しておきましょう。先ほど来、雲仙のこととかいろいろ国内における災害に對しての自衛隊の出動について、私は何もそこまで否定して言っているわけじゃないのです。雲仙に出ている装甲車というのはたしか機関銃とか機関砲とかそういうものは設置してないはずなんです。今度の場合はどうなるんですか、それは、今回の場合はそのまま持つていくんでしょう、恐らく。そこは明らかにしておいてください。

○島山政府委員 まず雲仙の話でございますけれども、装甲車につきましては、武装といひますか機関銃を外しております。それから、お話しがいま先ほどしたけれども、戦車も暗視装置として使ひましたが、これは砲を外しております。これはそのまま武器として持つていっておるわけでございます。

さらに今回に、それでは装甲車をPKFについてどうするかという問題でございますが、これはあえて装甲車から武器を必ずしも外す、当然に外すということは考へておりませんが、現地ににおきます実情を踏まえて、そこで必要がなければ外して

運用することもありましようし、必要があれば、乗っております要員の防護のために必要であればそのまま使用するということもあり得ましよう。いずれにしても、実情に応じて対応するというところでございします。

○上原委員 やはりその意図がよくわかりますね。また続きは午後いたします。

○林委員長 午後一時より再開することとし、この際、休憩いたします。

午前十一時五十八分休憩

午後一時開議

○林委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。上原康助君。

○上原委員 午前中の質問とも関連づけながら、武器使用問題と武力行使等についてお尋ねをしたいと思います。

最初に、法案との関係でちよつと確認を含めてお尋ねをしますが、外国人防護のために武器使用することができるとありますが、その法的根拠は何ですか。

それと、今回のこのPKO法案のどこにその根拠が規定されているのか、お答えいただきたいと思ひます。

○海部内閣総理大臣 今回の法案そのものの中に、任務として規定されているとかいうようなことはございしません。あくまで法案には要員が自己の生命等の防護のために使用することに限る、このようになつております。

ただ、具体的な状況にもよりますけれども、いろいろ判断しますのに、日本人であると外国人であるかを問はず、自己または他人の生命を守るための正当防衛及び緊急避難に当たる考え方を否定してしまふものではない、それは具体的な現場の状況に応じて、人道的な立場から、そして特に自衛のための武器の使用というときに、その現場の判断で今言ったようなことを排除するものではない、こういうことを私は判断しております。

ただ、法文の中に任務として明記はされておられません。

○上原委員 そこが問題なんですよ。正当防衛、緊急避難、人道的立場ということであれば、派遣される維持軍だけじゃなくて外国人も防護の対象になる。しかも法案にはそういう根拠は置いていないというところは大変問題があるし、その点、今明らかになりました。

そこで、この法案二十四条一項で、今も若干お触れになりましたが、「隊員は、自己又は自己と共に現場に所在する他の隊員の生命又は身体を防護するため」「小型武器を使用することができ」となっております。ここで言う「現場に所在する他の隊員」とはだれを指すんですか。どういうことを想定をして、こういう法案内容になっているのですか。条文内容になっているんですか。

○野村政府委員 お答え申し上げます。

「共に現場に所在する」という意味でございますが、監視所あるいは検問所等とともに勤務する者、あるいはパトロールに例をとりますと一緒になってパトロールをやっている人、そういった範囲で考えております。

○上原委員 明らかにこれは共同行動ということになりますね、混成で。そうしますと、我が国の協力隊員、さらには外国の軍人、隊員を意味しているということになりますね。

○野村政府委員 お答え申し上げます。

法案二十四条第一項をごらんになっていただければ明らかなんですが、「自己又は自己と共に現場に所在する他の隊員」ということでございまして、この場合の「隊員」、この協力隊員でございまして、外国の要員は含んでおりません。○上原委員 外国の要員は含んでいないんですか。さっきは総理は、外国人防護のために、法案にはないが、それは対象になると言う……。

(委員長退席、船田委員長代理着席)

○野村政府委員 先ほど総理が御答弁申し上げましたのは、刑法総則三十六条、三十七条に言います正当防衛ないし緊急避難に当たるときの考え方

でございまして、これは日本人であろうと外国人であろうと問わないで、自己または他人の生命を守るための正当防衛、緊急避難の考え方を否定したのではないということを示し上げたわけでございます。

で、この法案でございまして、法案で二十四条で書いてございまして武器の使用につきましては、これは法令行為、刑法三十五条でございまして、法令行為ないし業務上の正当行為としての武器の使用について規定しておるのでございまして、その場合に外国人の生命等は含まれていないという趣旨を申し上げたわけでございます。

○上原委員 そこで、二十四条三項に「自衛官は、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員若しくは隊員の生命又は身体を」防護するために「実施計画に定める装備である武器を使用すること」ができる」となっております。

今のお答えとも若干関連はいたしますが、ここで言う「若しくは隊員」というのは我が国の協力隊員、さらには外国の隊員も指しているのじゃないのか。先ほど、現場に所在する他の隊員ということ、監視所、パトロール等を一緒にやっている者を指しているということですから、この「実施計画に定める装備である武器」使用の対象となる者は外国の軍人、隊員も指すのかどうか、当然含むということになるんですか、これ。

○野村政府委員 お答え申し上げます。

二十四条第一項、それから第三項の考え方はいづれも同じでございまして、二十四条第三項につきましては、他の自衛隊員もしくは隊員の生命、ここで言っております隊員と申しますのは、この前に定義されておりますけれども、協力隊員、我が方の要員のことでございまして。

○上原委員 外国の軍人もしくは隊員は一切含まない、こういうことですか。確約できますか。

○野村政府委員 外国の要員は一切含まれておりません。

○上原委員 今、総理は盛んに法令上はそうなっていると。実態上はどうなるんですか。含むん

じやないの。冒頭にだから私は聞いたの、それは。皆さんは、問題を具体的に指摘をするといや、それは正当防衛だ、緊急避難だ、人道的立場で武器使用というが、他の隊員でも防護するために使えるんだというふうに逃げる。ここははっきりさせてくださいよ。条文上はそうなっていないが、実態はどうなるの、現場では。仮に派遣されたチームなり隊が、いわゆる平和維持軍が、そういった紛争に巻き込まれる可能性が出てきた、あるいは日本から派遣されるチームはそういう状態にないけれども、そこに所在する他の国の、他の国というか他のチームなり軍隊、軍がそういう危険にさらされているという場合に、我が隊も共同対処するというのがここで言う意味じゃないですか。また、実態はそうなるんじゃないの。指揮系統はどうなるんですか、じゃ指揮命令系統は。

○海部内閣総理大臣 ちよっと想定しにくい場合があります。他部隊がやられたときに我が方もそれに共同対処するかとおっしゃいますが、部隊というような概念を物と考えて、それが攻撃を受けるといようなときは、それはもう停戦合意が崩れてPKFの活動ができない状況になっておる状況でありますから、そういうときには業務の中断をいたします。

○上原委員 あなたの論議は……(海部内閣総理大臣「あなたの方が広くなり過ぎるんだよ」と呼ぶ)いや、広くなり過ぎるって、あなたは、それは当然そう、いうことも想定して物事は判断をしない……(海部内閣総理大臣「そのときは業務の中断ですよ」と呼ぶ)業務の中断と申してはみたんですが、我が方だけが、そういう判断はだれがなすんですか、じゃ、現場監督ですか、国連ですか、総理官邸ですか。どこを想定して、じゃ、こういう問題提起、派遣をしようとするのですか。

○池田田務大臣 先ほど来総理あるいは事務当局から御答弁申し上げておりますけれども、要員の生命の防護のための武器の使用と申しますのは、この法律で認められておりますのは我が国の協力隊員あるいは我が国の自衛隊員、その生命、身

体の防護のためにございまして。そうして、総理から御答弁ございました外国からこの平和維持活動に従事している要員が危険にさらされた場合云々の点でございまして、これはこの法律に基づく権限として行われるものではなくて、その他の行為、つまり一般の刑法法規における正当防衛なり緊急避難に該当する、そういったケースのことは考えておるわけでございます。これが法令上の話でございます。

一方、実態上どうかというお話がございましたけれども、実態上では、そもそもこのPKFも含めましてPKO活動というのは、余り武力の行使はもとよりのこと、武器を使用するケースも通常は想定されないわけでございますが、しかしどんなことがあるか、こう考えてみますと、一般的に言いますと、PKFも、その地域地域をそれぞれ各国が分担して、A国のPKFは甲の地域、そしてB国のPKFは乙の地域というふうに分担しておるケースがございまして。そういった意味では、そういった場合には、例えばA国の方に危険があつたとしてもB国分担の地域ではそういったことではないということもあるわけでございます。

もしそれが一緒になっているときに、たまたま同じような地域を一緒に共同に分担しているとかそういったケースの場合にどうだということでございます。恐らくA国のPKFの隊員に身の危険が迫っているときには同じ地域に所在するB国の隊員にも身の危険が迫っている、そういうことじゃないかと思うのでございまして。したがって、みずからあるいは自国の隊員の生命あるいは身体を防護するためにとる行動というものが反発的にその地域における他国の隊員の身を守る、そういうこともあると思ひます。実態上、実態上の問題としてはですね。それが実態上の問題。法令上の問題は最初に申し上げました。

それから、最後に御質問のところで、中断の判断は一体どうするんだ、こういうお話がございましたが、これは法律上、本部長の定めまします実施要

領に従いまして、実施要領の中にはいろいろ具体的な判断基準等も決めるわけでございますが、その判断基準に従いまして現地における隊長が判断していくということになるかと思ひます。しかしながら、そういった中断をなくないといけないという状況が発生するおそれがあるというように段階におきましていろいろな情報の収集なり状況の把握に隊員は努めまして、そういった情報をもとにして現地の国連の司令官といろいろ協議もしてまいりますし、また本國にございまして本部長でございまして内閣総理大臣に對しましていろいろそういった状況を報告してまいります。

そういつたことを踏まえてあらかじめ本部長の方から総合的に判断して、これは中断をすべきである、そういうふうな指示をするというケースもあらうかと考える次第でございまして。

○上原委員 けさもそういう御答弁はありましたが、私はいみじくも今政府委員がお答えなさうとすると総理は、法案上は他の外國の軍人とか隊員は別だと。実態上は共同行動対処というのは私にはあり得ると思ふんですね。いや、皆さん理屈ではそう言う。なぜ首をかしげるかという、もしここで言う外國人軍隊、軍人を含むとするなればこれは明らかに集団自衛権の行使なんですよ。憲法に抵触するから、表面はそう言えないから、そこまで踏み込めないから、そういう言い逃れといふかあるいは正当防衛だ、緊急避難だ、人道的立場なんだ。そうじゃないの、総理。

○池田國務大臣 お答え申し上げます。

決して共同行為であるとか集団的自衛権とか、そういったこととやございませぬ。それから、先ほど私一つ答弁漏れいたしましたけれども、武器の使用を一体だれの判断でやるのか、こういう話でございましてけれども、この法律上与えられております武器の使用の権限はあくまで個々の隊員に對して与えられておるわけでございまして、個々の隊員の権限において、そしてまた個々の隊員の判断において行ふ。このことは午前中の質疑の中で総理からも御答弁があったところだと思ひます。

ただ、実態、実際にそういった武器の使用を行う場合を想定しますと、あくまで個々の隊員の任務を遂行する権限、判断はございませぬけれども、自衛隊員の上官のものでいわば個々の隊員の持つ権限を束ねる形で武器を使用するということはあり得ると思ひます。しかし、その場合でもやはり個別の隊員に権限があり、その判断が基本になつていくということには変わりませぬ。そうしてまた、他國との、他國のPKF参加部隊との共同行為といふことはこれは想定されてない、考えていないといふことでございまして。

○上原委員 それは集団自衛権問題が憲法上行使できないからそれはそうお答えにならざるを得ないが、実態上はそういう発展、そういう可能性は強いといふことと、またこれも前提条件をつくれればできる、次の段階はそこに踏み込んでいくんじゃないですか。

そこで、きのうも本會議の質問で総理は、武器の使用権限は個々の自衛官が、自衛隊といふか個々の隊員が判断するといふお答えいたしました。今は防衛庁長官は、個々の判断でやるけれども、しかし個々のものを束ねる形でやっていく、それはどういふ意味なの。個々ばらばら、いや、きのうの総理の見解、本會議の答弁と関連ありますからもう一遍聞きましょう。個々の自衛官の判断で正当防衛とかあるいはどうしても武器を使用しなければいかない場合を判断してやるんですか、使用するんですか。

○海部内閣総理大臣 今回の法律で定めてありますのは、自己の要員、同時に現場にいる他の要員の生命の危険を防護するといふことに厳しく限定しておるわけでありますから、その隊員がその現場において一番的確な判断をできるわけであります。個々の隊員が判断すべきものであります。

○上原委員 そうすると、個々の判断でやるけれどもそれをまた束ねる形でやっていくと今言いましたね。ちよつと待ってください。ここは大変重要な問題なんですか。

一つには、軍事論でいふと、個々の隊員がばらばらで判断して、おれは今危険にさらされてるから撃つよ、これは統制とれませんやな。全くこ

ういう組織といふのはあり得ないと思ふ、僕は。軍隊でないと言つても実質は軍隊なんですよ、Fは。だから自衛隊を出そうといふわけでしよう。そういう意味からいふと、これはもう全く統制のとれない、その個々の判断でやるということになる。しかも防衛庁長官、個々の判断でやるけれども束ねる形でもあり得る。そうしますと、今度は武力行使と一体にならない、あるいは自衛隊の武器使用といふことは組織的な使用もあるのかないのかといふことははっきりさせてもらわなければいけません。正当防衛であらうが、人道的立場であらうが、あるいは皆さんが言う緊急避難的なものであらうが、みんな個々でやるんであつて、組織としてはやらないのか。こんなことが本當に実態問題としてあり得るんですか、PKF活動に。

○池田國務大臣 先ほど私の答弁の中でも申し上げましたけれども、あくまでその武器使用の権限、そしてその判断の主体は個々の隊員でございまして。しかしながら、武器を使用する場合において、いわばその武器の使用をより慎重に行うために、慎重に行うという観点から、現場における上官の判断で個々の隊員が持つその権限というものをいわば束ねる形で使用するといふことがより適切な場合もある、そういうことで束ねると申したわけでございまして、その場合においても、あくまでその武器使用の主体は、あるいはその判断の主体は個々の隊員でございまして。

○上原委員 ますますそれはおかしいんじゃないですか。ちよつとすかつたしなないね、これは。じゃ、指揮権はどうなるんですか。指揮権はないんですか、そういう場合も、やはりチーム、チームがあつて、一応その組織として行動する場合に、いかに停戦監視地域であるといつたて、個々のばらばらで判断して、おれは危険だ、あつちが危険だといふように武器を使用するとなると、これこそ問題じゃないですか、むしろ。その判断を下すのは、そのチーム全体の指揮官はどうなるんですか、じゃ指揮権は。指揮権と個々の判断で武器使用をする関係はどうなるんですか。これなら防衛庁長官、少し軍事論を考へる人なら、現場の自衛官が聞いたらおかしくなりませぬ、これは。

○島山政府委員 先ほど来防衛庁長官が答弁して

いることに尽きるわけでございませぬけれども、今の指揮といふ御質問でございませぬ。これはあくまでも自衛官が個人としての判断がこゝで行われるわけでございませぬが、場合により、より慎重に武器の使用を行うという観点から、それを組織としてでなくて、組織的にいわば束ねるような形で……(上原委員)冗談じゃない。どう違うんだ、組織と組織的。何でそういう、いつまでそんなごまかし答弁をやるんだ。委員長、だめだよ。取り消せ、それはと呼ぶ束ねる形で、いや、組織としてではございませぬ、組織としてではございませぬ。あくまでも個人としての武器使用でございませぬ。それから、組織としての武器使用ではないといふことを申し上げておるわけでございませぬ。それで、それを単数の、個々の、個々にあります自衛官の個別の判断を、それを束ねる形でいふことを先ほど来防衛庁長官から申し上げておる次第でございませぬ。

それで、その場合の指揮といふお話でございませぬが、司令官は指揮をすることは、したがつてできませんで、撃つてもよいよという判断を示すことはできませんが、それは法律的な意味における指揮ではございませぬ。あくまでも個人としての判断でございませぬ。それで、そのことが非常に奇異な感じを与えるかもしれませぬが、実はこれが本法における初めてのケースではございませぬで、自衛隊法九十五条あるいは治安出動の場合におきまして、これは「自衛官は」といふ主語になつておりました、自衛官の個々の判断で行うといふ形になつておることを、さらにそれを内訓におきましてこれをいわば部隊の、束ねる形での内訓が定められているわけでございまして、實際上の運用としてはさらに慎重な運用を期するとい

う観点から束ねるということを申し上げている次第でございます。

○上原委員 委員長、総理も防衛庁長官もよく聞いていただきたい。

組織的に判断をする、あるいは組織的に武器使用はある、組織としてではない。的をつければ何でも格好がつくと思うのです。束ねるといふのはまさに組織じゃないですか。すべてが正当防衛とか緊急避難的だけじゃないんです。ここで私が指摘しているのは、大いにそういうこともあり得るんだ。それは紛争再発の瞬間的なこともあるし、じやがら対処はどうするの、ゲリラに対しては、武力の行使でないといいことを言い逃れるために、組織的に、組織として行うものも組織的だと言ってみたり。組織として行動するから束ねてやるわけでしょう。個々ばらばらで本当にやるのですか、武器使用を。そんな統制のとれない隊でありますか。答弁はつきりしろ、それは。

○野村政府委員 お答え申し上げます。

この法案二十四条の解釈をめぐってでございませうけれども、ここで書いてございませう武器使用の形態、すなわち「自己又は自己と共に現場に所在する他の隊員の生命又は身体を防御するためやむを得ない必要があると認める」、これはもう本當に基本的に自己保存のための自然権的な権利ともいふべきものについて書いておるわけでございます。これについてはやはり個々の自衛官が、先ほど自衛隊法の御説明がございましたけれども、当然自衛官の判断で行い得るわけでございます。先ほど申しました束ねて云々につきましては、やはり内部的な、その部隊としての個々の業務に応じての武器の使用の態様ということから発していることだと思ひますけれども、基本的にはこの点はまさに自然権的な自己保存のものでございませうので、自衛官個人の判断でなされるべきもの、そういうふうに考えております。

○上原委員 それは束ねるといふのはまさに組織ということであって、そうしますと確認をしておきたいわけですが、自衛隊の、派遣されるとして

いわゆる平和維持軍のその武器使用については、個人のほか、個々でしか判断してやるといふことでした。束ねてやるといふへんちくりんな答弁もございませう。個人のほか部隊としていふゆる組織的な、組織としての使用は認めないということではないですか。組織としての武器使用はないということではないですか。

○池田国務大臣 組織としての使用はございませう。先ほど申しましたようにあくまでその判断あるいはその使用の主体は個々の自衛官でございませう。そして先ほど申しましたように、慎重を期するために場合によっていふ束ねる形で武器を使用することはあると申しましたが、その場合においてもあくまでその主体は、主体と申しますのは判断並びに使用の主体は個々の自衛官でございませう。部隊としての使用ではございませう。

○上原委員 そこは非常に無理な答弁のように受けとめられます。もちろん、これは組織としていっても弾を撃つのは個々の自衛官でございませう、それは。当たり前だ。組織としては武器使用はない。私はしかしこれは非常に疑問を持ちます。まあそれはそれとしていいでしょう。

そうしますと、PKFの指揮権の問題をもう少しお尋ねをしておきたいのですが、いわゆる撤収条件とも関連するんですが、これは国連の司令官による指揮権と、いわゆるこの派遣されるのは国連事務総長の要請あるいは決議によってなされる。国連の指揮下に置かれるわけですね、PKO活動というのは、Fであらうが停戦監視であらうか。そうしますと、その国連の司令官による指揮権と日本の指揮権とはどちらが優先するんですか。

○野村政府委員 お答え申し上げます。

今御指摘の国連の指揮権でございませうけれども、各国からPKO活動に参加している要員、部隊を有機的に結びつけて一体として機能させるためにその配置や移動のオペレーションを行う権限、いわば調整的なものであるというふうにとらえられております。私どももそういうふうな認

識に立ちますれば、日本の国内の例えば行政組織法上、上級官庁が下級官庁に、または上司がその下僚たる職員に対して所掌事務を遂行する上で有している指揮監督権というものは性格を異にするものであるというふうに理解いたしておるわけでございます。

したがって、この法案におきましては、そういう混乱と申しますか、それを避けるために、法案の第八条二項をごらんになっていただきますればわかるんでございませう。ここで国連の、今先生指揮権、指揮と言われた内容を「指図」というふうに呼んでおります。我が国から派遣された協力隊員、要員でございませうが、本部長が作成する実施要領に従いまして國際平和協力業務を行うことになるわけでございますが、この実施要領、これは、法案の八条二項によりまして、事務総長が行う指図に適合するように作成されるということになっておりますので、国連の指図と本部長たる内閣総理大臣の作成する実施要領との間で特に問題を生ずるということはないというふうに調整してございませう。

○上原委員 説明を聞いているんじゃないんですよ、それは。因果関係を聞いているんだ、関連性をね。

私がお尋ねしているのは、国連の司令官というか国連の指揮権と日本の指揮権はどちらを優先にするかというのを聞いています。なぜなら、皆さんは五条件つけてあるから日本はそういう場合は撤収できるんだ、あるいは武器使用は必要最小限度、自己防衛のためにしか使えない、こうおっしゃっているわけでしょう。それは常識なんですよ。だが、じゃ、国連の指揮下にあって日本側はここはもう紛争の再発が予想されるので撤収したい、国連が、いやもう少し頑張らなさい、ほかの国もやっているんだから、日本の判断だけで言わない場合はどうするか。そういう矛盾があるから、矛盾というか、起り得ることなんです、これは。だから、国連の指揮権と日本の指揮権はどちらが優先するのかがつきりさせてください、これ。

あなたは説明だけしている。はつきり答えてはつきり。

○野村政府委員 お答え申し上げます。

今先生御指摘の指揮監督という意味におきましては、この部隊の運用等は日本側のものでございませう。国連の指図とまさに適合するようにこの法案をつくっている次第でございませう。

○上原委員 それは文章上とか考え方は適合するように作成されているかもしれませんが、一つのチーム、部隊というか隊を動かすという、しかも紛争地域において動かすという場合の問題とは、紙に書いてあるのとおりにはならないんだ、あなた。その指揮権はどちらが優先するかはつきりしないんですか。日本側が本當に優先するの、国連が優先するの、それは明確にしてください。

○海部内閣総理大臣 角度を変えて私から申し上げますと、国連の要請、国連の事務総長の任務を受けて現地に来ている指揮というものは大きな目的、大きな枠組みで参りますけれども、それに呼応して参加するいろいろな国があつて、日本から行く部隊に対しては本部長の実施要領に従って行動するように決めてあるんです。

そこで、先ほどきりぎり御説明になりました状況、よその国もやっておるから日本だけが撤去をしないやれというのを国連が指揮をしたらどうするの、かというのを具体的に述べたに思ふんですが、そういうときはもう既に状況が崩れたと判断して日本の場合には業務を中断いたしますし、他の国々も恐らく平和維持活動を続けようとはしないと思ひます。それは先ほど申し上げたように、例えばいろいろるときやうまで行われた中で、そういう状況が崩れたときは国連の維持軍というのは全部撤退をするということに事実行為としても行われてきておりますし、もしそこで食い違つたときは、私は日本の実施要領を変えて日本の平和維持隊はそれは業務を中断させます。そして、直ちに回復しないときは、これは任務の遂行を取りやめて撤収することに相なります。そのときに考えが食い違つたら、日本の部隊には

日本の実施要領を優先させることになっております。そのように取り決めます。

○上原委員 実施要領は、それは変更がある場合、またつくり変えることは法案にありますよね。だが、私が聞いているのは、やはり指揮権というのは大変重要なものなんです。まあ軍隊じゃないと言われども、維持軍をいゆる運用する、運営をしていくには、これは軍ですよ、あくまで。これを何か勝手に隊に変わるなどというの、これは越権行為ですよ。国際的に通用しません。平和維持軍と言った、みんな。フォーシーズだよ、フォース。勝手な解釈ですよ、それは。PKOの指揮権というのは国連にあるんですよ。国連の決議に基づいているわけでしょう。

そうしますと、今の総理のお答えで、ちょっと回りくどい説明でしたが、いやいや、指揮権は日本側が優先すると理解していいですね、解釈していいですね。

○海部内閣総理大臣 日本が参加します以上、この法律に基づいていろいろ定める実施要領に従って行動するわけでありまして、その前提が崩れ、日本としてPKFに参加できないと判断したときは、実施要領を変更して業務を中断し、それでも回復しないときは引き上げてまいります。そのことについて国連の指揮権と云々という問題は起こりません。

○上原委員 すぐ計画要領とかそういうところに話を持っていきますが、指揮権というのは瞬間的なものなんですよ。瞬時のことなんですよ、危険という場合。とつさに判断しなければいけません。ときもあるんですよ。そこいらに、集団自衛権に発展する可能性が極めて大きいという点を指摘をしておきたいと思えます。

そこで、武器使用との関係でもう一点確認というか明確にさせていただきたいわけですが、武器の使用と武力の行使の定義を明確にさせていただきたい。

○工藤(教)政府委員 お答えいたします。武力の行使と申しますのは、憲法の九条にも規定

定しているところでございますが、これにつきましては、一般に我が国の人的、物的な組織体、これによる武力紛争の一端としての戦闘行為、こういうふうな定義されているのが一般的であろうと思えます。そういう意味で、憲法九条一項に申します「武力の行使」、これは武器をもちろんでいう意味の実力行使に係る概念でございます。

ただ、今度は逆に、武器の使用はそれではすべて武力の行使になるのかというところは、決してそういうことではございません。憲法九条一項で武力の行使を禁止しております。それに対して、例えば自衛隊法におきましても、同じ自衛隊法の中で武力の行使と武器の使用という条項を分けて使っておりますが、例えば先ほどから議論出ておりますような正当防衛あるいは緊急避難に当たるような場合、その侵害に対しまして身体あるいは生命を防衛すること、こういう必要最小限度の武器の使用、これは憲法九条一項で禁止された武力の行使には当たらない、こういう関係にあるかと存じます。

○上原委員 国または国に準ずるものに対する武器の使用が武力の行使であって、簡単に言うとか戦闘行為、いわゆる交戦に至らないのが武器の使用だ、こういうお答えかと思うんですが、極めてこれはあいまいなんです、今までの政府の答弁にしても。

そこで、特にこの平和維持軍の派遣法案問題が出て、武器の使用と武力の行使の判別というところ、その政府の見解というものがわかりにくい、国民にもまたよく理解されていない向きもある。国または国に準ずるものに対する武器の使用が武力行使、今もおっしゃったが、いわゆる戦闘行為に発展するというか伴うもの。しからば、ゲリラやテロに対する武器の使用というのは武力の行使に当たるんですか、当たらないんですか。これは単なる武器の使用ですか。

○工藤(教)政府委員 ゲリラ、テロと言う場合は、その具体的な想定といえますのは私の方でちょっといたしかねますけれども、そういう意味で国な

いし国に準ずる組織、こういうふうなものに対しては、一般に我が国の人的、物的な組織体、これによる武力紛争の一端としての戦闘行為、こういうふうな定義されているのが一般的であろうと思えます。そういう意味で、国または国に準ずる組織と当たらばそういうことにならうかと思えます。

○上原委員 ですから、当たる場合もあるわけでしょう。国または国に準ずる組織である場合は、ゲリラであろうがテロであろうが、あり得るんですよ、そういう海外に出ていって、いろいろの休戦状態だからといったって、むしろ紛争停戦地域というものはゲリラの反撃というか襲撃というものが想定されるわけでしょう。

そこで、今そういうものも対象、武力の行使でないとか否定できないという御答弁だったと私は理解をするわけですが、このことで余り深追いはしたくないわけですが、国または国に準ずるものに対する武器の使用が武力行使である。そのほかは武器の使用なんだ。だが、それならゲリラやテロはどうかということになると、それも武力の行使に入るものもあるかもしれない、こういうことですから、武器の使用と武力の行使の相違点。法制局長官、よく聞いておってください、武器の使用と武力行使の相違点ですね、特にあなたが

おっしゃる憲法違反の、違憲と言われている武力行使の定義というが政府の統一見解をぜひ改めてお出しになっていただきたい、この際。今はテロ行為とかあるいはゲリラの襲撃に対してはどうかというところ、それも国または国に準ずる組織的なことであるならば武力行使と言えないこともないとおっしゃるんですからね。そうであるなら、この明確な見解についてはもう一度明らかにしてもらわなければならない。いかがですか。

○工藤(教)政府委員 ただいま申し上げましたように、我が国の物的、人的、組織体による武力紛争の一環としての戦闘行為、こういうものと、その当該紛争の相手方といえますが、相手方の関係といたしましては非常に紛らわしい場合、当たるおそれがないとは言えない、こういうことではあるかと思えますが、あくまでもそれは我が国の方の物

的、人的、組織体によるもの、こういう形態であらうと存じます。

○上原委員 統一見解を出していただくかどうかを聞いているんですよ。我が国の物的、人的、組織としてのこの武力行使、あるいは逆もあるわけでしょう。我が国の人的、物的の二千名も出すというわけだ。そうしますと、それがゲリラやテロに襲撃された、あるいはそういう紛争にまず巻き込まれたという場合には一体、武器使用が可能なんでしょう、皆さんのこの法律からすると。そういうことに対しては極めて不明確な、武力行使ということについてはある程度統一見解的なものが出されているけれども、武器使用というこの区別については非常に灰色のところが大いにあるんですよ、総理。その灰色の面を含めて、ロッキードじゃないですよ、リクルートじゃない、この極めてオーバラップするかもしれない、そのグレーゾーンの問題を含めて明確な統一見解をこの際出していただきたいというのが私のお尋ねなんです。よろしいですね、それは。

○工藤(教)政府委員 ただいまお答えいたしましたように、武力の行使という概念につきまして申し上げました。

それから、武力の行使というのは、もちろん武器を使うことを含む概念ではございますが、警察的な行動等、現在我が国でも警察法でございまして、あるいはその他、私の承知しております範囲では、関税法あるいは麻薬関係といったような幾つかの法律に武器の使用という言葉もございまして。そういう意味で、武器の使用というのは今のような観念で整理されております。

以上、申し上げたことが全体の関係にならうかと思えます。

○上原委員 ますますわからなくなりました。ですから、法制局長官、あなたがここでそういうお答えをしても、そんなに頭のよくない私にはよくわからない。だから、これは極めて重要な問題なんで、改めて武器使用と武力行使という、この定義というか、政府の統一見解をこの際明確にしたいだ

きたい、よろしいですね。

○工藤(数)政府委員 お答えいたします。

見解が決して乱れているわけではないと私は承知しておりますが、今申し上げましたことを文書に書くという意味で何らかのものを用意するということはできることと存じます。

○上原委員 何らかのものを用意していただいた後にまた議論いたしましょう、ぜひ。

乱れていないとおっしゃるんですが、それは受ける側からかなり無理がありますよ、あなたの答弁も、さっきの憲法解釈にしても、あなた、首を振り振りするけれども、いじめられて混乱しているんじゃないですか、むしろ、しっかりとらわにやかないんですよ、憲法の番人に値する存在であるならば。

そこで、今の点も不明確な点も多いんですが、次に進めていきたい。今はお出しになりますね、長官。

次に、国会の関与の問題についてお尋ねをさせていただきます。これは、この法案の審議に当たって、国民も大変注目しておられる、関心を持っておられる点なんです。

けさほどからありますように、その五条件を付したから国会への報告だけいいとか、あるいは国会承認は必要ないという御意見もあるようですが、我が党はそう思いません。五条件というのは、もともとそれは国連の本来のやるべきことであって、日本側にそれを特定にサビスしたものでなければ日本側が新たに考え出したということでもないんですよ。それは憲法解釈を変えるために使った便法にすぎないと思っています。我々の理解はそう。これは、幾ら皆さんがどういう御答弁をなさっても、国民もその点大疑問に思っているんじゃないと思う。その上に、国会の承認も派遣をもしする場合にやらないということになるならば、これはシビリアンコントロールの面からも非常に重大な問題であることは言うまでもありません。

そこで、なぜその国会承認ということについて、

総理、そんなにこだわっていらっしゃるんですか。

しかも、平和協力法案審議の過程においては、自衛隊を組織に出すというのは国民はノーと言ったんですよ。その後のいろいろな経緯はあっても、自国民で最初のお考えになったことも、自衛隊とは別の組織ということを確認に国民に公約したはずなんです。これは私は重大だと思っております。それがいつの間にか、けさ引用したようないろいろなこと、政治的なからくりなり法制局に対する圧力等があった、自衛隊組織ごとハワマッチじゃないけれども、丸ごと派遣をするというから、これは日本の戦後の防衛政策、安全保障政策、外交政策の重大な転換なんです、総理、ある意味じゃ。それをやろうとしておられるのに、この法案がどういう結果になるかわかりません。

が、仮に派遣をされるという段階において、五つの条件をつけたから、原則をつけたから、国会承認は必要ないというこの考え方というのは、シビリアンコントロールあるいは国会の最高機関という面から私たちは納得できない。まずその理由からもう一度明確にしていきたいと思っております。

○海部内閣総理大臣 この法案をつくり出すときに決めた五原則というのは、これは国連文書に書いてあったり、国連の大きな目標、枠組みであることももちろんですが、日本にとって特に慎重に厳しくみずから規制するためにつくった原則であります。そして、そのことを含めて、さらにほかのいろいろな問題等についても日本独自の考え方をも入っているわけでありまして、これを行うことによって、先ほど法制局長官と御議論のあった、憲法に禁止している武力の行使を伴う海外派兵ではないんだという点についても、十分な歯どめと十分の対応、枠組みをつくって、それを法案化した国会にお願いしたのでありますから、国会なんかどうでもいいんです、そんなことは一度も考えたこともありませんし、国会でこの枠組みを決めていたかなければ法案が通らぬわけでありまして、この法律によって認められる枠組みの中で、

授けられた権限の範囲内で、それぞれの要請に応じて効果的な対応をしようということでありまして、これはシビリアンコントロールの大きな大きな制約のもとでこの法案自体がつけられるということなんです。

そして、この法案に書いてありますことの枠組みの中で今度はそれぞれの行為を行うわけでありまして、府においてできる常設的な本部をつくらせて、総理府においてできる常設的な本部で本部長が実施細目を決めます。そうしますと、実施計画は閣議で決定し、実施要領は本部長が決定をして、それに基いてのみ協力隊員というものは動くわけでありまして。

したがって、それらの問題について、国会に決めてそれで終わりというんじゃないで、それを決めたとき、閣議決定したら遅滞なく報告をします。途中の段階でも報告をします。その報告を受けて、国会でいろいろ御議論があらうというところも十分想定されるところであります。その御議論を十分踏まえながら実施していくというわけでありまして、その意味において二重、三重にシビリアンコントロールのもとでこれは行われる行動である、このように御理解をいただきたいと思っております。

○上原委員 それは御理解いただけませんか、失礼ですが。

総理、確かに枠組みは、この法律を国会で審議をして通ればそれはできるでしょう。おっしゃるのとおり、それはそれとおりなんだ。だが、上限、自衛隊を二千名、後でその分類を聞かせていただきたいのですが、自衛隊が幾ら、文民が幾ら、そのほかの民間セクターあるいは公共セクターの方、自衛隊以外の、これだけのものをどのような形で出して、どういう条件で派遣するのか、その態様というのについてはこの法案にはないのです。枠組みしかない、総理がおっしゃるのとおり。そうであるならば、当然それはその内容を国会に、報告だけでなくして吟味をして承認をして初めて出すというのがシビリアンコントロールであり、国会

の関与を充実させる、権限を持たず、国民の意思を集約するという手順じゃないですか。これはどう見ても国会承認要らないとおっしゃる方に無理がありますよ、国民がお聞きになれば、大いにそれは議論しましょう。幾らおっしゃっても、それはまずまず理解できないですね。

なぜ私がそのことを申し上げるかといいますと、皆さんは盛んに、非常に緊急を要する場合がある。まあ外務省というのはいつもそうなんだが、もう少し体質改善していただきたいのですが、五日から十日間の期間ですぐ、緊急に派遣しなければいけなから、国会承認なんか手間取って大変だと言わなければならないことをけさ与党委員の質問におっしゃっていただけたけれども、我々は、国民はそう見ないと思っております。

なぜなら、自衛隊法第七十六条の防衛出動あるいは治安出動、七十八条、国会の承認を求めているじゃないですか。国の存亡にかかわる防衛出動でさえ国会の承認を必要としているのですよ。緊急事態かもしれない、ある意味においては、なぜこの問題について国会の承認を求めず、立派な歯どめができるかと言っているのです。内閣だって変わりますよ。業務計画だって時の状況や相手側の受け入れ条件あるいは国連の決議の内容とか、そういう面によって変化があるわけでしょう。法律はそのままだけにありますが、この法律に基づいて派遣される平和維持軍の態様というのはその都度都度、変化があるのです。だから業務計画を策定するわけでしょう。だから要領を策定しなければいけなくなるわけでしょう。

もう一度、必要性をお認めになりませんか。○海部内閣総理大臣 国連の平和維持活動に参加をするという、その参加のあり方の大きな枠組みや理念やその規制について、これは法案に全部織り込んで御審議を願っておるわけでありまして、決して国民の皆さんを無視しているわけでも国会の審議を無視するわけでもございません。同時にまた、そこでできる枠組みの中で具体的にどのような要請がどこで起こるかということ、これは

今から想定することができない面も確かにあるわけですから、そして、その紛争当事国がそれに合意をして停戦を成立させて、平和維持をこの形で行うことは、要請が今度には国連の理事会の決議を受けて決まらなければならないわけですから、来た場合には日本はどの程度のことか、それができるかどうか、それから日本はどのようなことができるのか、それから何を考える、閣議で実施計画をつくるわけであり、ついたら遅滞なく国会にその計画をお示しするわけです。

国会でそれについてのいろいろな御議論をいただくことは、それは当然であろうと思うし、また我々はそれに基いて派遣をし国際協力活動を行っていくわけであり、国会のその都度の御議論は十分尊重することは申し上げるまでもないこととさせていただきます。尊重してまいりますから、これらの手続を経て国民の皆さんにも今度行くのはこの程度のもので、こういう理由で行くのか、こういうことかということは必ず明確にわかるようにいたします。

○上原委員 それは報告をする、議論もさせる、これは聞き放し、言い放しになるのじゃないですか。どうして承認がそんなに、承認は足かせになると思うからでしょう。

だから、けさほどから議論をしておるうちに、憲法解釈の問題であるとか、あるいは武器使用の問題であるとか、あるいは装備についても、それはその都度ケース・バイ・ケースはもちろん場合によつてはあるでしょう、仮に派遣されるとすれば、だが、その身を議論するだけでなくして果たしてそれは妥当かどうかという国会の議を経るということは、大事なシビリアンコントロールなんです。最も大事な点なんです。なぜそれを回避しようとそんなに熱心かということになると、何か裏があるのじゃないかと疑いたくなりますね、まさに。

それは国民もみんなそう思っているんじゃないですか。防衛出動や治安出動だつてそういう手順を

踏まなければいけないということになっている。しかも我が国が戦後初めてというが、大きなそういった外交政策が、自衛隊、防衛政策というものを転換する形でこのようなものを出そうという時期に、これは出される方もやはり国会でうんと議論をして中身もみんなで討論もし合つて、やつて、国会の承認を得る必要があらう出ていくという方がむしろいいとおっしゃるかも知れません。どうして、与党内にも国会承認は必要じゃないかという意見もあるんじゃないですか。それをかたくなに閣議で計画をつくるんだ、国会に報告するからというふうなことで、到底これは納得できないし、国民の理解を得るには私は至らないと思う。ぜひ承認案件にしたいだきたい。

そこで、条文で言うこの国会に対する報告のマニアルというのはあるんですか。いつ、だれが国会のどこに報告するの。

○海部内閣総理大臣 この法案をよく我々が検討するときに、国会からは枠組みの授權を受けるようなことになるわけですから、したがって上院に上院についてもきちつと上院を示しているし、また持つていくものについては、武器はこういう場合、自己の身体、生命を防護するためのものであつて、この程度でいいだろうという上院とかその枠組みを全部お示ししてありますので、私は、防衛出動のときのように、これは個別的自衛権に基いてまさに防衛出動というのは武力の行使をするということと想定して出動する場合でありますから、そうではなくて、今回の場合には、上院もいろいろなものも決めて要請を受けての枠組みで、しかも出ていく先の国からは停戦の合意があり、PKFの活動を受け入れたいという要請もあり、それに基づいて国連の決議があり、それに従つて行く、その行くときの枠組みは既に国会の了解を得ている、最大限として横幅、いろいろなもの枠組みの中で実施計画を当てるようにつくり、こういうことを決めておるわけであり、遅滞なく御報告をします。どうやるかと言

われれば、それはそのときどきの事情であります。国会開会中であれば当然衆議院議長のところへ直ちに報告をすることになると思ひますし、また国会閉会中であっても衆議院議長のところへ直ちに報告することになる、私はこう考えます。

○上原委員 衆議院議長に報告すれば国会に報告した、まあ一応の手続的な面はそうかも知れませんが、国会に報告するというのは紙切れを出せばいいということじゃないでしょう。中身を国会で議論するのが目的なんじゃないか。なぜ、議論をさして、それが妥当かどうか国会の議を得るというのが何でそんなに悪いの。

○海部内閣総理大臣 どうするかという手続論の御質問でしたから、政府から議長のところへ国会開会中であつて閉会中であつて直ちにそれは報告するというのがそういうものではないか、先ほどの答弁で、報告すれば当然御議論があることは重々承知しておりますし、その御議論は重々判断をさせていただきますし、これを重く受けとめて実施をしなければならぬことは当然でございます。

○上原委員 納得できませんね、それは。当然衆議院議長に報告すれば議論されるだろうということですが、それも個人差があるかもしれないし、いろいろ国会の審議を速やかに行うということにはなり得ない面もあるかと思うのです。我々は国会承認というのは絶対必要だ、これは譲れませんよ、絶対に。必要ですよ、それが考えたつてね。

なぜそういう懸念を持つのかといふと、今国際緊急援助隊法の改正案も出ているわけですが、これは同僚議員の方がいろいろお尋ねになると思ひますからききょうもうそのまで議論する時間は私にはありませんが、その附帯決議が実は全会一致で採択されたのです。この緊急援助隊法が制定をされる場合には、随時、当委員会、いわゆる外務委員会に報告をするということになつておるのです。これまでたしか十九回援助隊は派遣されたと思ひます。

○海部内閣総理大臣 お言葉ですが、私は国際緊急援助隊が海外に出て汗を流しているといふことを誇りに思つておりましたので、私自身は本会議の中でも御答弁の中でもいろいろ例を挙げて報告させていただきまして、また政府として、御指摘の衆参両方の外務委員会の附帯決議の趣旨を踏まえて、従来より、国際緊急援助隊が派遣された場合には、速やかに同委員会の全理事に對し、文書で国際緊急援助活動に関して

思ふのです。我が国から。だが、残念ながら一度たりとも外務委員会に報告されていないのです。その結果や状況について、確かに緊急援助隊法にはそのことは明記はされていないけれども、附帯決議という中で、六十二年です。一九八七年になりますか、八七年にこの法案が成立をして、それ以降十九回派遣をしている。だが一度も、どういふような内容で派遣をしますよ、結果はどうなりましたよという報告がないのですよ、外務委員会にも。

事態はこんなことです。だから、あなたがおっしゃる通りに、これは報告をしますよ、議長に出しますよと言つてみたつて、その都度の内閣の判断とかあるいは国会の状況等によつて、国会の承認案件にしなければこれは決してシビリアンコントロールの実を上げ得ない危険性が多分にある。そういう面から見ても、これはシビリアンコントロールの実を上げるということ、国民もまたそういう面についてはぜひ国会の厳しい関与とかコントロールというものは必要だ、こうお感じになつていらつしやると思うので、今、これは法律と附帯決議は違つてもいいかもしれませんが、尊重しない悪い例として残つていくので、だから、いかに報告事項というものが官僚の自由裁量によつてほごにされているかというところなのですからね。重さやその面は違つてもいいかもしれませんが、そういう実態があるということからしても、これは国会に報告するだけでなくして、やはりその内容についてきちつと国会の承認を受ける、そうでなければいけないと思ひます。

○海部内閣総理大臣 お言葉ですが、私は国際緊急援助隊が海外に出て汗を流しているといふことを誇りに思つておりましたので、私自身は本会議の中でも御答弁の中でもいろいろ例を挙げて報告させていただきまして、また政府として、御指摘の衆参両方の外務委員会の附帯決議の趣旨を踏まえて、従来より、国際緊急援助隊が派遣された場合には、速やかに同委員会の全理事に對し、文書で国際緊急援助活動に関して

講じられた措置について報告しているところでございます。

○上原委員 報告されてないですよ、それは。どこに、いつ報告された。私は理事をしている。その都度理事に報告すれば国会に報告したことになるのですか。冗談じゃないよ。そういう実態なのですよ。これは一例なのです。総理、私は何も緊急援助隊の行動をどうか、それを評価しないという立場で言っているのじゃないですよ。附帯決議で義務づけられておいても、それは口頭で言ったかもしれない。私の調査においては報告されてないの、それは。

委員長、じゃどういふ報告をしたか、これまでに十九回の文書全部出してください。いつ、どこで、どうやったか。

○海部内閣総理大臣 委員会の理事の皆さんに文書で報告をしておるということでございますし、また私はそれをもって御理解をいただかないと、委員会に対する報告は行われておる、一度も行われておらないと言つて委員はおしかりになりましてたけれども、全理事の皆さんに文書で報告をしておるというのでありますから、それは御理解をいただかなければいけないことだと思ひます。

○上原委員 それは大事な点だ。じゃ、それ出せませんか。全部、いつ、どこに、何時。

○海部内閣総理大臣 例えここに一つ来ておりますのは、イラク避難民援助のための國際緊急援助隊の派遣、イラン、トルコからの報告、括弧書きとして技術協力課、平成三年五月二十一日にイラン、トルコに対して援助隊の派遣と連日どうしたか、いつ入ったか、何をしたかということが略図とともに加えたこういった文書をお配りしておるということでもあります。

○上原委員 それは、配ったとかあるいは理事に報告をしたとか個人個人にはやったかもしらぬ。しかし、私はその記憶はないですね。それはちゃんと国会、委員会でもやらないかぬですよ、委員会

委員長、ですからそういうようなこともあるの

で、やはりこれは国会に、国会の報告事項でなくして、国会承認ということでもやらなければいけません。その点は後ほど確かめます、もう一遍。しかしこれは、国会報告ということでも五つの条件をつけたいとあるのは今のうちにそういうことがなされていっている。これは理事にやつからといって報告になりませんよ、それは。全部委員会に、きちっと委員会でもというふうになつていっているかということ。それ、そういう前例もあるんだからね。これは、ましてやこの法案の重要性からしますと国会の承認というものは絶対必要だと思ひます。ですから私たちが、この点についてはぜひそういう方向で政府の見解を改めてもらいたい、考え方を。改めて総理の御決意を聞いておきたいと思ひます。

○海部内閣総理大臣 国会の承認をいただいて、このような枠組みでこの程度のものであるという目標に従つて出しているという授權の枠組みをこの法律で与えていたけれども、私どもは思つておりますから、その与えられた枠組みの中で実施計画をつくつた場合には、これは枠組みの中に入つています、御承認いただいた枠組みの中ですというのを閣議で決定したら、遅滞なく国会に報告いたします。国会で御議論いただければ、その御議論は十分に尊重させていただきます。

○上原委員 あくまで国会承認は拒否するといふ拒否というか、まあ必要ないというふうなお考えですが、その考え方は我々は納得できませんし、国民もやつぱりこれだけ重要な案件については国会で平たく議論をして、そして承認を受けた上で、仮に派遣するならばそういう手順を踏むべきだといふことを強く求めておると思ひますので、恐らくこの点は同僚委員の方からもほかの党の方々からも強い御指摘があると思ひますから、次に進みたいと思ひます。

次は、アジア近隣諸国の反応についてお尋ねをしますが、これはけさまで与党委員の方、先生方からもお尋ねがありましたので簡単に触れておきます。

確かに中山外務大臣が国連で、まあ日本の過去

の戦争行為についての謝罪というか、その趣旨の演説をなさつたということは報道されております。その点はまた当然だとは思ひ、アジア近隣諸国の方々の理解をより深めていく、しかもことしはパールハーバー五十周年ですからね、そういう面からも必要があると思ひます。

しかし、総理が例えばASEAN御訪問をなさつた、あるいはサミットでいろいろそういうことに対する理解を深める努力をしてきたとたびたび強調されるのですが、その努力は多ししながらも、なかなかすきつとというか、アジア、中国にしても韓国にしても朝鮮民主主義人民共和国にしても、あるいはまあシンガポールは理解をしたとかタイはどうか、これはお土産、援助を持っていけば、相手も外交辞令がありますからね、なかなか正面向かつて、正面から反対というふうなことは言わないでしよう、それは外交的に。私はやはり、中韓の両外相が懸念を表明しているというところを考えると、今なぜ自衛隊を組織することに海外にPKFに派遣をしなければいけないかということについては、相当無理があるような感じがします。

この点は、これだけ国会のこの審議も注目しているでしようし、いろいろこれからの展開があると思ひますが、やはり我々も國際貢献そのものを反対しているわけじゃないのですよ、ですから、軍縮ということを考えながら現在の自衛隊の全体像をどうするかということも含めて、皆様方がおっしゃつたように、自衛隊とは別の組織を、本当に日本の中長期の國際貢献策というものを考えながらみんなで知恵を出そう、そういうことならば私も私は共通の場ができると思ひます。それね、なぜそれをおやりにならぬのですか。これがアジア諸国、近隣諸国の今日日本に向けている懸念なんです。

だから、選挙監視団があるし、いろいろその手順を分け、できる面から文民を中心に本當に、拙速にやるのではなくして、もっと慎重に構えて、日本の本當の平和戦略、二十一世紀に向けた國際

貢献、憲法理念を生かす、なぜそういう具体的な立派な政策というものを今国民合意のもとで形成をしていこうとしないのか。やることは、国会の承認も受けなくてだつと出そうとする。これではアジアの皆さんも、より懸念やあるいは日本に対する過去の不幸な思いというものを抱くかもしれない。そのことに對してどうこれからやっていくか、今私が申し上げたようなことについて。そういう範囲なら我が党も十分柔軟に對処してみたいという研究を今やっているんですよ。総理、お答え願ひたい。

○海部内閣総理大臣 アジア諸国の問題につきましては、歴史の反省に立つて謙虚に顧みるならば、私は、日中の首脳会談でも日韓の首脳会談でも、その他アジア諸国との首脳会談で、いつもそのことについては謙虚な反省を持っておる、同時に、日本は二度と軍事大国にはなりませんという平和の理念もきちつと申し述べ、御理解を得たいと言つてまいりました。そして、國連の平和維持活動にも参加をするべくその体制の準備を進めておりますということも率直に申し上げました。それで、アジア諸国が、その構想は支持するけれども慎重にしてほしい、懸念を表明されるのはそれはやはり戦争中のいろいろな思い出等があつて、そのような懸念を表明されることについては我が方も謙虚にそれを受けとめなければならぬということ、これは私はいつも思つておるところであります。

しかし、今度は前向きに見て、このアジアの國々が、今ヨーロッパで起つておるような冷戦構造の発想を乗り越えていく、CSCCEというふうな相互安保体制ができていくような状況になつてきておる、アジアはまだアジアの地域にいろいろ困難がある、紛争もある、対立もある、未解決の問題もあるということになってきますと、これらの問題を片づけていくためには、アジアの地域に少なくとも紛争がなくなつて平和が維持されるということはこれはアジア全体の共通の願ひであり、アジアの平和と繁榮のためにそういうこと

を、なぜそういう具体的な立派な政策というものを今国民合意のもとで形成をしていこうとしないのか。やることは、国会の承認も受けなくてだつと出そうとする。これではアジアの皆さんも、より懸念やあるいは日本に対する過去の不幸な思いというものを抱くかもしれない。そのことに對してどうこれからやっていくか、今私が申し上げたようなことについて。そういう範囲なら我が党も十分柔軟に對処してみたいという研究を今やっているんですよ。総理、お答え願ひたい。

に過去の反省に立つて汗を流し協力をしていくんだという日本の構想や日本の決意というものは御理解がいただけるものと思っております。

同時に、この法案では、先ほどから申し上げるように、五原則をつくって、当事者の合意がなければ行かないんです。また、武力行使に行くんでもありません。また、国連が決議をして、それに従っての国際社会の平和維持協力の問題でありまして、我々の願うところと、ノーベルの平和賞までもらった国際社会で高い評価を受けておるPKFに日本もできる範囲で厳しい制約のもとで参加をする、こう言っておることについてはどうぞ御理解をいただきたいということを、私は誠意を持って首脳会談でもまたシンガポールや中国の演説のときでもそういった気持ちを訴えてきた次第でございますが、今後とも、これらの問題については誠意を持って説明をし続けていくつもりでございます。

○上原委員 その熱意は結構でしょう、これは持続的におやりにならないといけないでしょう。だが一向に、そうおっしゃっても中国や韓国あるいはアジア近隣諸国の外相なり首脳が自衛隊派遣ということについての懸念を表明なさっているというこの事実は一休何なのか。そこをよくお考えにならないと、日本の経済力、あるいは何でも海外まで持つていけばいいんじゃないかという雰囲気というにますます違和感をお持ちになるんじゃないかということに改めて指摘しておきたいと思うのです。

かつてシュミット前西ドイツ首相はこう語ったことがあるのです。「真の友人がいないという状況から日本が抜け出すには、どうすればよいのか」という質問に対して、まず第一点は「一九三〇年代から四〇年代にかけて、日本軍による占領を受けた国々のすべてが、日本は過去を反省している、またはしるべき謝罪を行っている」と本心に感じているだろうか。私の体験からいうと、韓国や中国、あるいはフィリピンの人々は、日本が過去を正面から見つめているとは思っていない。

ドイツは大战中における自分たちの大きな過ちと罪を認め、その歴史的事実を深く悔いている。日本にそのような認識があるとは、彼らは思っていないのだ。こう述べておられるのです。これはやはり、私は沖縄戦も経験をし、捨て石にされた陸上戦場になった経験もありますので、よりこのシュミットさんの言っておられることはわかるわけですが、ですからそういう本心に歴史的な反省、国民全体があの太平洋戦争、第二次世界大戦の侵略戦争であったということに対する十分な反省の上に立つての外交とか防衛とか安全保障ということとを考えると、私はやはり理解と協力というものは得にくいと思うのです。

その点について、これは何も私がつくったわけじゃない。むしろ、「ニューズウィーク」八八年の四月二十一日号にあります。ほかにありますが、この程度にとどめましょう。総理の御感想をお聞かせください。

○海部内閣総理大臣 自身も方々の政策演説において、また首脳会談において、日本の過去の歴史に対する反省については率直に表明いたしました。同時に、歴史のそういった暗い部分、日本が反省しなきゃならぬ部分というのは二度と繰り返してはならないということも強く誓い、そういったことを今後教育の場でもこれはよく理解してもらわなければならぬという点についても、私も率直な反省をして表明してきております。

しかし、現段階に立つて未来を見詰めるときに、アジア・太平洋地域の平和と安定、世界の平和のために何をなすべきかということについても、でき得る限りのことはしなければならぬというのが私どもの今の国際社会における日本の立場を考えるものであります。また、今シュミットさんの例をお引きになりましたので、私も失礼ですが一ただけ引かせていただきたいのは、これは上原先生も参加をされて、上原先生も御一緒に視察をされた今年六月の政経事情調査議員団の報告書の中にあることで、ドイツのシュミットさんの総裁をやっておられたSPDの方とのやりとりの中に

も、「以前はSPDとして、PKOは重要であるがドイツは参加しないとの立場をとってきた。現在の国際情勢の変化の中で、SPDとしては教条的になることなく、その考え方を変えてきている。などなど、シュミットさんがつくられた政党がこのようにして新しく国際情勢の変化の中で国連の平和維持活動にも参加していくんだというやりとり、恐らく先生も御同席なされたと思いますが、詳しく私は報告書もいたして読ませていただいております。そういった意味でそれぞれの問題には対処したい、こう考えております。

○上原委員 時間が来ましたので、私とその報告書を引用しようとしたから、それを見て今引用したかも知れぬ。実は、そのことに対する答えは私の質問に対してSPDが答えておったのです。よくわかる、それはよくわかります、変化があるということ。

そこで、あと五分しかありませんので、教育訓練、研修問題についても少し、十五条ですね、お尋ねしたかったのですが、またほかの方々からも御質問あると思いますので、なぜ我が自衛隊を組織ごと——自衛隊というの、自衛隊法三条にあるように、やはりある意味じゃ国防軍ですよ、外国流に言いますと、軍隊ですよ、これは何と云っても任務は国土防衛、だが、PKOというのは違うのです。

さつきも武部先生、少しだけ触れておりましたが、我々がスウェーデンやカナダでいろいろ視察をして感じたことは、PKO要員としての資質が、情緒の安定、いわゆる精神的安定ですね、私なんか失格でしょうね。あの団員で適格者は田原团长ぐらいだと言っていました。向こうでは情緒の安定、精神的安定ですね、それと謙虚さ、忍耐力、同情心、協調性、柔軟性、それから語学力ですね。外向的性質、いわゆる内向的な人間ではだめだ。そして、安定した社会的背景などがこのPKO要員としての資質、資格なんだと言っているのです。一番重要なポイントには中立的であるとい

うこと。

そういう面からしますと、撃たれる前に撃てとかあるいは先手必勝という軍隊訓練をたたき込まれている軍隊組織が丸ごと出ていっても、こういう資質や素質や資格というものは非常にひどい。その面では、やはり北欧三国にしても、PKOを出しているいわゆる中級軽武装国家というのは長い歴史の上に積み重なってこういう国際貢献、PKF活動までやっているという事実を考えれば、やはり日本においてもそういった中長期の国際貢献というか平和戦略というものを考えて、自衛隊を組織ごとに使おうというカナダ方式をとるのではなくして、今申し上げたようなことを、訓練施設を含めて、独自の訓練施設もつくって国際貢献に役立てていくということが私は国民の合意が得られると思うのです。

その点についての総理の御見解と、PKO、特にPKFの訓練というものをどのようにお考えになつておられるか、最後に聞いて、時間でありましてので終わりたいと思います。

○海部内閣総理大臣 国連の平和維持活動というのは、これは停戦合意が成立した後でありますけれども、完全に平和な町の盛り場とは違うわけでありまして、いろいろな組織的に訓練されたりあるいはそれまでの経験や技能を持つておるそういった人が効率的に効果ある活動をするのができるものだということは言えることだと思っております。しかしそれにしても、今までの経験と全く違う分野の問題でもありますから、研修をしたり事前にいろいろと、今並べられたいろんな項目について、あるいは現地でのそれぞれの事情について、これはやはり身につけておかなければならないことはたくさんあると思っております。

同時にまた、日本が参加をしますときに、これは日本は日本語というものを常用語としておる国でありますから、PKFなりPKOなりにも、まさか通訳の同行をさせるわけにはいきませんから、参加する人自身に基礎的な語学力も研修して身につけてもらわなきゃならぬとか、そういった方を

選考するとか、いろいろ日本は日本なりのいろいろな要件も出てこうと思えます。そういった意味で、研修とかその場における対応は慎重にやるようにいたしたいと思えます。

○上原委員 終わります。

(船田委員長代理退席、柿澤委員長代理着席)

○柿澤委員長代理 この際、川崎寛治君から関連質疑の申し出がありますので、これを許します。川崎寛治君。

○川崎(寛)委員 私は、林委員長がこの委員会の運営について大変民主的にやるということを、理事会で決意を述べられたことを理事から報告を受けました。だから私は、きょうの質問の冒頭に、委員長にはこの委員会の運営についてきちっとしたことを約束してもらおう、こう思っております。しかし、柿澤さんが委員長に着いているんですから、その席に着いている間はあなたが責任を持たなければいかぬと思うのです。

それは、国会は国権の最高の決議機関だ。ですから、唯一の決議機関なんです。そして、国民の信託にこたえて我々は行動するわけですから、そのことからしますならば、私はきょうは、特に私から要求する以外には政府委員の答弁は受けない、あなた自身あるいは他の大臣と質疑をいたしたい、こういうふうに思っておりますので、そういう運営をお願いしたいと思います。委員長。

○柿澤委員長代理 川崎委員の御趣旨に沿って努力をいたします。

○川崎(寛)委員 先ほど、外務省の方から上原委員に対して、国際緊急援助隊の報告を五月の二十一日出した、こういうことでございますが、五月の二十一日は理事会も何もないんです。配られてないんですよ。実際には配られてないんです。だから、上原委員が十九回もあつたうち全然一つも記憶がないというならこれは怠慢でしようが、ないんですよ。これは、私はこんなことで論争したくないですから、このことは事実を……(発言する者あり)出せよ。それなら出しなさいよ、はつき

りと。

○川上政府委員 先ほど総理から御答弁がございましたのは、一例としてこのようなものというところで申し上げたわけでございますが、お出ししたそのものではございません。したがって、今手元にございませんので、役所の方で用意いたしておりますから、後ほど必要とあらば提出させていただきますと思います。十九件について、できれば提出させていただきますと思います。

○川崎(寛)委員 そこで、総理、米ソの冷戦が終結しました。そして、あなたはCSCEのことも言われましたね。

そこで、お尋ねしたいのは、まず第一に、つまり米ソの冷戦、東西の冷戦が終結をしたということとは、米ソが再び武力で対決し合うことはないとは確信をします。いかがですか。

○海部内閣総理大臣 私も、米ソの対立、米ソの力による対決の可能性は次第に遠のいていきつつあり、また、冷戦時代の発想を乗り越えていきつつあるという見方については同じでございます。

○川崎(寛)委員 そこで、米ソの冷戦、東西の対立というのは、ヨーロッパについて言えばドイツの分裂なんです。そのドイツの分裂が、一昨年統一をしたわけですね。そこで今、敵のいない安全保障というヨーロッパは議論に入つたわけですね。うですね。そこで、あなたは先ほどからCSCE、CSCEということを言われる。アジアとヨーロッパは違うということを言われる。じゃ、大変失礼な質問だけれども、CSCEはいつ議論が始まって、いつヘルシンキ宣言が行われたんですか。

○海部内閣総理大臣 突然の御質問ですから、いつと言われているあれですが、第二次世界大戦が終わったときに、第二次世界大戦の終結時の国境線を今後力でもって変えないようにしようという基本から始まったのがヘルシンキ合意の精神であり、そういったものの話し合いであったと思えます。

それから、東西の対立が終わるとき、例えば第二次世界大戦が終わった直後に、アメリカが例の

マーシャル・プランをつくってヨーロッパの復興のために手を差し伸べようとしたときに、このとき米ソの話し合いがきちつといたおればよかった。それがいろいろな思惑から、それがいつ有名な鉄のカーテンという言葉ができた。東欧諸国の組み込みができた、NATOとワルシャワ条約機構の対立が出てきたのがヨーロッパの対決の根源であつたと私は思っております。そして、それが最近の米ソの、何というのでしょうか、新しい体制に向けての合意、ソ連の側からいえばペレストロイカとか新思考外交の発展によって、ユーラシア大陸の西のヨーロッパでは統一の機運が進んできた。それが象徴的にあらわれたのがベルリンの壁の崩壊であり、ドイツ統一であつたというところは、私もそのとおりだと思っております。

○川崎(寛)委員 全欧安保協力会議が始まりましたのは一九七二年なんですね。そしてヘルシンキ宣言がなされたのは一九七五年。いいですか、七五年にヘルシンキ宣言がなされて、それがCSCEの昨年のパリ宣言に至るまでには十五年かかっているんです。十五年。いいですか、十五年。そして、そのヨーロッパにおける対立の一番の基盤はドイツの分裂なんです。そのためにドイツを割つたわけですから、ヤルタ体制なんです。それはアジアにもあります。アジアにもあります。今ヨーロッパで議論をしておりますから、見ますならば十五年かかってCSCEはパリ宣言にきたわけですね。じゃ、ヘルシンキ宣言をしたときには米ソの対立はどうでしたか。

私が言うのは、米ソが、一九七五年、ヘルシンキ宣言をしたときは、今日のような敵のいない安全保障が議論される状況ではなかったわけですね。東西のドイツは対立しているわけですね。分裂をしたまんまんなんです。

(柿澤委員長代理退席、委員長着席)

だから、今のアジアの情勢について言えば、あなたは、今アジアではCSCEを話し合うような状況はない、こう言うけれども、七五年のヘルシンキ宣言のときのヨーロッパの情勢はどうですか。

対立しているんでしょう。対立している中で、米ソ両陣営三十五カ国、そのときにはアルバニアが入ってなかったが三十五カ国。パリ宣言のときにはアルバニアが入りましたが、ドイツが一つになった、こうなりますからね。

そうなりますと、私が今申し上げたいのは、あなたは、アジアとは違うと言えけれども、そうじゃないんですよ。わからぬですか。わからない。要するに、十五年かかってパリ宣言にきたというところは私は申し上げたいわけなんです。(海部内閣総理大臣「それはわかつていっているのですよ」と呼ぶ) わかつていっているでしよう。わかつていながら、今アジアで全アジアの会議をつくっていく努力を今しなきゃならぬわけでしょう。特に、朝鮮半島が変わってきた。今、このPKOでも議論になるカンボジアも変わってきた。だから、全アジアの安全保障を、おくれておられるけれどもアジアで進めなきゃいかぬ。そのことがわかりませんか。

○海部内閣総理大臣 ヘルシンキ宣言が七五年に行われた、そして十五年かかってCSCEになった。おっしゃること、そのとおりであります。私もよく知っておりますし、また、そのヘルシンキ宣言のできる一年前に、ちょうどニクソン大統領がソ連を訪問する、フォード大統領もソ連を訪問する、そして共同声明を出す。当時、何というんでしょうか、米ソの雪解けというかデタントモードが醸し出され始めたところで、核戦争防止協定にブレジネフ書記長がアメリカへ行つて署名をしたということもその前年に行われておるわけでありまして、米ソがそろそろ力による対立をやめて、そしてデタントに入つていこうとしておる背景があつたときにCSCEのヘルシンキ宣言というものが生まれたんだ。その当時と今と、今のヨーロッパとは、そして今のアジアとは、これはやはり基本的には私は違う、こう思うのです。

というの、ヨーロッパの方ではもう既にベルリンの壁も崩れ、東西統一も成り立っております。

二六

ども、今のアジアにはいろいろまだ問題が目の先残っておるわけでありまして、お触れになった朝鮮半島でも南北の両政府が同時に国連に加盟することができた、ようやくできたという言葉を使ってもいいかもしれませんが、そういういい結果が生まれてきておる。さらにこれは緊張緩和で平和統一を促進していくようにしていこうと皆が願うわけですし、ベトナム、そしてカンボジア、いろいろあった問題も包括和平の方に向かって動きつつあるときでありますから、一定の地域で相互安全保障をやらうと思うと、それらの個別の問題が皆きちっと片つくような努力をまずしなければならぬという点において私は違っておる。今アジアにそういうCSCCのようなものを今直ちに呼びかける雰囲気ではないから、一つ一つ片付けて、そういう状況をつくる努力を二国間や多国間でしているんです、こういうことです。

○川崎(寛)委員 NATOとワルシャワ体制というふうなヨーロッパにおけ集團安全保障体制が東西にありまして、だからそれは話しやすいという条件もあったと思いますよ、ヨーロッパでは。しかし、アジアでも今大きく動いているわけですから、CSCCはだめだということではなくて、どうしたらCSCCに持っていくかということが今の日本の役割なんです。

私は、ドイツと日本をこれから比較しますよ。今、上原議員からもドイツの問題言いましたけれども、ドイツと日本というのは、同じ敗戦国でありますけれども、戦後たどってきた道筋というのは非常に違うんですよ。非常に違う。だから、その道筋を日本がどう進めるべきかということが今回のこのPKFにもかわる問題なんです。

そこで、具体的にお尋ねをいたしますが、あなたが今引用された、これは私も田原閣長のもとに参りましたけれども、ドイツの連邦議会で、ドイツのキリスト教民主党、与党です、外交委員長出してあります。それから、今御指摘になった社民党のホイクト君も出ました。私は旧知の間柄でございますけれども、そのドイツは今、この報告に

ありますように、「PKOのみへの参加について基本法の改正が必要か否か憲法学者に聞けば様々の議論がありうる。しかし、政府としては、政治的に重要な問題については基本法を改正すべきであるとの立場であり、野党も基本法の改正が必要であるとの立場である。」つまり、非常に重要な、だから基本法に問う。ドイツは現在、停戦監視団を含め、これまで軍事分野への参加を行っていない。つまり、民主主義というものを非常に大事にしているんです。議会というものを大事にしているわけですね。だから、政府の解釈で勝手に憲法解釈をして、つい去年の暮れ、出せないと云った、PKOは出せない、PKFには出せない、こう言っておたやが、今度は解釈で変えてきたわけでしょう。こういうことをドイツはしないんです。なぜドイツはしないか。

総理、今私が読み上げた、この基本法に対するドイツの、PKOをめぐるこのドイツの政府並びにドイツの議会——六ページです、六ページ(海部内閣総理大臣)持っているのが違うんだ、これは。六ページではほかのものが出てきちゃうと(呼ぶ)ちゃんとした新しい方をやらなきゃだめだ、これは正式なやつだから。

シリング部長というのがあるだろう、ドイツのシリング部長。このシリングさんが何遍も答える。これは、シリング部長というのはドイツ外務省国連部長です。いいですか、その国連部長が、「ドイツ政府としては、基本法の改正について何ら決定を行っていないが、コール首相、ゲンシャー外相は、連邦軍のNATO域外への派遣は基本法改正が必要との立場をとっている。」ゲンシャーさんも、それからコールさんもとっている、そういう態度を。そしてさらに同じような答弁で、今読み上げましたような、「PKOのみへの参加について基本法の改正が必要か否か憲法学者に聞けば様々の議論がありうる。」工藤さん、よく聞いておいてくださいよ。これは、あなた今、後であなた自身の法制局長官としての、問われるんですよ、歴史に。しかし、政府としては、政治的に重要な問

題については基本法を改正すべきであるとの立場であり、野党も基本法の改正が必要であるとの立場である。」そして停戦監視団にもつまり現在出していない、連邦軍は出していない。きちっとしているんです。それが、ドイツがヨーロッパで信頼されるゆえなんなんです。

ドイツは、先ほど上原議員からも言っておりましたが、戦後一つ一つ積み重ねてきたんです。ドイツの中の、周囲に対する一つ一つを積み重ねてきたわけですね。触れます、後ほど。まず、このドイツの政府並びにドイツの議会、そういうものに對する態度、つまり、基本法との関係におけるドイツの態度——去年の暮れだと言ったものを、ばつと、いいんだ、こう言って猫の目のように変わってくる。だから、中山外務大臣がニューヨークで李・韓国の外相や銭其琛・中国の外相とお会いしたときにも、不幸な歴史がある、自衛隊の派遣については慎重にしたいと。慎重にしたいというの、あからさまに反対とは言わないんですけれども、反対なんです。まずドイツのこの姿勢、同じく敗戦国から立ち上がった、そして同じく経済大国として西側陣営で非常に大きな責任を背負っておるし、今度の湾岸戦争でも同じ運命でたたかれました、たたかれました、ドイツはばたばたとやらぬわけですね。国際貢献だなんて言うてやらぬわけだ。このことについてのあなたの見解を伺いたい。

○海部内閣総理大臣 詳しく御議論をし、御説明をやり合ってこられた御報告書ですから、私も読ませていただきました。

先ほど、率直に言えば、上原議員にも申し上げたように、それまでPKO、国連の平和維持活動に反対であった今の野党も、現在のような国際情勢の変化の中で教条的になることをやめてその考え方を変えてきたんだ、そして与党が、NATOの域外にも派遣をしたい、しよう、そのために学者の間で基本法の問題が出てくると言えば、野党も賛成しようと言っておっただけのこと、率直に言って、何というんでしょう、ああ、ドイツ

は与野党一致しているいろいろ基本問題についてはお話し合いができるからいいな、率直にそう思っています。

同時にまた、去年の立場についてお触れになりましたが、去年もことしも、私も憲法九条で禁止しておる武力による威嚇または武力の行使をしてもいいということを一度も考えても思ってもおらぬことでもありますし、五十年前の歴史に対する反省は厳しく持つておるわけですから、その範囲において、国権の最高機関だおっしゃいましたがまさにそのとおりで、だから院において法律をきちんと決めていただき、そこで授權の範囲、枠組みを決めていただいたら、その授權の範囲、枠組みの中で行政府としての責任において国連協力もさせていただく、そのかわりそれを報告して御議論もいただく、議論を尊重し、それを踏まえながらそういった協力を進めていきたい、こういう気持ちで臨んでおるところでございます。

○川崎(寛)委員 ドイツ社民党と私たち日本社会党の間で、防衛政策についてのいささかの見解の違いはあるんです。それは私たちも彼らと議論し合っております。しかし、彼らはNATOの中でつまり積み上げてきている。そして、今度の基本法の改正についても、いいなあと云って済まぬわけですね。CDUは、キリスト教民主党は、PKOだけではなくて、その連邦軍をどこにも、多国籍軍にも出せるようにしたい、だからそれだけの改正はやらぬのですよ。そうしますと今できないのですよ。だから、今出せるんだという理屈で出せば違憲訴訟になるんです。そこでCDUの諸君は、キリスト教民主党の諸君は、一九九四年の総選挙まで待たなきゃならぬかな、こう言っているわけだ。長いんですよ、息が。間に合わぬというさっき何か説もありましたけれども、そういうことじゃないんだ。憲法、基本法として民主主義、そういうものに対しては極めて厳格な対処をしているわけですね。厳格な対処をしておりますから、つまりPKOについては与野党で一致をした面も確かにあ

ります。ドイツではあります。しかし日本では、残念ながらアジアの関係が違ふ。だから私たちは、アジアにおけるそのヨーロッパとアジアの違いというのを、あなたが言うように我々もアジアの違いというものを議論し合っているわけですね。残念ながら違ふんだ、アジアにおいては。ですから、この基本法についてそれだけの手続をしようとしておる、つまり民主主義、議会制民主主義というものを大事にしている、そのことについてどう思いますか。

○海部内閣総理大臣 私先ほど率直に、御意見を聞きながら、ドイツの与野党が対外的な問題については意見の一致をする、合意ができるというところはいない、こう率直に申し上げました。そして、日本においても、どうか与野党の中でそういった対外的な問題については基本的な合意ができるようになる、これは日本のために国際協力のために必ずしも必要になる、また、私の率直な考えを述べたわけでございます。また、ドイツの国会がそのように国会の中で議論をして、それじゃ基本法改正も考えて与野党で合意してやっていくという話し合いが進んでおることは、それはうらやましいことだと思います。同時に、私は、率直に申し上げるならば、そういった議論をするときにはやはり自衛隊についても、これはこういうものだという与野党共通の認識に立つてからの議論が行われるようになってほしいものだなあという私の強い願いも込めて、先ほど来御答弁申し上げておるところでございます。

○川崎(寛)委員 基本的なところで違っているんですよ。ドイツでは違っているから、与野党で違っているから、この基本法の改正が簡単にできないわけなんです。

そこで、ドイツは、今回の国連の問題と関連しましたも、ドイツは大国にならない、ミドルパワーという方向をきちと進んでいるんです。だから敵国条項——日本は、中山外務大臣の国連演説というのは経済大国から政治大国への宣言だ、こうまで各新聞にも書かれました。そのことは、

アジアもそこに不安を持っているわけなんです。そこで、ドイツが敵国条項の廃止は求めない、むしろECの議席を安保の常任理事国に持つてほしい、出したい、それはドイツでなくていいんだ、イギリスやフランスでいいんだ。それだけヨーロッパを一つにするということについて非常に努力をしているわけなんです。

で、ワイツェッカー大統領あるいはコール首相は、この統一に当たりまして、言葉そのままでありませんけれども、ヒトラーの罪を背負っていく、そういう厳しき、統一に当たって大国になるんではないかというヨーロッパの周辺国のそういう不安に対しては、我々はヒトラーの罪を背負っていくと書いて厳しく自己規制をしているわけなんです。そして、そういう信頼をヨーロッパで周辺国の間につくり出すためには、七〇年代から歴史の教科書の見直しを行ってきたんです。あなたは文藝の専門家としてよく御存じだと思います。

そこで、先般、東南アジアを回られたときにシンガポールで演説もされた。従来首相、総理の演説よりは確かに少し格が、格調が高くなりました。歴史の教育をと言ったけれども、歴史の教育はどことが変わったか。一つ一つ検証すれば何も変わってない。そこでこの歴史の教科書、私はやっぱりアジアにおいてはなぜ今中国で九・一八が繰り返し繰り返し報道されるか。あるいは、私は衛星放送をよく見ておるんですが、きのうは衛星放送で大変日本の悲しい恥部を、恥部というか、見せられました。それは太平洋戦争における韓国の売春婦の問題です。二十万の人権が奪われたわけです。韓国についていけば、土地、生命そして人権、これが植民地時代には奪われてきたわけなんです。土地です、生命です、人権です。だから韓国ではあれだけ経済的には深い関係にありながら、日本が大国になってくると、厳しいものがあるわけなんです。

私は数年前に、あの瀋陽の郊外の柳条溝に行つて満州事変勃発のところに立ちましたよ。満州事変を起こしたときに、ばかな軍人どもが満州建国

した記念碑ですよ。その三つに炸裂した石柱を建てた。戦後それが倒れたんですね。当然です。そしてそれには何と書かれていますか。「九・一八を忘れる。血涙をもって恨みを刻す」と書き込んであるんです。そこには、二十万の人々が犠牲を受けているわけですから。だから、一片の演説や、何遍大国にならないと言つてもだめなんです。

私は、だから総理に率直にここで誓つてもらいたい。それは、ドイツが七〇年代から歴史の教科書を見直しますためには、ユネスコを通して、ポーランドとドイツのユネスコを通してこれは始まったんです。これまで三十回、歴史の教科書の見直しをやっているわけなんです。つらいことですよ、確かに。だから私は、中国や韓国に、あるいは朝鮮民主主義人民共和国に対しても、南北朝鮮とも歴史の教科書を見直すということを政府が勇氣を持って取り組む、そのことがアジアにおける信頼醸成の私は第一歩だ、大変厳しい道ですけれども、それをやらないかぬと思うのです。あなたの決意を聞かしてくだい。

○海部内閣総理大臣 歴史の中におけるいわゆる暗い影の面、繰り返しては絶対にいけない面、日本が過去の行為によつて耐えがたい苦痛を与えてきたことに對する深い反省の気持ち、こういったものは私は至るところで表明もいたしましたし、また韓国へ行つたときには、パゴダ公園というんでしょうか、日本に對するそういった記念公園のことは謙虚に反省をし、同時にそのことに對して、自分たちは今後二度と繰り返さないようにするために、教育の面において次の世代にも間違つたことは繰り返さないように教えていくということが大切だということを申し上げてきました。シンガポールでも、政策演説のときにそのことを明確に申し上げ、帰つてから文部大臣に指示をし、そのような努力をしてまいりました。

今後も続けてやってまいります。教育というものはすぐれて国が責任を持ってなされなければならないことであります。歴史のすべ

てを受けて、そして、それを後世に、いいことは繰り返す、よくないことは繰り返さない、事実をきちと教えていくということが当たつてほしいということは指示をし、そのとおり今動かししております。そのようにしてまいります。

○川崎(寛)委員 そのきのうの衛星放送で、韓国のテレビの女子アナウンサーが日本の女子高校生に聞くんですよ。私たちがさっぱり知りません。そういう不幸な歴史のことは知らないと言ふんですよ。今あなたは一生懸命演説して歩いた、こう言ふ。しかし、それは演説して歩いただけなんです。だから、ドイツが一つ一つ周辺国との間で戦争の責任について歴史の教科書の見直しを、ポーランドと、あとはほかのベルギーやそれそれもやっているんですよ。ハンガリーなどもそれそれやっているわけですよ。特にポーランドとの間で見ますならば、三十回、歴史の教科書の見直しをこれまで続けてきている。だから私は、九・一八、六十年ですよ。満州事変勃発から六十年ですよ。これが十五年戦争の始まりなんです。それから、そういたしましたなら、私は、あなたのそれだけ演説をしてきた責任において、歴史の教科書を見直す、具体的に、関係国と入るということをやらないんですか。

○海部内閣総理大臣 具体的に中国との間でいわゆる教科書問題というのが起こりましたときに、あのとき書き直した教科書があるかとかないとか、いろいろ報道合戦もございました。率直に申し上げると、あのときに改めてそれを書きかえた教科書はなかったはずであります。近隣諸国との友好関係を配慮した、事実に基づいた記述にしなければならぬということで、内閣が判断をし、学習指導要領にもそのことをきちと明記をして始めた。同時に、その前後には、主としてこれは自民党の皆さんだと思ひますが、議員連盟等を通じて、それぞれこういったことをしておる、こういった考えをしておるといふ協議をしていただきました。また、私自身も訪問をして、それらの

教科書の交換をしたり、いろいろいたしました。そういつたことを踏まえて、またシンガポールの演説等の後では、文部大臣に過去の経緯等も踏まえて繰返し指示もいたしております。

そのことは、責任を持つて検討もし、教科書の上にもあらわしていくように今後とも努めてまいります。

○川崎(寛)委員 これはここで議論を続けておってもなかなか片づきませんけれども、一つ一つやはりこれから誠実にやらなければと思っております。問題があれば、そして、問題をきちんと解決していくということをやらなければ。

坂本官房長官は提案理由を説明したのですから、やはりあなたにも質問をしなければ失礼に当たると思っています。

あなたは統一見解を出しますときに、いろいろの意見がある、アジアにいろいろの意見がある、つまりアジアが非常に厳しく日本を批判しているということと言われた。それをあなたはどのようなふうにご自覚しているのか。それを提案者として説明してください。

○海部内閣総理大臣 官房長官の談話を出したり、あるいは提案理由の説明を読んだのは官房長官ですが、政府として責任を持つてその談話その他は出しておるわけでございまして、また、アジア周辺諸国にいろいろな意見があるといえますのは、私が何度も申し上げておるように、過去の歴史の反省に立つて、日本の行為によって耐えがたい苦痛を与えた、このことに対して深く反省をしているということでございます。

○川崎(寛)委員 それでは、きょうの中山外務大臣の演説のテキストをもらいましたから、これを読んでお尋ねをしますけれども、地域紛争の事前防止、これは、第二回京都の国連軍縮会議の後もいろいろと議論が始まっております。今回、中山外務大臣が地域紛争の事前防止ということについて大変強く言われているわけですね。事務総長が安保理等の支援を得て早い段階で紛争の事前防止のための活動を積極的に行うようにと。私もこれ

は早くから主張しておりますし、今回の田原団で各国を回りまわしたときも、このことはニューヨークの国連本部でも議論しました。それから、ドイツやカナダやスウェーデンや、そういうところでもいろいろとこれを話し合ってもまいりました。そこで、今海部内閣が考えております地域紛争の事前防止ということの具体的などういうふうな国連の中でやろうとおるのか、どういう組織にしようとおるのか、具体的に御説明いただきます。

○海部内閣総理大臣 これは、国連の事務総長の予防外交に関する権限の強化を中心に、まず国連に予防システムの確立をしなければならぬということ、この必要性を呼びかけたものであります。

具体的には、既存の国連事務局の關係部局を改組、強化するとともに、これをともに、国際の平和と安全を脅かす可能性のある事態を常に監視して、調査研究を実施して、事態悪化の原因及び現状について事実調査団を派遣するほか、調査団の結果を踏まえて必要に応じて早期の警報を出す、国際社会の注意を喚起する。要すれば、当事者間の協定やあるいは仲介等によって紛争の未然の防止を図ること、こんなようなことを想定して外務大臣が言ったわけであります。

○川崎(寛)委員 今国連の中に調査何とか局というのがある、それが情報収集はやっております。しかし、今言われたその情報をどのように収集するのか、情報をだれが判断をするのか、そしてそれが早期警報を出すのか、だれの判断に基づいて出すのか。どういう組織ですか。

○丹波政府委員 国連におきます機能強化の流れですが、一九八八年に紛争予防宣言というのが総会で採択されておまして、この総会で関係各国が共同提案いたしました、事実調査の宣言というものもを恐らく採択されることになろうかと思っております。それを具体化するために外務大臣が触れましたのが、紛争予防システムという考え方でござい

先生現在の具体的な御質問でございますけれども、現在、国連事務局の中に情報調査・分析部というものがあつて、四十名ぐらいのスタッフが働いておられますけれども、私たちは、この紛争予防システム事務局とでもいうものにかえて、もつこの情報の収集あるいは分析というものを国連の機能強化としてやってはどうかということをこの提案の中に含めておるつもりでございます。

○川崎(寛)委員 人工衛星を十三個ぐらい上げますと、世界全体全部見れるわけですよ。ウォッチングできるわけですね。人工衛星に対しては割に各国抵抗が少ない。そういうものから見ているということに対しては、そうしますと問題は、どうその情報を収集していくか。今四十数名という話でしたが、私はこれじゃだめだと思ふ。だから、中央に地域紛争防止のための中央の機関、だからそのためには各国が、年間一兆ドルですから、世界の軍事費がですね、そうしますとその軍縮をやつて、沿岸戦争でも使われた金は莫大なんですから、それを考えますとその軍縮をやつて、つまり、中央の地域紛争防止の機構に人も金も物も集める。私は、日本は外務大臣が提唱したのですから大いにやるべきだと思います。

と同時に、これは地域組織をつくらなければだめだ。地域センターを。だから、問題の多い中東であるとか東ヨーロッパであるとかアフリカであるとかアジアであるとか中南米であるとか、そういう世界に二十数カ所、熱い、可能性のある、地域紛争の考えられるところがあるわけですから、そうしますとやはり地域センターをつくらなければいかぬ。だから、地域センターまで持つていくという考え方というか、提案する考えがあるのかどうか、いかがですか。

○丹波政府委員 まず一つは、宇宙衛星を使って情報収集するという点につきましては、この国連の機能強化の過程の議論の中で確かにそういう議論も出ておりますが、加盟国の現在の意見は、やはりステップ・バイ・ステップでいこうということ、宇宙衛星の問題は将来の問題として議論

しているという考え方であると理解しております。

それから紛争予防のための地域センターというお考えですが、これはまさにCSCEの中で、現在ウィーンにヨーロッパで設けられておりますので、一つの確かに参考になる機能でございまして、国連全体としてこの問題は今後の課題として取り組んでいくべき問題ではないかというふうに考えております。

○川崎(寛)委員 そうしますと、国連の中の調査は何と言いましたか、調査情報部が局か、これはやはりもっと飛躍的に大きくしなければいけない、こう思います。国連の中心体でも余り認識が私は十分じゃないという感じがいたしました。それから各国も、この考え方はまだ十分に各国には、大事だという原則はみんな思っておりますけれども、なかなかない。

この場合に非常に危険なのは、憲章七章の制裁軍のようなものをという、介入の仕方しようとする、つまりPKFの逆というか、その前のものですね、私はこれは非常に危険だ、こう思います。どうですか。地域紛争予防のための制裁、つまり国連軍に行く前の制裁軍をやろう、さつと入ろうという考え方があつたのです。私はこれは危険だと思つておるのです。どうですか。

○海部内閣総理大臣 お許しをいたして中座しておりますので、議論のやりとりがわかりませんから、関係局長から答弁をいただきます。

○丹波政府委員 今先生の御質問、それから政府側の答弁は、まさに紛争をいかに予防するかという側面からの問題でございまして、七章の問題は紛争が発生してから処理の問題でございましてので、全然別な世界の話であるというふうに考えております。

○川崎(寛)委員 それは当然ですよ。当然ですが、そこに行く議論も出ておる。だから、それを私は今危険だということを申し上げたわけです。これはひとつ積極的の日本政府としては、私もまた提起していきたいと思つておりますが、進めてもらいたい。

こう思います。

そこで、武器輸出の管理の透明性、こういうこととまあ中山外務大臣が一生懸命言っているのですね。ところがこれは、外務委員会では自信のあることを言ってみたり自信のないことを言ってみたり、前に行ったり後に行ったりしてきているのですよ。そこで、今度の通常兵器の届け出、つまり国際移転の透明性を高めるために国連に報告制度をつくりたい、決議をしよう、こう言うのですが、これは実現性はどうか。

○海部内閣総理大臣 この問題につきましては、五月に京都で行った国連軍縮会議のときに、参加各国の代表からは、私の基調演説について原則としてはそれは賛成、支持だという合意がございました。サミットのときに七カ国にそのこともいたしました。特に議長国のイギリス・メージャー首相は、イギリスの構想ともそれは全く合致する、したがって、共同提案国になってもいいということと、そろそろ七月の時点で約束をしてくれました。その後ECは、ECの内部において、そういったことが可能ならばそれは検討したらどうかという前向きの議論が進んできた、このように承知もいたしております。これを提出をして、決議案を提出をして、ぜひともこれは成立するように向けて努力をしていきたい、このように考えております。

○川崎(寛)委員 湾岸戦争で、世界はテレビで見おったのです。むしろ今世界というか、第三世界は特にですが、新しい兵器に対する需要が非常に出てきているわけですよ。アメリカ、ソビエト、中国、フランス、それからイギリス、米ソ英仏中で、これが一番武器を出しているのです。これもみんな登録ですね。日本が一番武器を買っているのです。透明性ははっきりするのです。○海部内閣総理大臣 湾岸のあの事態を率直に反省すると、必要を超える無秩序な武器の移転は、これはその地域紛争のために好ましくない存在になる、このことはみんなが共通の認識をしておられると思います。同時にまた、どこの国がそれをおったかということは、これは率直に言って御指

摘のように世界の、特に安保理に所属するような五つの常任理事国がそれに重く関与しておったことも、これも事実であります。日本が輸入国であることも、これは事実であります。

そういった輸出と輸入と両方明らかにされていくことによって、これは必要にして十分なる節度ある力なのか、あるいはその地域の安定と平和を乱すような必要以上のものの集積があるのかどうか、おのずからそういったことが明らかになってくると私は思います。むしろ、中国との首脳会談でも私はこのことを率直に申し上げました。中国は、その考え方のものは高く評価する、けれども、輸入国の方や大国はどうするんだという、具体的に詰めなければならぬというやうなやりとりもありました。私は、輸入国日本の方もそれはきちっと透明性を尊重して、公開、届け出もします、そうすることによって、持っておくこの武器は防衛のために必要なものなのか、あるいは他国を攻撃するために必要な機種のなかということも専門家がごらんになればわかることであらうし、それから、それを明らかにすることによって周辺諸国の安心感というものはさらに高まるようになるであらう、こう考えております。

○川崎(寛)委員 そしてその上で、冒頭、国際情勢の認識をお互いに話し合いました。敵のいない安全保障という方向にヨーロッパは入った。それからアジアも、ヨーロッパとは違いますが、変わってきておる。つまり、そういう意味でいけば、ヘルシンキ宣言のそのときはブレジネフの政権で、それを背景にしたのが五十一一年の防衛計画大綱だったわけですから、そうしますと、その条件は崩れた。私は、日本はその武器の輸出入の管理の透明性というものを、平和憲法を持っている国として世界に誇りを持っていくかと思うならば思い切って軍縮をすべきだ、つまり軍備を縮小すべきだ、そして軍備を縮小して、先ほど言いましたような事前防止の国連には協力をする、そういう機構には協力をする、あるいは私たちが提起をいたしております自衛隊と別組織の技術集団をつく

る、国連平和協力機構、こう言っておりますが、PKFと違う、つまり自衛隊でない、昨年の国連平和協力法案が廃案になりましたときには、自公民三党さんで別組織という議論もあつたわけですね。この別組織を私たちは日本としてはつくって、そしてその別組織を技術集団として、アジアのいろいろな問題に対しては後ほど触れますけれども、強力なお手伝いのできるものにしていく、それが必要だと思っております。軍備を縮小、全面軍縮、ヨーロッパはそういう方向に動いておりますし、変わってきております。だから、その軍備を縮小するということについて明確な方針をお示しくださ

○池田国務大臣 御指摘のとおり、現在世界が大きく変わっております。いわば冷戦の時代を超えた新しい時代に向かっていることはそのとおりでございます。しかしながら、まだ現在、究極的な平和の維持のためにはやはり実力を備えるといった仕組みがとられていっていることは御理解いただけたかと思ひます。

そしてまた、現在の我が国の防衛力のあり方でございますが、御承知のとおり、もとより憲法あるいは専守防衛の方針のもとで進めておるわけでございますし、我が国の現在の防衛力のあり方というものは、いわゆる基盤的防衛力と申しておりますけれども、これはあらゆる事態に対して我が国独自で対応するというんじゃない、我が国としては必ずから節度のある適正規模の自衛隊というその防衛力を備えると同時に、日米安保体制というもので対応していくという、こういう仕組みになっているわけでございます。そして、我が国自衛隊の備えております防衛力と申しますのは、いわば平時において十分な警戒態勢ができる、あるいは有事においては小規模かつ限定的な外からの侵略に対して有効に対応し得る、それだけのことを考えて整備しておるものでございます。それからまた、現在の防衛力の整備の年々の予算、さらには中期防と申します五十年の計画、さらにそのもとには昭和五十一年策定いたしました

防衛計画の大綱というのが根っこにあるわけでございますが、この大綱を策定いたしました昭和五十一年というのは、先ほど御議論のございましたヘルシンキ宣言の採択された翌年に当たります。当時、文字どおりデタント花盛りという時代でございます。そういった世界が全体として安定に向かうという状況を踏まえながら、さらにそういった方向が深まること、進んでいくことを期待しながらつくったわけでございます。そういった状況下にあつたということ、それから、先ほどの基盤的防衛力という考えから申しますと、我々が現在備えております防衛力というのは極めて節度のある控え目なものであるというふうに御理解いただきたいと存するわけでござい

ます。もとより私もいたしまして、将来に向って国際情勢の推移その他を十分見ながら適切な防衛政策を展開してまいりたいと存じます。もとより防衛力の水準を上げようなどと考えておりません。現在持っております防衛力の水準というものを、基本的に、更新あるいは近代化ということを含めながら維持していくという姿勢でございます。

○川崎(寛)委員 今防衛庁長官が五十一一年の背景を言われましたね。ヘルシンキ宣言をしたときと今とは根本的に変わった、総理、それをお認めですね。

○池田国務大臣 先ほど答弁の冒頭で申し上げました。そういう国際情勢は大きく変わったと申しました。ヘルシンキ宣言の時代、つまりは大綱を策定しました時代と比べまして当時の情勢よりさらにさらに大きな変化があつた、そして、いわゆる大規模な戦争なんて起こる可能性は極めて低くなったというのはそのとおりだと存じます。しかしながら、依然としてまだ地域的な紛争の可能性というものはあるわけでございます。それからまた、国連を中心とした平和維持機構あるいは地域的ないろいろな平和維持の仕組みをつくらうという努力はなされておりますけれども、今の段階で、そういうものは完全にそういうものだけ

で動くような状態にはなっていない、やはりそれぞれの国が、あるいは幾つかの国が手を組みまして、それぞれに実力を備えて安全保障をしようという仕組はやはりあるんだということを申し上げたわけでございますし、それからいま一つは、基盤的防衛力という観点からいって非常に防衛力の方は小さいものである、控え目なものであるということを申し上げたわけでございます。

○川崎(寛)委員 何で韓国が不安を表明するかといえは、韓国の総予算と日本の防衛予算とを比べると一緒なんです。四兆七、八千億でちょうど一緒なんです。しかも、ASEANから中国、南北朝鮮、きょうはミラタリー・バランス持つてきておりませんから正確な数字はありませんけれども、その全体よりも、中国も含めた南北朝鮮、ASEAN、オーストラリア、ニュージーランド全部をひっくるめた防衛予算よりも、日本一國の防衛予算の方が大きいんですよ。ちょうど一緒くらい。韓国は一緒なんです、同じなんです。韓国の予算と日本の防衛予算、だから、日本がとてつもない軍事大国になるのではないかと不安がある。しかも経済大国から政治大国へ、キッシンジャーも、経済大国で政治大国、軍事大国にならなかった国はない、こう言ったのだけれども、日本はそれになってはいかぬわけですよ。ドイツはだからそのことを一つ一つ、我々はミドルパワーとして貴くということでドイツは買っている。だから、ヨーロッパの中で信頼されておるのですよ。日本は信頼されていないのですよ。その大きな違いというものを考えましたら、私は、じゃ防衛計画大綱の基礎になりました国際情勢というのとはがらと変わっているのですから、当然変えなければいかぬ。そうでしょう。総理、いかがですか、司令官として、総司令官としてはつきりしなさい。

○池田田務大臣 お答え申し上げます。
我が国の防衛費が一体どのくらいのレベルになるかという点は、それは為替の関係もあつて一概に、為替あるいは防衛費の定義によつて一概に言えないところがございますけれども、ただこういう

うことは申せると思います。我が国の場合は、防衛費の中に占める人件糧食費が非常に大きい、そしてまたさらに、隊舎宿舍等の整備等のいわゆる後方というものが非常に多いわけでございまして、正面装備に回しておりますのは二〇%少々だといふふうに理解しております。そういうことが一つであります。それからまた、御承知のとおり、徴兵制の国なんかでは極めていわゆる人件費が安くなるわけでございまして、そういうこともろろの要因がございまして、仮に防衛費の額がかなりであるといふことを認めるにいたしまして、それによつて整備される装備あるいは防衛力、力です、あるいはその蓄積された、積み重ねられた現在保有している防衛力というものは決して大きなものではない、軍事大国なんて言われるものではない、極めて控え目なものであると思います。

余り数を言うのはなにかと思ひますけれども、例えば我が国の地上兵力は現在大体十五万ちよつとの水準でございまして、これは先ほどあえて名前を出されましたから申し上げますけれども、韓国の場合はたしか陸軍の兵力だけで六十数万だったのじゃないかと思ひます。それから中国の場合は二百万を超えておると思ひましたし、それからまた極東ソ連軍も、最近削減した削減したと言つてはおりますけれども、なお極東ソ連軍だけでも地上兵力は三十万を超えておる。先ほどさらににお名前を挙げられましたドイツの場合も、地上兵力は三十万を超えた水準になるというふうに理解しておる。決して我が国は軍事大国にはなりませんし、これは憲法その他の仕組みからいってもなれないわけでございまして、さらに、現在持っている力というものも極めて控え目なものであるといふことを御理解いただきたいと思ひます。

○川崎(寛)委員 これはもう平行線ですから、理解はできませんが、カンボジアの問題に入ります。総理、いいですか。
カンボジアの問題は、これまでの平和維持軍、PKFたくさんありましたが、これはコンゴとキ

プロスの内戦型なんです。コンゴとキプロスといふ内戦型の問題については、平和維持軍は非常に難しいのです。それは「ブルーヘルメット」もそのことはずっと触れております。

そこで、今の十二年間内戦を続けてきた、本当に同じ民族が殺し合つてきた、分かれてきた、権力争いといふかこの内戦を考えますとき、今ようやく最終段階に国連を中心にしてやつてきた。なかなか難しい段階でしようけれども、しかしようやく来たなという感じもいたします。感慨深いものもあるわけでありまして、この十二年の内戦で、今のカンボジアにとつて何が大事か。国土はもう破壊し尽くされているのです。道路も橋も港も鉄道も通信も学校も病院も工場も、そして田畑も荒れていまして、最悪の今状況にあります。このカンボジアの建設にとつて何が大事か。日本は何を協力すべきか。PKFを出すといふことが国際貢献なのか。

ここは旧戦地なんです。カンボジアは旧戦地なんです。総理、そのことを御存じですか、旧戦地だといふことについては、仏領インドシナ戦争のときにインドシナ半島には大変被害を与えていたのです。だから私は、来てくれと言われても今は行くべきでない、こう思つていまして、カンボジアはそういう意味ではもう今本当に援助が欲しい、だから日本が援助する。PKF受け入れ、こういうのが行けばわからぬですよ、それは。わからぬけれども、私は今カンボジアにとつて何が一番日本として協力すべきことかといへば、破壊され尽くしておる、荒廃し尽くしておる国土に対して日本が建設に全力を尽くす。だから、私たちが別組織にせよと言つていまして、そうした建設や医療や通信やそういう技術集団をつくれと。そしてこれは志願による。

これは各国の例を見ますと、国際常識、国際常識といふことを諸君は言うけれども、決して国際常識じゃなくて世界はいろいろあるわけです。だからPKFを出すといふことではなくて、その経済建設についての――つまり韓国やなんぞ中

国が慎重にしてくれ。そうしますと、これからこのインドシナ半島は、ESCAPなどがそれぞれいろいろな計画もしてきておりますよ、このメコンデルタの開発についてはいろいろやつてきているわけですよ。これをいよいよ具体的に、戦後これだけたつてようやくそこに行こうとしているのですから、そのときに日本が果たすべき道は、二百名か三百名か知らぬが、そのPKFを出すことが国際貢献になるのか。本当にカンボジアの荒廃を尽くした国土建設のために全力を挙げる、アジアの周辺国に不安を与えない、そのことが私は今日日本がとるべき道だ。総理、いかがですか。

○海部内閣総理大臣 カンボジアが長期にわたつてあのような状況にあつたことに常に心を痛めてまいりましたし、また、東京でカンボジアと平和に関する国際会議をした、あるいは私がバンコクへ行つたときに各派の代表の方とお目にかかつていろいろお話をいたしました。結局、包括和平を達成するために、パリ会議でも日本はある程度の協力をしなければならぬということを表明もしてまいりましたし、また東京で包括和平が達成されたならば、その後のカンボジアの復興会議については東京会議も計画をして、どのような形で協力をすることがカンボジアのためになるのかというその角度から協力をしていきたい、こう考えておるところであります。

具体的問題については、P5の話し合いの中でカンボジアの包括的な和平の方向も明るみが出てきております。どのようなことになるのか、その結果に従つて国連からはどのような要請がそれぞれに国に来るのか。また、一番大切なことは、関係当事国がそういったことを受け入れるか受け入れないか、同意するかしないかという点ももちろんございまして。同時に、東京では復興援助会議も持つて、援助をしようという意思のある国々の意向を取りまとめるときにもカンボジア自身の意向を尊重して対応していくことは、これは当然のことと心得ております。

○川崎(寛)委員 私はコンゴとキプロスのことを

申し上げたけれども、国連の平和維持活動がその一国内戦に向かうという場合は、コンゴは片づいたけれどもキプロスはまだ続いているわけですね、それでこの内戦という問題は、内戦当事者への中立性とか公平性とかいう、その中立性、公平性の原則というのについては非常に困難な問題にぶつかるといえます。そして、先ほど来指揮の問題がいろいろございました。しかし、平和維持軍という国連軍は、これはこれまでの幾つかの平和維持軍の報告を事務総長が安保理事会にしておる。これは定期報告を出しておりますから。その定期報告を見ますと、国連軍というのは総合的かつ能率的な軍隊として機能しなければならぬ、そして国連軍部隊はひとしく軍司令官の指揮のもとに服従するものである、国別部隊間の差別があつてはならない、こういう見解を事務総長は安保理に対して繰り返し報告しているのです。

総理、法律で決めたからと、こう言っておりますけれども、つまり事務総長のもとに出します国連平和維持軍というものは、今言いましたように軍司令官の指揮のもとにおける国別部隊の、日本だ何だという国別部隊間に差別があつてはならないというのです。先ほど来、日本は特別の撤退をしたり弾を撃たなかつたりとか、いろいろなことを言っておりますが、しかしこれまでの平和維持軍では、応戦の権利、そういうことも与えられている。それでいろいろな問題が内戦の場合にはあるのです。いいですか。そうすると、国連軍のこの、私が申し上げましたような、つまり事務総長が安保理に定期的な報告をしております、ひとしく司令官の指揮のもとに服従するものだ、国別部隊間の差別があつてはならぬ、こういうふうな繰り返し報告をしておりますが、日本の部隊は違ふというふうな言えるのですか。

○海部内閣総理大臣 この法律をつくります前に、日本には、日本の厳しい守るべき枠組みも、それからたびたび御議論になりました過去に対する近隣諸国との問題とかいろいろな問題があることは正直に率直に受けとめて、そして国連当局ともこの問題については、五原則を説明をし、このような状況で協力をする、問題は起こらないかということ、問題ないというのを確認をしておいておきます、また、日本が業務を中断するということについては、それは国連の文書の中にも、業務を中断して撤収するときは適切な方法で事前に通告をすることという項目はありますけれども、そのことはきちっとさらに我が方も踏まえて、外交チャネルを通じて本部と国連事務総長とは交渉いたしますし、通告いたしますし、また現場では、現場の国連事務総長の指図を持ってきた司令官のところに連絡員がいつも行つて、そのほかの国々ともいろいろ連絡調整をすることはこれは当然でありますから、そのチャネルを通じて我が方の判断を伝える。そして武器を使用しなきやならぬというふうなことも、これは前提が崩れたときでありますから、何度も申し上げますけれども、業務の中断に入るわけでありまして、それらのことについては国連にはさきん説明もしてありますし、また今も例に引かれましたコンゴの問題もこれはコンゴのときは確かに武力行使がありました。それは決議にそれが伴つておつたし、そのような行動になつて中立性を害するようになったという苦い経験もあり、それ以後武力行使を考へないという原則が国連の中で確立されたものと承知しておりますので、コンゴのような平和維持活動は今後行われぬであろうと私も考へております。

○川崎(憲)委員 今あなたは、国連と話し合ってきた、確認しておると。どういふ協定があるのですか。その話し合つてきた協定を、つまり国連軍を編成するときは、今カンボジアの場合はまだできていませんからありません。しかし、この事務総長のところと話を詰めますときには、そういう問題についてお互いきちつとするわけですよ。だからそれは、各国にPKFを出してくれというときにはそれぞれ条件をつけてくるわけです。だから、今言われたことは、国連との間でどういふ文書になつておるのか、確認になつておるのか。つまり、日本はそれを法律にしているわけですから、法律にしているのですから当然それは協定なり確認なり、国連との間で言われたようなことがきちつとなされていなければ、日本国民はそのことに對して、ただ国連と言えはいいということじゃないんですから、その点はどうですか。

○海部内閣総理大臣 どういふ協定、文書になつておるかとおっしゃいましたが、まだこの法律は成立させていたばかりでありませんし、具体的に要請も国連からは来ておりませんので、協定を結ぶとか文書を交換するとかいふようなことにはまだ立ち至つておりませんけれども、国連の担当の事務次長のところに行つて、今度日本の考へる中心的な五項目の要請はこれですということを、これは相談というんでしょうか、事前に、こういうことで日本はやるが、いいんでしょうかというところでその確認をしておきますので、そのことに對しては事前の了承を得ておる。国連としてはそういう考へ方ではない、これは担当次長の言つたことでありますし、また、つい前回はミスターPKOと言われた国連のアーキハート氏のいろいろな一問一答も、何回も引用させていただいておりますが、日本だけ撤収するのとよく聞かれるが、大きな誤解がある、PKOで撤収はあつたことだ、そして撤収の理由は、新たな事態にコミットできなくなつたということもあるいは維持軍がもはや問題の解決に貢献できないという場合もあつたし、また本国の財政負担に耐えられないという事情もあつたということを例示を挙げてきちつと言われまして、また、このアーキハート氏の発言によれば、各国とも維持軍参加に反対の人は武器使用を強調する、だが、あくまでも自衛のための最後の手段だ、維持軍は非暴力、非強制の敵なき兵士だからこそ偉大な力を発揮する、武器を戦闘状態で使えば紛争に巻き込まれ、当事者の一人になつてしまふ、戦う平和維持軍は役に立つものではない、これは国連の担当の次長が言つておられることでありますし、そのような解をきちつと国連にも取りつけてあるということでございます。

○川崎(憲)委員 昨年の四月、国連の平和維持軍に関する特別委員会、それに対する日本政府から出したのは、文民の活動を積極的にやろう、そういう準備をしているんだということを報告しているわけですね、去年の四月、ことしの六月、「平和維持活動のすべての局面における問題の包括的検討」、六月十八日、平和維持活動特別委員会という報告があるわけです。いろいろなことについてずらずらつと報告をしておりますね。これは、そのワーキンググループに對して日本の考へ方を出すことになつてゐる。

そうしますと、去年の国連平和協力法案のとき、そして廃案になつた、そのときには、PKFに出すというあれではなかつた。しかし今度、今この法律を出してきた。六月のこのワーキンググループにはどういふものを、つまり特別委員会の方にどういふ報告をしておるのか。決議の二十八条、二十九条、三十一條で五月三十日まで報告せよというふうになつてゐるわけですが、つまり、今の文民の活動の分野でやると去年の四月国連に言つていたやつを、今度はPKFまでやり出すというふうなことで平和維持活動特別委員会に對して報告をしたのかどうか。具体的にその特別委員会に對してどう出してきたのか、それを明らかにしてほしいと思ひます。

○丹波政府委員 先生おっしゃいますとおり、日本の考へ方も出すということで、日本政府、四月の十一日付で日本の考へ方を出しております。項目は二つございまして、一つは「PKOにおける文民の役割」、もう一つは「PKO活動の新しい分野」ということでございまして、前者につきましても、「日本政府としては、今後ともこの文民の役割を強化していくことに関心を持っています」ということを述べております。それから後者の「新しい分野」の問題につきましては、「今後新

しいPKOができていくに当たってはその概念というものを確立していくべきではないか」というような議論をしております。

○川崎(寛)委員 法制局長官、あなたは随分無理をして憲法の解釈をやりよるわけだから、あなたには同情しますけれども、武力行使の問題については、平和維持軍について先ほどコンゴの例も言われましたが、国連軍は武力行使のイニシアチブをとってはならない、イニシアチブを国連側、平和維持軍側がとってはならない、しかし、武力攻撃を受けた場合は武力でこたえる権利がある、そのような武力攻撃の場合はどうというふうに国連の方でもいろいろな例で言っているわけだ、今までの平和維持軍。そうしますと、応戦の権利があるということ、つまり各国の兵は行っているわけだ。国別部隊でやっちゃいかぬ、緊密な連携をとり、司令官のもとで動け、こう言っている。ところが日本は違ふ。しかもこれは軍隊だ、こう言っているのですね。今までも、停戦監視団やPKF、平和維持軍は軍隊でなきゃならない、軍人でなきゃならない、こう言ってきたわけだ、あなた方は、応戦の権利が、攻撃を受けた場合は武力でこたえる権利がある、こういうふうに平和維持軍についてはこれまでの何遍かの事務総長の安保理への報告もあるわけです。

そうしましたら、この自衛隊は、先ほどもいろいろ議論ございましたけれども、当然他国の軍隊と一緒に応戦ということになれば、それは集団自衛権の行使。当然じゃないですか、工藤法制局長官。

○工藤(敦)政府委員 お答えいたします。

今回の法案におきましては、武器の使用につきまして二十四条において書いてございます。そういう意味で今委員、応戦というふうなお言葉もお使いになりましたし、あるいは現地の司令官というふうなお話もございましたが、二十四条で書いてございますのは、あくまでも隊員が、あるいは自衛官が個々に、まあ個々にとまでは書いてございませぬが、それが自己あるいは他の隊員の

生命、身体を防衛するためやむを得ない必要があると認める相当の理由があるとき、このときに武器を使用することができると書いてあるわけでございます。この法案におきまして我が国が平和維持活動を支えていくときには、そのような対応の仕方にならう、かように考えます。

○川崎(寛)委員 それは日本の法律なんですよ。日本の法律だけれども、先ほど申し上げましたように、平和維持軍は司令官のもとできちっとやりなさい、国別の、別々じゃだめです、こう言っているのですよ、国連は。この平和維持軍は、そういうふうに、国連のそういう中で活動することを求められているのです。「統合的かつ能率的な軍隊として機能しなければならぬ」「国連軍部隊は等しく軍司令官の指揮の下に服務するものである」「国別部隊間に差別があつてはならない」。法制局長官、どうですか、こう言っているのですよ。これは私が勝手に言っているのではないのだ。事務総長が安保理への定期的な報告の中で繰り返していることなんです。法制局長官、どうですか。

○工藤(敦)政府委員 国際連合が、あるいは事務総長があるいはそのようにおっしゃられているのかもしれない。私はそれを知る立場にございませぬけれども、正確に申し上げるわけにはなしてまいりませぬけれども、我が国として対応していく場合にはこういうやり方で対応していく、これがこの法案の考え方でございます。

○川崎(寛)委員 法案の考え方ならば、その法案の考え方をどのように国連に、了解というか確約というか協定というか、国連とどういうふうにするんですか。

○丹波政府委員 お答え申し上げます。

先ほどこの問題につきまして総理が御説明されたことに私としてつけ加えることは余りないのでございませぬけれども、日本政府としてこの法案を作成するに当たりまして、五原則という考え方を持ったこの作成に当たるといふその前提としたしまして、私たち国連に人を送りまして、日本としてはこういう考え方で立法をしようと考えている

けれどもいかなものかと言つたのに対して、国連の事務次長は、全く問題はないという、そういう答えを得ておりました、まさにそれを反映させたのがこの法案でございます。したがしまして、私たち、この法案は国連との間で問題を持つていないというふうに考えております。

○川崎(寛)委員 国連との間でいつて、それは平和維持軍について、これまでずっと平和維持軍の問題を報告してきているわけですよ、その報告と私は今合せてお尋ねしているんですから。この問題は、あともう時間がありませんから、後ほど他の委員に譲つてまたやつてもらいますけれども、ひとつこの点は、法制局長官のただ法解釈ということでは済まない問題だということをお聞きしたいと思います。

そこで総理、イギリスですが、イギリスの平和維持軍に対する態度、御存じですか。

○海部内閣総理大臣 突然の御質問でございますから、イギリスの平和維持軍が現在どこでどうなつておるかというところは知りませんが、きょうまで二十三回のそれぞれの地域のときに、イギリスはたしかキプロスのときなんかから参加するのとかなんとか、そういうようなことがあつたということをお物の本で読んで承知しておることとでございます。

○川崎(寛)委員 イギリスは、かつて大英帝国として植民地が多かつたわけですが、世界に、それだけに關係が非常に深いのですよ、各国、それだけに非常に慎重なんです。イギリスは、ほかの平和維持待機軍をつくつておるところと違ひまして、「国連の平和維持活動の中核をなす歩兵部隊の提供ではなく、専ら兵たん医療面の協力に限り、そのための準備、訓練を行つておる。国連安全保障理事会の常任理事国の一つとして英連は、これから大事なんです。」「大英が平和維持活動に兵力を提供することの適格性を欠く。」「大英は平和維持活動に兵力を出すべきでないというのが英連の考え方です。ただキプロスだけは、先ほどあなたも触れたけれども、これは非常に關係が深く

出ていったのです。英軍が行動を起こしているわけですが、そこで英連は、将来の平和維持活動への協力は専ら兵たん、補給の面に限るといふ前提に立っている、そしてその準備を行っているのです。兵たん面での協力といつても、それは単なる機材や装備といった物質面だけの提供ではなくて、必要な人員の提供も含む、これらの人員は後方での勤務に限られるという趣旨、こういう方向でイギリスは平和維持活動に対処しております。

予算のいろいろな分析からしますと、これは最も国連の平和維持活動を三十年にわたつて研究してこられた京都大学の香西先生の本ですが、私はこれを読んでみまして、なるほどいろいろな各国でやっているなどということを感じたわけですが、千六百名の特別陸軍予備士官部隊、志願制、常時招集可能な態勢に置き、年間二週間の訓練を受ける、海外勤務は六カ月を限定とし、隊員は年間百五十ポンドの報酬を受ける、こういうふうに、英連は大國として、國際政治に大きな影響を持つておる國としてこういう姿勢をとつておる。

私は、日本もアジアでは、特に先ほど申しましたような、社会党の我々が言っているような態度をとるべきだ。私は、イギリスに学ぶべきところ大変多い、こう思います。イギリスの姿勢、どう思ひますか。

○海部内閣総理大臣 事前に御通告いただければ、もっと勉強してきて的確な御答弁もできたかと思ひますが、しかし私も、今委員がお示しになつた本は読ませていただきましたけれども、そこに流れておる思想というのは、イギリスが大國としてそれに入らなかつたというの、五大國、安保理事國がそれに入り込んでいくといふことは、国連の行方平和維持活動は中立であつて、非強制であつて、要するに力の背景でやるのではないといふことが背景にあるとともに、お触れになつたように、旧植民地をたくさん持つておつた國からすると、それぞれの國とのいろいろな關係等もあつて、なるべく中立を確保するために、それ以外の

国が手を挙げてやってくれるときはそちらへ要請をした方がいいというので、北欧等の待機軍とかあるいはアイルランドとかあるいはオーストリアとか、そういったところからの自発的な参加によつてPKF活動というものの歴史は積み重ねられてきたものであったと、私はそのように受けとめさせていたにしております。そうして、イギリスはイギリスなりに、国連の大国としての責任を感じて、多国籍軍にも率先して参加をして、平和を回復するための努力等には進んで行動をしてきた国でもあります。

私は、そういったことを考えますと、日本はやはり日本としての立場を持ち、諸外国の出来事等を十分参照させてもらいながら日本独自のPKFをしていくべきである、このように判断いたします。

○川崎(寛)委員 日本は、このアジアについて言いますと、カンボジアの問題は冒頭、先ほども申しましたけれども、特に旧戦地だということを申し上げた。そして、アジアの各国は、日本軍がかつて軍靴を踏み鳴らしたのです。だから、その地域であるだけに、日本はこの自衛隊を出すということに対しては、中国や韓国が厳しく言っておられるように慎重であるべきだ。それはイギリスが、今あなたも同意をいただきましたけれども、イギリスもその世界に対する、つまり旧植民地とかそういうものもありますから、非常に慎重な態度をとっておるという点ですから、日本は安保の常任理事国ではありません。しかし私は、特にアジアについて言いますならば、その自衛隊を出すということではなくて、私たちも、PKOへの協力はやろう、医療とか技術とかそういうことでは大いにやるべきだ。だからそのための技術集団はつくって、そしてきちっと訓練をし、出すべきときにには出す、しかし自衛隊は出さないというのが私たちの考え方ですから、私は、イギリスと一致するところがあると思うのですよ。

さらに、オーストリアの点について言いますと、今オーストリアにも触れられました。オーストリア

アは、これは永世中立です。憲法でそれをうたっていますね。だからそのことを、つまりオーストリアは平和維持軍を出すことについては非常に厳しい条件というものを付けているわけです。そこで、オーストリアのこの永世中立国としての特殊な地位というものを保ちながらやっていく。だから、コンゴ紛争に対しても国連からの要請に対しては医療班を出したわけですね。医療班を出した。キプロスの平和維持軍に対しても医療班と警察隊を参加させた。このオーストリアの連邦憲法の中で、連邦軍の任務というものを定めておる。それは、領域外での連邦軍の行動については決まてないわけです。ドイツの場合にはもっと厳しく、出られないことになっていきますけれども、これは決めている。

そこで、いろいろと検討し、憲法論も起こっているわけですが、いいますけれども、個人の資格でオーストリアは参加しているわけです。軍隊としてはないわけですね。しかも、このオーストリアの場合は、それが決定するためには議会の最高委員会と協議をする、その承認をとるということ。オーストリアは手続としてやっているわけですね。つまり、日本は世界の中で誇るべき憲法だ。日本国憲法という、非常に世界の中では、何といいますが、戦争放棄の平和憲法ですから、そうしますと、そういう戦争放棄の平和憲法というものに踏まえて日本が対処していくという場合には、私は、オーストリアが永世中立という立場に立ちながら慎重に対処しておる、この対処の仕方というのは大変参考になる。ですから、手続としては連邦議会の最高委員会との協議を経なければならぬ、それから、派遣の決定をなすに当たっては、一九五五年の憲法法規で定められたオーストリアの永世中立の地位に合致することが条件だ、こういうふうなオーストリアは自分の立場というものを非常に強調しているわけです。その立場を貫いているわけです。

だから、日本がこれまで自衛隊を出さないというところでやってきたその方針というものを、憲法

に基づいてやっていくという場合に、私は、オーストリアがそれだけ永世中立のそういう憲法というものを踏まえながら対処してきた。つまり、中立国家としてのオーストリアの姿勢というものは学ばべきだと思ふのです。いかがですか。

○海部内閣総理大臣 どの国の経験も、それはすべてその国の国民が英知を集めてきたことでありますから、私は、いいところは学ばべきだと、率直にそう感じます。また、オーストリアは平和維持軍の歩兵部隊をエジプトにも、シリアのときも、イラク・クウェートのときにも出してあります。軍事監視員もエジプトにも、アフガニスタン、バキスタンにも、イラン・イラクにも出してあります。文民警察がサイプレス、ナミビアに、そして医療要員がサイプレスに行ったということになっております。そして、これらの行動、これらの中で、特にエジプト等の場合には、エジプト側から平和維持軍はのいてほしい、軍が出てくるというときには、応戦しないで全部撤去した、そのときの例も出ておるわけでございます。

○川崎(寛)委員 このエジプトのときはオーストリアだけではないのですから、みんな、これは全部です。そこで、この派遣の決定については、PKOの問題で田原団長と回りました各国を見ましても、各国は政府だけで決定はしていないのです。やはりそれなりの手続はとっているわけです。

例えば、今オーストリアはその最高委員会とのこれをとらなければならぬというのを申し上げましたが、スウェーデンは、外交問題委員会との協議を経て国連事務局に対してこの態度の正式決定をやるわけです。いいですか。そしてスウェーデンは、参加に決定した場合も中立国としての立場から特別の条件をつけることがある。そのことを、スウェーデンは、いいですね。

○海部内閣総理大臣 各国のいろいろな手続の例についてはわかり次第また申し上げますけれども、オーストリアでは、例外的なケースとして下院の委員会の事前の承認が必要とされております

が、国連からの派遣要請が直前になってなされ、委員会の承認が国連が希望する日時までに間に合わないかなりの可能性があり、そもそも国連のニーズいかにどうしたえるかが重要であるとの観点から手続の簡素化、合理化のための見直しも今検討されておるといふ報告もございします。

○川崎(寛)委員 スウェーデン。○海部内閣総理大臣 スウェーデンは、国会の承認は不要ということになっております。

○川崎(寛)委員 しかし、これは議会の外交政策委員会との協議を行う、経なければならぬ、それから中立の条件をつける、こうなっているのです。ただ政府だけで勝手に決めるということではないのです。いいですか。

フィンランド。フィンランドも、国連事務総長からの派遣要請があれば、政府は議会の外交委員会と協議の上で要請に応じるかどうかを決定する。いいですか。政府だけで決定するということではない。全部協議をしているわけです。アイルランドは、これは承認をとらなければならぬ、こうなっているわけです。

そうしますと、そういうPKOの先鋒国、ほとんど毎回出しているようなところでも、一つ一つそういう議会の外交委員会との協議、あるいは中立国としての条件、そういうものを承認に当たってはつけているわけなんです。だからその点は、いかがですか。そういう北欧の待機軍も手続をきちっとしている。だから、シベリアンコントロールという問題が大変今国民の関心も得ておりますけれども、私は、議会の承認なしにPKFを出す、そういう態度はとるべきでない、こう思うのです。いかがですか。

○海部内閣総理大臣 いろいろ御意見は私は承りますけれども、しかし、今お述べになりましたところによると、ノルウェーも国会の承認は不要となっておりまして、デンマークも国会の承認は不要となっておりまして、オーストリアは今申し上げたとおりであります。そうなりますと、カナダの場合もいつも出している国の一つですが、議

会の承認は法律上要求されておられない。イタリアは議会の承認は不要ということになります。

しかし、お述べになったような厳しい中立の条件とか、それから自己の生命を守るとき以外は武器の使用はいいなとかいうようなことについては、これは、日本はこの法律で全体にあらかじめ枠組みを定めておこう、厳しい制約を決めておこうということでありまして、議会の御審議をいただくこの法律によって、上院からいろいろな問題について、五原則も含めて、全部含めておるわけでありまして、ほかの国会承認が不要だから日本も不要だということでは決してありませんが、ほかの国が不要とおると同じように、日本もそれと似たような中立の条件とか、武器の、こちらから使つてはいけないとか、いろいろなことについてはこの法案の中に枠組みとして全体入つておるわけですので、ここで授權をされた枠組みと範囲内で政府の責任で計画を決定する、要請にこたえたらこういう計画をする、その計画決定したら遅滞なく議院に報告をする、議会の御議論をいただいてそれを尊重してまた計画を進めていくということになっていきますので、全体の枠組みはきちつと、それらの国と同じようにこの法律でなつてくるものと私は理解いたします。

○川崎(寛)委員 どういう性格のPKOを出すかということについては、その都度違うんですよ。その都度違うんですから、それにどう対処していくかということについては、北欧各国なりがやっておる、あるいはそういう外交委員会との協議をやる、あるいは最高委員会等の決定が必要だ、そういう手続をとっているわけですから、日本の場合には特に憲法、オーストリアの永世中立の憲法以上に厳しい憲法を持っているわけですから、そういう意味では、これまでのキプロスやコンゴにしましてもそうでなければ、特に先ほど触れましたように、カンボジアは内戦ですから、内戦の後始末というのは中東諸国の平和維持軍と比較をしても大変複雑だということを行っているわけな

んですからね。それだけに私は、議会と話し合う、議会の承認をとるということは手続として当然必要である、こう思います。

そこで、もう少しひとつ詰めておきたいと思いますが、先ほど上原議員が時間がなくて十分詰められなかった訓練の問題を申し上げておきたい。上限を二千名、こういうことですね。そうしましたら、その二千名の上限の中身はどうなるのか。

○野村政府委員 お答え申し上げます。今この上限の数の内訳ということでは御質問ございましたが、これは、個々に国連等の要請がありまして協力隊が編成されるというときにそれに応じましてこの全体の数、協力隊の数も違ってまいりますので、したがって、その具体的な要請に基づき業務が何であるかということによっておのずと変わってくるという中で、その内訳につきましても状況でございまして、

○川崎(寛)委員 二千名、これ英語がしゃべれて、カンボジアの歴史を知つておつて、そして他国の人々と交渉ができる、そういう二千名が訓練されておるんですか。

○野村政府委員 これは常に二千名を確保しなければならぬ、あるいは確保されている、そういうことではございませんでございまして、これはあくまで、いつの時点をとりますとこの二千名を超える協力隊員が存在してはならない、そういう意味での上限でございまして、

したがって、今御指摘の訓練との関連でございまして、やはり個別に業務の要請がございまして、その要請を受けてこの業務に従事していただく、そういう方々につきましては、今御指摘の十分訓練をされて行かない、そういうことになると思います。

○川崎(寛)委員 だから、二千名は上限だということと上限の二千名を出せるんですかということなんです。

○野村政府委員 お答え申し上げます。特定の業務につきまして二千名云々ということ

にならないのだと思います。例えば、今私スウェーデンの例をとりますと、七百三十名出ておりますが、これは、例えばUNIFILに六百四十四名、あるいはサイパスに、これは文民警察等二十五名等、幾つかの業務に従事しておるわけでございまして、したがって、そういう意味で特定の数に、二千名という場合に、今のよう実情が個別の業務によって違ってくるということになります。

○川崎(寛)委員 二千名の中で自衛隊はどれくらいを予定しているんですか。

○野村政府委員 具体的な要請がございましたときに、それが自衛隊の部隊によって業務を果たすのが必要であるというときには自衛隊に参加していただくわけでございまして、例えば、平和維持隊に参加していただきたいという国連等からの要請がありまして、その場合に国連事務総長等といろいろと協議するわけでございしますが、そのときに、日本についてはどういう平和維持隊の業務について従事していただきたいか、その規模その他についても国連等と話し合つてその都度決めていくということになりますので、あらかじめ何名というふうな決まった数字があるわけではございません。

○川崎(寛)委員 新聞の報道によりますと、統合幕僚会議議長はこう言っているんですよ。自衛隊員の教育とPKOの教育とは全く逆だ。自衛隊は相手を殺す。相手をやっつける。攻撃をする。PKOは違うわけでしょう。先ほど言いましたように、これはスウェーデンで、先ほど上原議員も言いましたけれども、情緒の安定、謙虚さ、忍耐力、同情心、協調性、柔軟性、語学力、外向的性格、安定した社会的背景、一番重要なポイントが中立的であること、一番大事な点は中立的であるということ、つまり、殺さないという、あくまでも殺さないという、あなたも言っているように、という教育なんです。これは、自衛隊の教育と違う、統合幕僚会議議長が言っているんですよ。これどこでやるんですか、教育を。

○池田国務大臣 PKFに参加いたします場合に、軍事的な経験なりあるいは訓練を積んでおること、そして知識を持っているということが有効であるということは一方向でございまして、しかしながら、通常の軍隊、あるいは軍隊にやございませんけれども我が国の自衛隊、そういうところでやつて……(川崎(寛)委員「言い直してもだめだよ」と呼ぶ)言い直しておりません。各国の通常の軍隊を言つておるわけですから、そういうものが受けております軍事訓練による知識なり技能というものがそのままこのPKFに通用するわけではなく、やはりそれは、PKFの目的なり趣旨なりに沿つてその行動の仕方なり様式というものは考えなくちゃいけないわけでございまして、

そういう意味で、もとより今御指摘のございました中立性という観点から、例えば武器の使用を余儀なくされる場合であっても、これはあくまで生命あるいは身体防衛のためにございまして、そういう目的などに従つてやるんだという、そういう訓練はもとより必要なのでございまして、

○川崎(寛)委員 だからどこで、この機関で今私がこういつた、これはスウェーデンで、非常に先進的な、スウェーデン型と言われる、北欧式と言われる、その訓練で、アルムネスという国連訓練センターでいろいろ聞いたわけですから、も、言っているわけですよ。

だから、日本の自衛隊はどこでこういう中立的な、絶対に武器を使わない、語学力の強い、そういうPKO隊員を訓練するんですか。どこでやるんですか。どういう機関があるんですか。出す、出す、出すというところばかり言つておるけれども、どこでこういう本場に国際貢献できるようなものをつくらうというんですか。だから、私たちが言う、自衛隊の別組織として技術集団をつくりましょう、それは軍縮をやる、輸送船も持つ、ヘリコプターも持つ、そういう式の技術集団をつくつて国際緊急援助の災害に対しても対応する、そういうのをつくりましょう、それが平和憲法を持つて

おる日本としてはふさわしい。アジアの国々も中国も韓国も自衛隊以外を考えてくれ、こう言われるでしょう。だから、どこでやるのか。もう長々と要らぬですよ、説明は。

○池田国務大臣 自衛隊員がPKFを含めましてPKOに参加いたします場合に必要教育訓練あるいは研修でございますが、それはどこでやるかという御質問ですが、二つの場合があると思います。

一つは、今回の法案第十五条にございます研修という項がございます。これは本部長の定めるところにより研修を受けなければならないというのがございまして、これは自衛隊以外から参加する方と同様に、自衛隊についてもこれはあるんだと思います。

それからいま一つは、この法案の第九条あるいは自衛隊法の改正された第百条の七によりまして自衛隊員がPKFの任務に従事することになりまして、そのために必要な訓練というものを、これは防衛庁設置法第六条、ちよつと何項か忘れましてけれども、第六条に教育訓練の規定がございます。それに従つてやるということでございます。

○川崎(寛)委員 これは総理、研修なんか何も検討されてないじゃないですか。これは、不十分だと自民党の方も言っておる。だから、どこでやるんだと、どういう計画かと。この法律を議論するときに、アジアの国々が心配しないような、つまり、あなたは自衛隊の訓練とこれと一緒にしているわけですから、殺す訓練をしているのをそのまま持つていったんじゃだめなんですよ。だからもう、どこでということ具体的に言ってください。どこで、どういう機関で、どういう方法で、どれくらい、何カ月かけてこういう人を訓練するのか。各国はそれはもうどういふ訓練というのははっきりしているのです。具体的に言いなさいよ。

○野村政府委員 お答え申し上げます。この法案の仕組みによりまして、特に関係行政機関に本部長から要員の派遣を要請する場合に

は、十二条第一項に基づきして必要な技術とか能力等、これは個々に業務の内容にもよりますけれども、それを有する者を派遣する、そういうふうになっておりますので、基本的な訓練としましては、そういうのを、技能については、既にある程度初歩的なものについては習得している人が関係大臣から要請されるということをご想定しております。

それから研修でございますけれども、場所につきましては、まだこの法案ができる段階におきましては、やはり関係省庁のそれぞれの研修機関がございますので、それにのつとつて研修をやる。また、先ほどの先生御指摘の国連についての知識あるいは任務についての知識等につきましては、本部でございますので、本部で集中的にそういう研修を行つていくということを考えたいと思ひます。

また、今後具体的な運用によりましては、やはり先生御指摘の趣旨に沿つて、研修の一種のセンタリー的なものを考えていくことも考えなければならぬ段階があり得るかと存じます。

○川崎(寛)委員 防衛庁長官、このPKFに出す自衛隊員は、外務省が訓練するのですか。

○池田国務大臣 二つございいます。

一つは、先ほど私も答弁いたしました、今審議官からもございましてけれども、本部で行う研修でございます。これは本部の主宰のもとで行います。

それから、出す前に自衛隊において教育訓練を行う場合もございいます。それは先ほど私が申しました。これにつきましては自衛隊の中の施設で行うことになると思ひます。

○川崎(寛)委員 十二条は、これは関係行政機関の職員です。これは関係行政機関の職員のことを言つたわけだ。だから私は自衛隊の、先ほどスウェーデンでも言つておりましたような、こういう銃を使わない、戦争をやらない、そういうのを本当にどこで訓練するんですか、どういう計画ですかというのを言つておるんですから、くどく

と言わぬではつきりしてください。

○池田国務大臣 先ほど来御答弁申し上げておりますように、本部で統一してやるにふさわしい内容のものについては本部で行います。そして、自衛隊が参加するものだけに、その限定されるような教育訓練内容があるかと思ひます。そういうケースにつきましては自衛隊でやることになろうかと思ひます。

○川崎(寛)委員 その訓練というのは何カ月で済むのですか。

○池田国務大臣 それは先ほど政府委員の方から御答弁申し上げましたけれども、基本的には技能なり能力を持つて入る者が入るわけでございます。そして、それにPKO、PKFも含めまして、それに入る場合に必要教育訓練をやるわけでございます。それは事柄の性格によりまして、けれども、まだ法案審議中でございまして、これから鋭意検討を進めてまいりたい、こう思つております。私も他国例なども今調査しておるところでございます。

○川崎(寛)委員 これは総理、日本の政策の非常に大きな転換点なんですよ。つまり、自衛隊を出さないといふこれまで言つてきた、自衛隊をPKFという平和維持軍に出そう、そして先ほど来、国連の中におけるこれまでの平和維持軍についての議論もございまして、これは集団自衛権にかかわる問題であることも、先ほどの法制局長官の何遍かの答弁では、これは非常にいいまいなところがあるんですよ。つまり自衛隊法第三条を超えるわけですから、応戦の権利ということ武力行使するということになれば、それは明らかに自衛隊法三条を超えるわけですよ。反するわけですよ。そういう意味では、まさにこれは日本の戦後の外交政策を含めた、そして安全保障にもかかわる大きな問題なんです。関係国の了解をとると言われましたが、関係国の了解はとれていないのです、今は。そこで、この法案は、つまりいわば戦後の民主主義に対する、行政府の議会制民主主義に対する挑戦だ、私はこう言わざるを得ないと思ひます。

だから私は、これは信を問うべき問題だ、国民の信を問うべき問題だ。今は定数は正をやらなければ解散できないということですから定数は正をして、そして信を明らかに、国民の信を問うべきなんです。このテーマは、憲法にかかわる問題なんです。だから信を問うてください、これは。信を問う、そういう決意で私はこの問題は処理しなければならぬ。だから、信を問わないうか。私はその決意を伺ひます。

○海部内閣総理大臣 長時間のいろいろの御質疑の中で、私はやはり与野党がこういった問題についてきちつとした合意が得られるようにお互いに努力をし、政策的な歩み寄りもしなければならぬことも必要なことだということを痛切に考えてまいりました。同時にまた、この問題を議論しますときには、何回も申し上げておりますように、応戦の権利があるから行つて応戦することを想定して、というところで御議論しようとは私は思ひません。それは応戦をしなければならぬという状況は、前提が崩れて、そもそもこの法案によつてできる平和維持活動というものの前提が崩れるということは何回も申し上げたわけで、そういうようなことを想定して活動もありませんし、また当事国がすべて停戦に合意をし、そして平和維持活動が行われることに合意をし、それに日本が参加することを合意をし、それが国連の事務総長から要請があつて初めて我が方は考えるわけでありまして、そういうところへ初めから行くな、やるなとおっしゃつても、それはそれらの国々が独自の御判断で国連との間で決めになることでありまして、国連が必要と判断した場合に、これだけの枠組みを国会にお願いをして、上限からなし得る行為から武器の使用はこれなんだという厳しい限界まで置いて決めていただく、決まった枠組みの中で行政府はその授權の範囲内でやろうと、こういうことになっておりますから、国民の皆さんにも十分この点は御理解をいただきたいと思ひます。

○川崎(寛)委員 これで終わりますが、信を問う

べきだということを申し上げたのです。アジアの諸国が批判をしておる。私はドイツとの違いを言いました。そして、ドイツの議会における民主主義を守るその姿勢というものを考えた場合に、日本も議会制民主主義というものをきちんと踏まえなければいけない。そして信を問うて、国民に方向づけについては、つまり大きな大転換の時期ですから、それは信を問うべきだということをあくまでも要求して、終わります。

○林委員長 この際、五島正規君から関連質疑の申し出がありますので、これを許します。五島正規君。

○五島委員 先輩議員に引き続きまして質問させていただきます。

今のポスト冷戦というこの時代、人類にとって極めて重要な転換期であるというふうに考えます。冷戦時代、国連の安全維持活動は、核戦争の回避を中心とする米ソ二大軍事大国の世界戦略の調停に重点を置かれてきたというふうに考えます。したがって、数々の地域紛争も、この視点からその予防と終結に安全保障理事会を中心として国連は努力してきたという経過があったというふうに考えております。したがって、紛争の一定の終結後の軍事的監視ということにつきまして、中立国あるいはいわゆる軍事小国を中心としてそうした任務に当たってきたという経過があったかというふうに理解しているわけでございます。

しかし、今日ポスト冷戦の時代を迎えて、今後の地域紛争の性格もまた、かつての冷戦を背景としたものから、南北対立、あるいは民族対立、宗教対立、あるいは過去の植民地宗主国により画定された国境線の変更というものを目的とする対立など、こうした地域紛争の内容というものが変わってきているというふうに私認識する次第でございます。こうした新しい状況において国連の行う安全維持活動が、これまでのような軍事大国を中心とした、安全保障理事会を中心とする調停あるいは軍事行動というものに任せたままでいいとい

うように私はとても思えないわけでございます。

〔委員長退席、柿澤委員長代理着席〕

そこでお伺いしたいと思うわけでございますが、ポスト冷戦、こういう時代の中において、よくもあしくも、軍事行動というものはいわゆる各国にとりまして劇場効果というものが伴う以上、大が自国の国力を世界に誇示する目的でこうした地域紛争に国連の名により介入し、あるいはPKFへの派遣の名目で参加して、結果的に紛争が複雑化してくる、そういうふうな危険があるのかないのか、総理はどのようにお考えになるか、お伺いしたいと思います。

また、今回UNIKOM、いわゆる国連イラク・クウェートの監視団、PKOが派遣されております。このPKOの性格を見てみますと、これまで国連が前提としてまいりました中立、合意の原則というものが失われたPKOが生まれているのでございます。私は、こう言ったからといって、このUNIKOMの活動が、したがって国連のPKOの原則に反しているからそれはだめなのだというふうに主張するつもりはありません。むしろポスト冷戦の中において、こうした形のPKOの活動も今後ふえてくるだろう。そうした状況に対して政府はPKOに対し、どのように認識していくのか、それと日本政府のかかわり合い、どのようにお考えなのか、その点についてお伺いしたいと思います。

また、こうした冷戦構造が急激に崩壊している今こそ、私は、国連の安全保障理事会は世界の軍縮の進展とその管理を主務として、PKFなどの活動については国連そのものの中において明確に法的位置づけを行い、常設部隊が設置されるまでの間、派遣された時点においてその任務が終了するまでは、派遣国の主権から独立した国連の職員としての身分において行動させる、そういう内容において国連自身が決議していくように政府は国連に提案すべきであるというふうに考えます。我が国の立場にいたしまして、そのような国

連改革を達成し、憲法上の疑義が生じないような状況において積極的に協力していくべきであるというふうに考えるわけでございますが、その点について総理はどのようにお考えであるか、お伺いしたいと思います。

○海部内閣総理大臣 前半にお述べになりました御見識は、私もそれは妥当なものであると思っております。五つの強国だけが力をもってそれをどうしようしようとするのは、これはかえって紛争解決上好ましくない影響が起るのではないかと懸念はあるわけでありまして、したがって、国連では、安保理事会がそれを議決で決定しなければPKFは行わないわけでありまして、安保理事会ということになりまして、やはり五つの常任理事国が、いろいろな面で影響力を持つこと、この五つの理事国が、逆に言いますと、どれか一つでも反対をしますと、またこういうったような問題については不協和音が出てくるわけでありまして、したがって、この国連の今の制度、仕組みの中で、やはり安保理の議決というものを中心とします以上、常任理事国の占める比重というものは非常に大きいと思っております。

ただ、きょうまで現実の問題として行われてきた平和維持活動は、御承知のように従来、北欧諸国、カナダ、オーストラリア、アイルランドなど、さらにはフィジーやネパールなどの発展途上国からも、さまざまな国が参加をして行っておりまして、これは国連の決議に従う、国連の權威に基づいて、中立性を維持しながら目的を果たそうという態度であったと私も受けとめております。それはそれなりに評価もいたします。

ただ今後の問題については、構造が変わったわけでありまして、例えばイラクとそしてクウェートの間のいろいろな国連の平和維持活動等については、今後の展開も見なければならぬ、こう思います。いずれにしても、そのようなきょうまでの歩みの中で、範とすべきものは範としていくべきだと思います。また、後段お触れになりました国連職員として

しまつて、そして主権から離れてしまつて行動をしたらどうかということでございます。これについてもまた、議員の一つの御提案として私はそれは拝聴させていただきますが、きょう現在まで第六章半の組織と言われるように、国連憲章の中に明文があらわされていないというところにも、一つの平和維持活動の生まれ出る悩みとか苦しみや経験からすると今日が定着してきたといういろいろな経緯があつて、しかしそれには国際的評価が高くなつて、ノーベル平和賞まで受けて定着してきた制度であるということも言えるわけでございます。ですので、御質問は御質問として受けとめさせていただきますが、私は今の国連の平和維持活動の制度をさらに進めていくべきである、こう考えております。

○五島委員 前提問題につきましてこれ以上時間がかさいますので繰り返しません。今出されました法案、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律におきまして、政府は、自衛隊法の百条に新たに「国際平和協力業務の実施等」の一項を追加してPKO、PKFあるいは国際救援活動に従事させようとしておられます。しかし、自衛隊法の第三条、すなわち「自衛隊の任務」及び「防衛庁設置法」第四条、すなわち「防衛庁の任務」、さらには防衛庁設置法第六六条の「防衛庁の権限」といった部分については全く手がつけられず、いわば札幌の雪祭りや南極観測支援といった、そうした形での自衛隊法百条への追加措置としてこれらの活動を位置づけられるわけですね。いわば自衛隊の本務ではない取り扱いと言つていいかというふうな取り扱いとして今回この法案を提出されているわけでございます。

今後の国際社会におけるPKO、PKFあるいは国際救援活動というふうな活動の重みというもの考えた場合に、果たして札幌の雪祭りに対する協力といったようなものと同じような取り扱いというふうなことにいつてどのようにお考えなのか、お伺いしたいというふうに思います。○池田国務大臣 今回の法案におきましては、御

指摘のとおり自衛隊法第三条あるいは防衛庁設置法の改正等は考えておりません。これは私どもは、今回のPKO法案と申しますのは、何も自衛隊の主たる任務を要するものではない、あるいは自衛隊の参加のみを考えておるものではない。これは、日本としてPKO活動という国連の行い出す活動にどのように参加していくかというのを決めておる法案でございまして、その中で自衛隊も参加することがある、こういうことになっておるわけでございまして。そうして一方、自衛隊法あるいは防衛庁設置法の方の決め方なり受け取り方でございしますが、私どもはやはり自衛隊というのは、現行の三条にございまして、直接侵略及び間接侵略に対して我が国を防衛していくというのを主たる任務とし、そうしてまた、必要に応じ公共の秩序を維持し、これを本来の任務として自衛隊は存立すべきものである、こう考えておるわけでございまして。

ただ、そういった任務を遂行するために持つております、そうして長年にわたって蓄積してまいりました技能、経験、そして組織的な機能の活用を図っていく、その活用というものを通じて、日本全体としてやっておりますPKOの活動に自衛隊も役に立っているという、こういう位置づけにしておりますので、三条は改正しない、こういうことにしたわけでございまして。

〔補選委員長代理退席、委員長着席〕

○五島委員 自衛隊の本務ではないというように防衛庁長官はおっしゃるわけでございまして。事実今の自衛隊法第三条等々の規定からいいますと、本務ではないということは明らかでございまして。しかしながら、今後の世界の平和の上にとりまして、PKOの活動あるいはPKF、あるいは国際救援活動活動といった世界各国が努力している、この活動の意義というものは極めて重要である。自衛隊がそれに参加するとしても、いわゆる余技としてしかそれらの活動に参加できないのであるならば、そうした活動を専門的に取り扱えらるる、そうした明確な別の組織をきっちりとつくって国際

貢献をやっていくべきではないかというふうに考えるわけでございしますが、どのようにお考えでしょうか。

○池田国務大臣 御指摘のとおり、PKOなり、あるいは人道的な救助活動、あるいは災害援助活動というものは、これから世界に我が国が生きていく上では大変大切な活動であると思っております。しかし、それは自衛隊のためにだけ大切なものではない、それは日本全体としてどのように対応していくかというところで考えておるわけでございまして。そうして今回のPKO協力法案におきましても、自衛隊以外にも各種の国の行政機関、あるいは地方公共団体、あるいは民間の協力も考えられておるわけでございまして。そうして、自衛隊以外の他の国の行政機関がこのPKO活動に参加いたします場合には、これはそれぞれ本来の、あるいは主たる任務をお持ちの国の機関がやはりそこで、そういった事業、任務を遂行していく上でお持ちになっている力というものをPKO活動に生かしていくという、こういう構成になっておるのだと思っております。

○五島委員 午前中を通じて、PKO、PKFの議論について進めてまいりました。社会党とかかなり大きくすれ違った議論のまま経過してきたと考えるわけでございしますが、私は、国際救援救助活動について主として焦点を当てて質問を続けていきたいと考えています。

政府が今回提案されました二つの法案は、いずれも国際救援活動ということについて触れておられます。そして今回、そのいずれにも自衛隊が参加できるということになっているわけでございまして。

ところでお伺いするわけでございしますが、国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律案、この三条の第二号におきまして、どのような状況のもとにおいて人道的な国際救援活動を行うかということについて書かれておりますが、この四ページの最後の二行目、「武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意があ

る場合に、国際連合その他の国際機関又は国際連合加盟国その他の国（国際連合等）という。）によって実施されるものをいう。」この規定されているわけでございまして。「国際連合その他の国際機関」ということはよくわかります。「国際連合加盟国その他の国」というのは実施されるもの、そうしたような行動に対して人道的な国際救援活動として参加するという内容について、どういうことを想定しておられるのか、お伺いしたいと思います。

○野村政府委員 お答え申し上げます。

今先生がお読みになられました「人道的な国際救援活動」の定義に引き続きまして、それでは我が国が具体的にやる場合にはどういう行為になるかということにつきまして、続いて「国際平和協力業務」として掲げておりました、その中で法案のそれから先までございしますけれども、「医療（防疫上の措置を含む。）、被災民の捜索若しくは救出又は帰還の援助」、「被災民に対する食糧、衣料、医薬品その他の生活関連物資の配布」、それから「被災民を収容するための施設又は設備の設置」、「紛争によって被害を受けた施設又は設備であって被災民の生活上必要なものの復旧又は整備のための措置」、「紛争によって汚染その他の被害を受けた自然環境の復旧のための措置」等ございまして、こういった具体的にその内容を定めておるわけでございまして。

○五島委員 余り具体的にないわけですが、「国際連合その他の国際機関」、そのほかに「加盟国その他の国」によって実施されるもの、そういうものを国際的な救援活動ということに含めてしまつて、それに対して自衛隊が人道的な国際救援活動という名のもとにおいて参加していくということ、結果的には米軍の後方支援、例えば湾岸戦争の際、政府の方が提案されましたように、米軍の後方支援であつてみたり、あるいは米軍の輸送であつてみたり、そういうような部分が含まれるのではないかとこの疑義がぬぐい切れないうふうに考えるわけでございしますが、そうしたことが

は含まれるのか含まれないのか、お伺いします。

○野村政府委員 お答え申し上げます。

今御指摘の点につきましては、「人道的な国際救援活動」の定義そのものに返っていただきたいと思つてございしますが、まず「国際連合の総会、安全保障理事会若しくは経済社会理事会が行う決議又は別表に掲げる国際機関が行う要請」に基づいたものであるということ、それからその次でございまして、「紛争によって被害を受け若しくは受けるおそれがある住民その他の者の救援」、要するにこれは「被災民」というふうにこの法案では定義しておりますけれども、被災民の救援のために、これが一つ。それから「又は紛争によって生じた被害の復旧のために人道的精神に基づいて行われる活動」とあるというふうになっております。それでしたら、その後、この人道的な国際救援活動につきましては、その受入国と申しますか、その活動が行われる国の同意、それから、行われる地域の属する国が紛争当事者である場合には武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意がある場合、そういう枠組みも掲げておりまして、したがって、今御指摘の多国軍の云々というふうな、あるいは米軍というふうな話がございますけれども、そういう余地は全くない仕組みになっております。

○五島委員 少なくともあの湾岸戦争の際を考えますと、あの湾岸戦争は国連安保理理事会の承認があり、そして多国軍が派遣されたという経過を持つております。そして、そのことにおいて、米軍の行動のもとで、例えばサウジなりそうした地域において、仮に人道的な救援活動を要請された場合、この人道的な国際救援活動という名のもとでこれでは参加できるのではないですか、その状況においてどういふふうになるのか、そういうふうな場合に参加できるのか参加できないのか、簡単にいう一度お答えください。

○野村政府委員 個々のその内容にもよるわけでございします。まず、先ほど申しました被災民云々の個々の具体的な国際平和協力業務の内容、それ

から何よりも、私申しましたのは、被災民の救援のために、また被害の復旧のために人道的精神に基づいて行われる活動ということでございます。その枠組みで御理解いただきたいと思ひます。○五島委員 時間がいよいよで次に進めさせていただきますが、極めて重要な問題であるというふうに指摘しておきたいと思ひます。

今回のこの法案の中におきまして、国際連合平和維持活動等に関する協定案のうち、いわゆる人道的な国際救援活動として規定されるこうした救援活動、この活動は主として自衛隊において行われるというふうになっております。また一方、今出されておりますいわゆるJICAが行うところの救援活動、国際救援活動について、それについて自衛隊は協力できるというふうな、輸送船隊について協力をすることができるといふふうになつてはいるわけですが、この両者の救援活動、その関係はどういう関係にあるのか。

この法文で読む限りにおいては、いわゆる人道的な国際救援活動というものは、紛争により直接生じた災害に限定されているようにございまして。しかし、もし紛争に原因して発生した飢饉や、あるいは紛争に原因して第三国における難民というもの、その発生に対する救援、例えば具体的に申し上げるならば、今パキスタンの国境地域においてアフガンの難民が非常に多くの問題を抱えて存在しているわけですが、例えばそういうふうな存在、そういうふうな存在に対する救援活動といふのは一体どちらでやってくるのか。そういうふうなものはこの人道的な国際救援活動においては実施しないのか。

あるいはまた、大規模な自然災害、あるいは、チェルノブイリの原発の事故のように大規模な事故というものが発生した場合、その救援は、JICAの救援に任せて、この人道的な国際救援活動といふこれによって行われる救援活動の対象になるのか。それが国連の関係機関によつて要請された場合はどうなるのか、その点はどうにお考えなのか、お伺いしたいと思ひます。

○野村政府委員 お答え申し上げます。この国際連合平和維持活動等への協力に関する法案におきましては、人道的な国際救援活動は、先ほど定義で申しましたけれども、紛争に起因する災害についての活動でございます。他方、国際緊急援助隊法による国際緊急援助活動は、自然災害とか人為災害を対象とするということで、その点につきまして二つの、何と申しますか、仕分けをきちんとやつておるといふふうに理解しております。

○五島委員 紛争に直接原因したそういう災害に限定して人道的な国際救援活動を行うのだというお話でございますが、自衛隊という一つの組織部隊をもって救援活動を行う場合、これまでJICAが行つてまいりましたさまざまな救援活動、それに参加されました皆さん方の御苦労、私も医師として非常によくわかるつもりです。しかし、その中において実施される機能あるいは規模、これについても差が出てくることは当然であるだろう。緊急性に対する対応においても、その場合当然差が出てくるだろう。我が国は、紛争に原因して、戦場に近しいところへはすぐに救援活動に駆けつける、しかし、大規模な自然災害あるいはチェルノブイリの原発の事故のようなあいつうな事故が発生したときは、そうした活動はできない。せいぜい自衛隊に応援を頼み、そして自衛隊の応諾の範囲の中において考えましよう、そういうことであつて果たして国際的な批判が起つてこないものでしょうか。

私は、この両者において実施される救援活動の中身、内容、それに差が出るような活動であつてはならない。紛争による救援であつて自然災害あるいは飢饉あるいは事故、そういうふうなものによつて起こつた災害であつて、そこにおいて必要とされる救援活動について同レベルの救援活動が実施できる、そういうふうな機構が必要であるだろうと考えるわけですが、その点についてどうにお考えでしょうか。

○川上政府委員 お答え申し上げます。先生御指摘のまさに紛争によらない従来からの自然災害及び人為災害等を、今度改正をお願いいたしております緊急援助隊法が面倒を見るという仕組みになるわけですが、先ほど御答弁申し上げましたとおりでございますが、まさに従来から四年間の経験があるわけでございますが、四年の経験に鑑みまして、大規模な災害、それから、まさに自衛隊のごとく自己完結的な、例えばテントを張りまして、水を自分で持つていってといったような活動を行う必要があるような大規模な災害があり得る、まさに先般のパングラがその一例だと思ひますが、そういうような大規模な災害に対処するために、今回自衛隊の能力を緊急援助隊に導入してこれに対処してまいりたい、もつて緊急援助隊体制を充実させて国際貢献をより以上にできるようにしたいというのが、この緊急援助隊法の改正をお願いいたしております趣旨でございます。したがって先生御指摘のとおりでございます。その点を目的とした今回改正というふうに御理解いただいてよろしいかと思ひます。

○五島委員 JICAが行う救援活動に対して、自衛隊が輸送その他一定の協力をするというふうになつてはいるわけですが、JICAの行う救援活動は基本的にいわゆる民間を含めたボランティアあるいは文民によつて行われる活動でございます。そして、そうした活動の中に、仮に自衛隊の協力があつたとしても、自衛隊が組織として行う救援活動と同レベルのそういう活動の内容を具体的に保証する、そうしたことが現実的に可能なのかどうか、その点をお伺いしてはいるわけでございます。

また、仮にそういうふうなことが実施されるとした場合、例えば医療の問題をとつてみましよう。これまでJICAが派遣された救援活動の中では、多くの場合日赤の職員に依存してきたということも事実でございます。果たして今回、自衛隊が部分的に参加するという状況の中で、日赤とい

う性格上、その組織の中に軍とともに行動していくということが可能なかどうか。場合によってはそれは極めて困難になってくるのではないかと。それはそれでよろしい。日赤は国際的な機関として政府と完全に独立した存在として機能するわけですからね。今JICAといふのはそういうわけではいふ。だから、そうした問題。

あるいは、医師の問題についても、文部省あるいは厚生省の医師の応援というものによつてこれまで運営されてきたというふうな考えです。しかし、部隊としての自衛隊とそうした民間のそういう医師との間の中において、現場におけるそういう対応というものがスムーズに進んでいくのかどうか。軍という機構とそれから民間との間において、その間の医療というものを通じての一定の関係といふものをどのようにつないでいくのか、非常に問題が出てくるのではないかと。

そういう意味においては、このJICAの行う国際救援活動の中で自衛隊はどの程度の援助を行っていくのか、協力をやっていくのか、その点についてお伺いしたいと思ひます。

○池田国務大臣 まず、ただいまの御質問にお答えする前に、先ほどの御質問で外務省の方からお答えございましたけれども、緊急援助隊法との関連で自衛隊の活用が必要だという観点の答弁でございました。しかし先生の御質問の中には、緊急援助隊法における活動と、それからPKO法案の中に含まれておる人道的な救援活動との優劣といひましようか、自衛隊の方で、どちらかという自然災害等を劣後させて、紛争に起因する人道的な救援活動を優先するのじやないかという御趣旨の御質問があつたかと思ひます。

その点につきましては、私も決してそういうふうには考えておりませんで、どちらの活動につきましても、自衛隊だけでなく、そのほかのいろいろな要因による救援活動もあるわけでございます。そしてまた、自衛隊といひましても、具体的な要請がありましたときにそれにどういふうにこたえていくか、政府部内で相談の上出てい

くわけでございまして、どちらを優先、どちらを劣後ということではないということを御理解いただきたいと思ひます。

さて、ただいまの御質問、何かいろいろございまして、たゞすけれども、緊急援助隊法に基づいて自衛隊がどのような活動をするか、それが従来から行われております自衛隊以外の民間の方あるいは政府機関の方々によるJICAを通じての活動との関係がどうなるかということでございまして、まず一つは輸送のお話がございました。これにつきましては、自衛隊以外の方々が行われる活動について、自衛隊がその国までの被害地までの輸送任務を担当することによって、これは人員あるいは物資もございまして、その方々の活動がより有効に、さらに効率的に行われるようになる、これは連係プレーができるんだ、このように考えております。

さて、今一つ医療を例にとられまして、自衛隊外の医療関係者の方と自衛隊の人間が一緒になって活動をする、それがうまくいくのかという御趣旨の御質問がございましたけれども、この点につきましては、私も今のところ想定していませんのは、やはり自衛隊が、例えば医療活動に参加しますときも、それは一応自衛隊の中におる人員だけで、それは医官のほかに、それをサポートいたします看護婦であるとか、あるいは輸送だとか、その他後方といひましようか、そういういろいろな補助業務をする人間も含めて、自衛隊の中の人間でチームをつくるということを想定しておるわけでございまして。将来的にあるいは先生おっしゃるようなことが考えられるかもしれせんけれども、それはなお将来の検討課題にさせていただきますと思ひます。

○五島委員 長官おっしゃるように、現実問題として、自衛隊の医療部隊が隊として出動している中に民間の医療関係者が入ってともに救援活動をしていくというのは極めて困難であるだろう。とするならば、このJICAが行う救援活動が自衛隊が隊として行う救援活動と同レベルの規模を常

備していくということは極めて困難ではないか。最初の質問、意見に戻るわけでございまして、そのことについてどのように見通しを立てておられるのか、その点をお伺いしているわけでございまして。その点が第一点でございまして。

次に、国際救援活動を必要とする状況が生じた場合に備えて、それに要する、人員はもとよりでございまして、資材というものは常備するの。自衛隊の場合は一定の機材をその場において持ち込むということは可能だと思ひます。しかしJICAの場合、それと同規模の、そういう救援のためにそうした資材、人員を常備しているわけではございせん。それを今後常備していくというふうにご考えておられるのか。その点についてどういうふうにお考えなのか。

もしそういう場合、自衛隊の資材を双方に利用させていただくということであるとするならば、結局自衛隊が人員、資材とも国際救援活動の、JICAの分も含めて、すべての中心を担うということになってしまふというふうにご考えるわけでございまして、そうなりますと、JICAの行う国際緊急救援活動というものがいわゆる自衛隊の活動の中に吸収されてしまふのではないかと、いうふうにも恐れるわけでございまして、その点についてどうでございまいましようか。

○川上政府委員 お答え申し上げます。

先生の御質問は従来の緊急援助活動と新たに自衛隊が入った場合の活動との主として関連、特に資材、人員面の関連というふうにご理解させていただきたいと思ひますが、まず、JICAが派遣するということでは必ずしもございせん。JICAは業務を行います、政府が緊急援助活動をするという仕組みでございまして、そのもとで我々といひましては従来とも、例えば救助活動に限って見ましても、警察、消防、海上保安庁といったような関係官庁の御協力を得て緊急援助活動を進めてまいっているというところでございまして、この従来からの仕組みというものは、これは改正後も当然生きているわけでございまして、この四

年間の経験を踏まえて、資材面、人材面、それから訓練面等につきまして改善を加えてまいりたい。

例えば、先ほど御指摘の資材面、常備しているのかといった御質問がございましたが、JICAは世界各地で五カ所ほど備蓄を行っておりまして、これは通常いたっている予算の中から出しているわけでございまして、世界各地のその五カ所の備蓄基地から最寄りの災害被災地に物を送るといったようなこともやっております。そういう従来型の緊急援助活動というのは、これは当然のことながら今後とも拡充してまいりたいというのが我々の考えでございまして。

先ほどちょっと申しましたように、自衛隊につきましては、従来型の緊急援助活動では必ずしも十分ではなかった大規模な人員の派遣が必要になる場合、それから、先ほど説明ございましたが、輸送面が弱いといったような御指摘も随分いただきました。この点についての改善を加え、さらに、先ほど申しましたが、自己完結的な援助活動ということがやはり何と申しましても緊急援助活動にとつては非常に重要であるという認識を踏まえまして、主として今申しましたような三つの理由から自衛隊の能力を最大限活用させていただいて、さらに我が国の緊急援助活動を充実させていただきたいという我々の目的でこの法律案を出させていただいた次第でございまして。

○五島委員 人道的な国際救援活動、自衛隊が中心になって行われる救援活動についてでございまして、この救援活動に要する、派遣される、あるいはそのために必要とする人員は、いわゆるこの国連平和協力業務全体の二千名の枠の中で派遣あるいは実施されるのだというふうに考えますが、さうでございまいましようか。

○野村政府委員 御指摘のとおりでございまして。○五島委員 救援隊が派遣されている段階においては、当然この派遣された救援隊だけでなくて、その後方支援に人員がかなり要る。大体、一たん支援活動に出すすれば、後方活動としてその倍

ぐらいの人員が要るといふのは常識でございまして、こうした救援活動について、最大限救援活動に対して自衛隊は何名ぐらいまで出せるというふうにお考えでしょうか。

○野村政府委員 お答え申し上げます。

何分、恐縮でございまして、個々の案件に依りまして、この法案の仕組みでは実施計画に基づいて決定していくものでございまして、ただいまの具体的な要請の、ニーズの規模と申しますが、例えばこの救援活動にしましても規模に応じては非常に多くの人数が必要になる場合もございまして、一概にその御質問の数についてお答え申し上げかねる次第でございまして。

○五島委員 これは紛争によるものあるいは自然災害によるものと緊急活動という活動の中には、通常、レスキュー活動あるいは給水、浄水の供給活動、食糧援助、あるいはテントや仮設住宅の建設、輸送、そして医療衛生活動、通信活動、復旧活動等々が含まれる。そして、その多くの部分がセツトでございまして。例えば医療衛生活動。水のないところでは医療衛生活動はできません。食糧の供給できないところでは医療衛生活動は成り立ちません。したがって、救援活動の前提としては、レスキュー活動、給水活動、あるいは食糧の供給、テントの建設、そういうものがあつて初めて医療活動というものが成り立つ、あるいはそれに必要な輸送活動というものが必要になってくるというふうにご考えるわけでございまして、こうした装備といたいのを含めて、自衛隊はどの程度の量を国際救急のために提供することができるのか、その点についてお伺いします。

○山田政府委員 基本的に、災害あるいは緊急国際援助の要請がございましたときに、その規模、実態に依りまして具体的に検討することになりますので、現段階ではつきりしたことを申し上げることは困難でございまして、自衛隊の一つの能力という意味から、パングラデシユのケースを想定いたしまして一定の前提条件を置いた例で申し上げさせていただきますと、医療活動の場合

で、医官約二十名を含む部隊規模で約百八十名と
いったような感じで対応できるのではなからうか
というふうに思っているところでございます。

○五島委員 医官二十名、百八十名の人員という
ことになりまして、後方の救急治療棟、治療用
テントを含めて一診療所、一療養病棟という程度
の救護活動ができるかというふうに考えるわけで
ございますが、そういうふうな規模の救護活動と
しても、そうしたことに必要ならもうその関連装
備というものが必要になってまいります。例えば
給水装置をとりましても、東南アジアへ持って
いく場合あるいは砂漠の地域に持っていく場合、当
然イオン交換型の給水器というものが必要になっ
てまいります。

そうしたものを今自衛隊がお持ちなのかどう
か、ないとしたらそういうものを新たに購入され
るのかどうか、また、そういうふうなものを一体
どの程度、必要となれば緊急に整備して提供でき
るのか、その点についてはどうでしょうか。

○島山政府委員 給水装置の問題でござい
ますが、自衛隊の保有します浄水装置でございま
すけれども、これは車に搭載しております車載型と地上展
開型の二種類を保有しております。いずれも物
理的なろ過方式という形でございまして、河川等に
原水に含まれております夾雑物を凝集ろ過いたし
まして、これを塩素殺菌した後には再び精密ろ過
を行って飲料水にするという形のものでございま
して、イオン交換方式というのは現在自衛隊では
装備をなされておられませんので、詳細は承知いた
しております。今後そういうものについて必要
があれば検討させていただきたいと思っております
が、基本的には私どもは、先ほど防衛庁長官から
も申し上げましたとおり、三条の任務の支障のな
い限りにおいて既存の装備体系の中で対応するこ
ういうのが基本的な考え方でございます。なお、
こういった一部のものについて、必要があれば検
討させていただきたいと思っております。

○五島委員 東南アジア等の極めてA型肝炎が多
いところ、そういうところにおいては今の給水器

では危なくて僕らはそんな水は飲む気しませんね。
また、砂漠地方のように非常に塩分の多いところ
において、そういう給水器では塩分のろ過はでき
ませんね。そういうふうなものでとても使い物
にならないわけですね。

また、ここに週刊現代ですか、週刊現代に、北部
方面、北海道ですね、において、緊急医療支援の演
習が行われたという記事がございまして、これは、
北海道に大規模な災害が発生して約千五百名の直
接人員を投入した演習だということが書かれてお
ります。その中で実施されている内容というのは、
これは国内での災害を想定しているわけですか
ら、車両が千両、ヘリコプターが四十機という非
常に大規模な部隊の演習になっている。

しかし今日、災害を、救援を考えた場合に、例え
ばヘリコプターであるとか、あるいは医療用の車
両であるとか、あるいは医療用のテントであるとか、
そういうふうなものが必要であることは、こ
れは言うまでもございせん。それらの輸送を自
衛隊が行うというふうに書いてあるわけではござ
いせんが、自衛隊、お伺いしますが、コミュニケー
ション機としてC130をお使いになるのでしょうか、こ
れで例えば、先ほどPKOの話でも出ておりました
けれども、装甲車両あるいはそういう輸送用の
車両、一機に何台積めますか。

○島山政府委員 C130の場合には装甲車両が何台積
めるかということではございせんが、搭載可能台数
としては一両でございまして、

○五島委員 当然なんです。輸送は自衛隊が分
担すると言っておられるわけですが、自衛隊は少
なくとも私の承知する限りにおいては、政府も、
いわゆるディフェンスを中心としたものであつ
て、渡洋作戦能力はお持ちになっていない、これ
は原則だったはずなんです。しかし、国際緊急活動で
あれ、そうした緊急に、一定の車両あるいはヘリ
コプターあるいはそういう復旧用の重機類、そう
したものを緊急に海外に持って行くということに
なった場合に、現在自衛隊の装備ではそれを持っ
ていけないはずなんです。それをどのようにされ

るわけですか。自衛隊にそうしたものを輸送する
ような、いわば戦術輸送部隊のようなものを新た
におつくりになるわけですか。もしそんなものを
つくっていくとすれば、まさに憲法上大変な問題
になってくるというふうに考えますよ。それを一
体どういうふうにお考えなんですか。

○池田国務大臣 先ほど来御答弁申し上げており
ますように、私どもはあくまで国の防衛を主たる
任務としている集団でございまして、そして、そ
ういふものとして持っている能力を活用していこう
ということではございまして、そして、確かに専守防
衛でございまして、我が国が侵略を受けたときに
備えて持つておる装備でございまして、海外へ
ほとんど人員あるいは物資を輸送するという面
では能力に限界があるのは御指摘のとおりでござ
いまして、しかし、その限界のある能力の中で、例え
ばただいま申しましたC130という輸送機、あるいは
輸送艦というのでもございまして、そういうものを
使って輸送はやっていこうということではござ
いまして、

したがって、例えば救助活動と申ししまし
ても、先ほど北海道で八月末に行われましたビッグ
レスキューを例に挙げられましたが、あれはあく
まで国内で大規模災害が起きたときの対応でござ
いまして、それと同様なものを海外でやること
は到底できませんし、また想定もしないこと
でございまして、限定された力ではあるけれども、
しかし、我が国が救援活動をする場合に、他の機
関あるいは他の組織がなさるのに比べれば、相対
的に自衛隊は輸送力も含めて能力があるのではな
いか、こういうことでございまして、

○五島委員 ビッグレスキューはもうおっしゃ
るように国内での演習であり、それと同じ程度の
支援が海外でできないということは当然だと思
います。しかし、ビッグレスキューというものの中
で経験されたその一定の、例えばそれが半分、三
分の一、四分の一という形であったとしても、そ
の機能というものが今救援活動に必要なんだ、こ
れは事実なんです。救援活動というのはそういう

うものだというふうに考えます。

そうしますと、そうしたものを自衛隊が輸送す
る、輸送すると言われども、現在自衛隊にその
輸送能力はない。どうするんですか。民間にそれ
は委託されるわけですか。自衛隊の機器も含めて、
そうしたものの輸送については民間にすべて委託
されるわけですか。それとも米軍にでもお願いす
るわけですか。どういうふうにお考えなんですか。

○池田国務大臣 先ほど来申し上げますように、海外
で活動します場合には、海外、その目的地までの
輸送能力等から見ましても、限界があるというの
はそれとおりでございまして、したがって、自
衛隊が相対的に他の組織に比べて有効な活動がで
きるにいたしまして、それも限られたものだと
いうことでございまして、

それからなお、輸送手段について、場合によつ
ては民間に委託するというような話もございま
したけれども、それはやはりこれから、法案ができ
まして、また法律が成立いたしましたら、具体的な
要請があつてそのときに政府全体として相談し、
どういう活動をするか、その中で自衛隊が一体ど
ういう活動をするか、どういう規模をやるか、そ
れを決めた段階におきまして、場合によって
自衛隊の持つる輸送力以外のものも活用して輸送
しようというケースが、これはあり得るんだと思
います。これは具体的なケースにおいて検討いたし
ます。

○五島委員 一機のC130で一台の車両しか運べな
い。しかもその足は極めて短い。そういうふうな
輸送機を持つて、そしてそれをもって支援できる
程度の救援活動しかできないんだ。

これは海部総理、日本が大変今後世界の中で貢
献していく、貢献していくと、えらい大層なこと
をおっしゃっているわけですが、その程度の規模
で、災害というふうなものに対する救援がそれで
いいんでしょうかね。これ、自衛隊にやらすとい
うところにそういう限界ができてくるわけではな
い。日本の救援活動がそれだけでいいかどうか。
世界からの要請されている内容はそれでもいいかと

うか。これはもう明らかに、自衛隊とは別組織としてそういうような機能を整備していかない限りは、本当に日本が期待されているそういう貢献はできないんじゃないですか。この法案の中で盛んに人道的な国際的救援活動という言葉も繰り返して書かれています。その内容がそんなものですか。答えてください。

○池田國務大臣 私どもは、自衛隊が持っている装備の中で、可能な範囲でこの救援活動等を行っていくということをごさいますけれども、しかし、それでもかなりの力があるわけでごさいます。

先ほど車両がC130で一両しか乗らないというお話ごさいましたけれども、C130の搭載能力と申しますのは、物資でございますと約二十トンでございます。人員だけでございますと九十人でございます。また、航空機は一機というわけじやございません。それからまた、まず航空機で物資、人員を運び、それからまた、追っかけて艦艇で運ぶということも可能かと思ひます。その場合には自衛隊の持っている輸送艦、これは二千トン型あるいは千五百トン型あるいは五百トン規模のもの、いろいろございますけれども、そういったものも活用していくというわけでごさいます。

それは、国内で災害活動に当たるときに比べれば規模は小さくならざるを得ませんけれども、しかしそれなりのお役に立つんだと思ひます。また、海外における災害というのは、何も日本の自衛隊だけがすべて責任を持ってそれに対応するということではなく、当該国においても当然その災害救助活動はなされるでございましょうし、また、国際機関なり他の国の救援活動というものも大規模な際にはあわせて行われるんだ、こう考えるわけでごさいます。

○五島委員 今世界が日本に期待しているその内容にどのようにこたえるかという視点ではなくて、いかに自衛隊を使っていくか、自衛隊というその組織を軍として国際的にいかに脚光を浴びますか、そういうふうなことは考へるから、現実問題ほとんど役に立たないような、自衛隊のそ

ういう輸送機能に頼った形で考へざるを得ないということになってしまふ。今日日本が世界から期待されている、その内容にまじめにこたえていくためにどうすればいいか、その原点に戻って考へ直すべきでないかというふうにごさいます。

話題を変えますが、救援活動の期間。この救援活動というのは、極めて短期に終わる場合と一定長期に続く場合とございます。そうした場合、派遣者の一連の派遣期間というものをどの程度考へるのか。例えば、救援に要する期間が数カ月の単位あるいは一年を超すというふうな事態に立ち至った場合、それらについて、救援活動に派遣する期間というものについて制限するのか。その辺についてはどのように考へるか、お伺いしたいと思います。

○野村政府委員 お答え申し上げます。

具体的な派遣期間についての御質問でございしますが、やはり個々のケースによって異なってくるんだらうと思ひますけれども、緊急援助隊におきまして医療活動等のこれまでの例に照らしましますと、長引いても一カ月程度ではないかというふうにごさいます。

なお、具体的には業務内容によるわけでごさいますけれども、先生御指摘のように長期にわたらざるを得ないという事態になりますと、やはり必要に応じて隊員への配慮等から交代ということも考へる必要がある、そういうふうにごさいます。

○五島委員 私もさすがに、一機の飛行機で車両一台しか運べないんだという話を聞いて、若干びつくりしてしまつて質問忘れたわけですが、今回の国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律の第二十条、この二十条の中に「輸送の委託」という部分がございます。この中で「船舶若しくは航空機による被災民の輸送又は同号又からヨまでに規定する国際平和協力業務の実施のための船舶若しくは航空機による物品の輸送を委託することができ、これはよくわかります、文章として、この括弧内です。」「派遣先国の国内の地域間及

び一の派遣先国と隣接する他の派遣先国との間で行われる被災民の輸送又は物品の輸送を除く」、そういうふうなことは含まれない、こうなつておるわけですが、それは一体どういう意味でございましょうか。

○野村政府委員 お答え申し上げます。

ただいま先生御指摘の二十条でございますけれども、これは委託でございしますので、国際平和協力業務の外で行う任務というふうにご位置づけられます。その場合に、括弧の中で「派遣先国」という先生が読まれた字があるわけでごさいます。この「派遣先国」と申しますのはまさに国際平和協力業務が行われている国でございしますので、したがひまして、その「派遣先国」の中とか、あるいは「派遣先国」間、複数にわたる場合には、同士の輸送につきましては、これは本来、国際平和協力業務そのものとして位置づけられるべきものである、そういう考へ方からこの委託から外したわけでごさいます。

○五島委員 これは国際平和協力業務でございしますから、この国際平和協力業務の中には当然、いわゆる人道的な国際救援活動も入るのだというふうにご考へます。そうしますと、派遣先の国内における救援活動、移送ですね、あるいは場合によっては食糧等々の輸送というのもの、人員含めてあるかも知れません。あるいは、難民なんかの場合合においては他国にまたがってそういうふうな行動が必要になつてくる場合もあると考へるわけですが、そういうふうなものが常時、派遣された部隊として実施することが可能な装備を持つていくということが前提ですね、これは。その地域の中で、難民の移送であったり、あるいは食糧の補給であったり、そういうふうなものが常時できるだけの輸送機器をそこに持つていくということがこれは前提ですね。

○野村政府委員 お答え申し上げます。

派遣先国での業務という位置づけで行うものにつきましては、まさにこの第三条で定義しております医療にいたしましても、その他設備の設置に

いたしましても、その業務の遂行に必要な限りにおいてはその輸送等につきましても手当てをする、これはあくまで国際平和協力業務の枠の中で対応するべきものである、そういうふうにごさいます。

○五島委員 そうしますと、そういうふうなものを派遣、持つていける装備というものが現実存在し、それを輸送する手段があり、そしてなおかつ、その派遣先国の中においてそれが行動できるといふ条件が整わなければ行けないということになるわけでごさいます。そういう意味では先ほどの私の疑義に戻るわけでごさいます。どう考へても、現在の自衛隊の能力を超えた行動になつてしまふのではないかと。あるいは、これまでJICAが行つてきた活動のレベル、そのレベルを紛争時、紛争が発生したときにおいてもその程度のレベルでやつていく。昨年、湾岸戦争が勃発したときに、たしかアルカバルにアパートを借りて、そして医者を一名ずつ交代で派遣したというところが、外務省やられたと思ひます。そのことが現実問題とだけの意味を持つたのか、何をしていたのかという問題はあつたわけですが、今日本が、そういうまことに救援を必要としている状況が発生したときに、その程度のレベルのことをなぜ自衛隊というものを使つてやらないといけないのか。これは私は大変な疑問であり、それは単に自衛隊を使いたいためにこうした救援活動という名前を使つただけではないかというふうにご考へられてなりません。

また、もう一つお伺いしたいわけですが、先ほど、PKOに参加する自衛隊員のトレーニングの問題が質問されていまして、救援活動についても極めてこれは重要な問題でございします。例えば医療衛生活動に自衛隊の衛生部隊を使用するとして、これは昨年の国連平和協力法案の段階でも質問したわけでごさいます。救急医療のトレーニング、積んでいるのですか。また、救急医療のトレーニングを一体今後済ますとしたらどこでやりますのですか。自衛隊病院は自衛隊中央病院を除い

すべて隊内病院であり、衛生隊の医官は言いかえれば産業医として勤務しているんじゃないですか。応急的な救急処置はできるとしても、救急医療のトレーニングは積んでいないはずで、どういふふうにならざるを得ないのか、その点についてお伺いしたいと思います。

○金森政府委員 お答え申し上げます。

自衛隊の医官は、先生御案内のとおり、防衛医科大学校に在学中に救急医療についての教育を受けておりますし、また、卒業後実務研修二年間、また、その後の臨床の場で各種の医療技術を習得しております。救急医療に十分対応し得るものと考えておるところでございます。

ちなみに、自衛隊中央病院では、自衛隊の病院では救急患者の受け入れにつきましても従来から実施しております。年間一万五千件の患者を診療時間外に受け入れておるといふ実情でございます。

○五島委員 金森さん、あなたも医者ならちゃんとした話をしてください。大学の教育の中で救急医療についての講義があるなどというのは当たり前で、医師免許を持つておれば、そのことと、救急医療の実地訓練がされているかどうかというのとは、これは別問題。しかも、研修期間といっても、今は自衛隊の病院の中において救急医療を専門的にトレーニングしているところ、あるわけですか。ないじゃないですか。また、年間かなりの救急患者をやっているというふうにおっしゃいましたが、それは本当に救急なんですか。今自衛隊病院の中でどここの病院が救急指定なんですか。それは時間外の診療をしたということにすぎないじゃないですか。時間外の診療がなぜ救急医療なんですか。答えてください。どうなんですか。

○金森政府委員 救急医療についてのとらえ方、いろいろございませうけれども、御案内のように、防衛医科大学校は、一般の病院でございまして、相当数の救急医療を受け持った地域の医療に貢献しておるところでございますし……（五島委員

「救急指定あるの」と呼ぶ）救急指定といいますが、今埼玉県からも、三次救急の中央病院でございませう。防衛医科大学校、主として私ども、卒後の医師の研修の中心は防衛医科大学校の附属病院でやっておりますので、今申し上げましたように、救急医療につきましても相当、ほかの研修医と比べますと力を入れて私ども対応しておるところでございます。

○五島委員 防衛医大において学生に対する講義として戦傷医療というものの講義があることも承知してあります。また、防衛医大において、トータル九年間の自衛隊勤務の中において約四年近い研修をやっておられる。そういう意味において私は、勘違いしても構いませんが、医師として自衛隊の防衛医官のレベルが低いなんて言っている。むしろ非常に研修期間も長いということをおっしゃっている。そのことは承知してあります。ただ、残念ながら自衛隊の医官に救急医療のトレーニングはきちっとされていない。卒業直ちに行われる大学研修の中で、その大学の中で救急医療の講義もやっていると、そんなこと言うならば、日本じゅうの医者全部その程度の救急医療の研修はやっている。それは違うはずで、そういうふうなもの、をきちっとやる体制がなしに、本当にそういう緊急時に出現していったら、本当にそういう緊急救急医療というものは、防衛医大においても、自衛隊中央病院においても、装備を中心とした医療というものが中心になっている。そういう中において現場に行くと、それが十分に機能を果たせるような、そういうトレーニングの体制、どう考えておられるのかということをお伺いしているわけですよ。

○池田田務大臣 先ほど政府委員から御答弁申し上げましたけれども、防衛医科大学におきまして研修をしているだけではなくて、防衛医科大学附属病院というのは救急指定病院になっておりまして、私も行ってまいりました。それで所沢の市長さんにも話をお伺いしましたけれども、救急の面で非常に防衛医大附属病院にお世話になっているという、そういうお話もございました。そういう中から選抜して行きますならば、こういった国際的な医療業務についてもお役に立てる人間はあろうと思っております。

○五島委員 もう一つお伺いしたいのですが、自衛隊の医官の充足率、並びに、防衛医大を卒業した医官が九年後どの程度自衛隊に残っておられるのか、お伺いしたいと思います。お答えください。

○金森政府委員 お答え申し上げます。充足率は約七割でございます。

○五島委員 研修医を入れて、

○金森政府委員 研修医を入れてでございます。

○五島委員 研修中の者を除いたら。

○金森政府委員 研修医がそのうちの約二百名近くでございますので、研修医を除きますと約五割。病院と部隊と変わりますが、病院の方は比較的充足率を高くしておりますけれども、以上のようなことでございます。

○五島委員 九年たつてからののは。

○金森政府委員 九年たちますと、一期生の卒業生で大体現在五割残っております。

○五島委員 自衛隊の医官の充足率も、現実に現場配置されている人は五割ぐらい。しかも、防衛医大卒業生の義務年限が終了した段階において自衛隊に残る人たちが半分程度しかない。こういう現状の中において、果たして自衛隊は医官をどの程度こうした活動のために派遣できるのか。むしろ、防衛医大を卒業し義務年限が終了されたそういう医官の方々に、別組織としてこういう国際救援、救急活動に参加してもらう、そういう方法をとるといふことがより現実的なのではないか。その点についてはどうにお考えでしょうか。

○池田田務大臣 医療チームを派遣します場合にどの程度の規模にするか、あるいはその中で医官をどの程度の人数を確保するか、これは具体的な要請があつて決めることでございますけれども、先ほど政府委員から答弁いたしましたけれども、一定の前提を置いて考えるならば、例えば二十名ぐらいの医官を中心として百数十名の医療チーム

をつくる、こういうことでございます。そのうちの医官でございますならば、先ほど申しましたような中から対応できるものと考えている次第でございます。

○五島委員 またトレーニングの問題は、医療の問題だけでなく、例えばそれぞれの派遣される海外での風土病の問題、熱帯医学等々の問題、そういうふうな研修も必要でございます。またさらには、そうした中で長らく活動しておられるいわゆるNGOの方々との協力関係、そういうふうなものがないと、どうしても不可欠になってくると考えるわけでございますが、そうした分野における研修問題、先ほど語学の問題について出ておりましたが、あわせてそういうふうな研修の問題、あるいはそうした民間のNGOの方々との連携、特に現地に非常に溶け込んでおられるそういう在留邦人の方々の協力、そういうふうなものが不可欠と思うわけですが、そういうもののシステム、その点についてはどうにお考えなのか、お伺いしたいと思います。

○野村政府委員 お答え申し上げます。今先生御指摘の研修の重要性、まさに御指摘のとおりでございます。特に今回、この人道的な国際救援活動につきましては、先生は自衛隊のことを非常に強調されましたけれども、やはり参加される方の中には民間とかあるいは地方自治体の方々等、あるいはほかの関係政府機関の中から派遣していただける方々もおられるわけでございます。そういう方々に、すべての隊員に、隊員としての任務そのものあるいは派遣地の社会制度、文化等についてきちんとした研修を受けさせる必要があると思っております。まさにこの法案十五

条に基づきまして、本部におきましてそういう研修体制をきちんと固めていく必要があるというふうな思っております。

○五島委員 そうしたトレーニングもやらないといけないというお話でございますが、本法によりまして、JICAの部分は別といたしまして、いわゆる人道的な国際貢献という形で国際救援活

動、そういうふうなものに従事する人々に対する研修を含めて、その総数が二千名という数で制限されています。この二千名の数というのは海外に持つていく数なのか、それとも、そういうふうな海外での活動に対する後方支援者、後方支援に従事する人の数、あるいはそういうトレーニングに従事する人、あるいはトレーニング中の人々、そういうふうなものも含めた数なのか、その点はどうなんでしょうか。

○野村政府委員 お答え申し上げます。協力隊員として発令と申しますか任命されている人の総数でございます。したがって、協力隊員としての研修を受けている人も含みます。

○五島委員 そうしますと、PKOの方だけを考へるならばそれでいいんだろと思いますが、後方支援あるいはトレーニングといったような人、あるいはトレーニング中の人々を含めて救援活動に従事できる人、極めて限られた数にその面においてもなつてこざるを得ないのではないかと。そういうことでは、これで盛んに人道的な救援活動、自衛隊を使うんだというふうに主張しておられるけれども、実際としてはそういうふうな活動というものの、すなわち救援活動といった今後非常に各国からの要請が高いと思われるその部分に対しては、現実問題としてはほとんど協力できないという結果になってしまうのではないかと。そういうふうな見通しを持っておられるのか、その点についてどうお考えなのか、再度伺いたいと思います。

○野村政府委員 お答え申し上げます。まさに実効的な人道的国際救援活動の実施のために、関係省庁、行政機関の協力を得まして万全を期していかないとはいえず、思っております。特に、この法案の仕組みの中では、個々の要請がございまして、それで実施計画に基づいて個別に協力隊を編成するという考え方をとっておりまして、要請があったから急に、ではいざ協力隊編

成といひましてもなかなか時間がかかるわけでございます。あらかじめ関係行政機関におきまして、いざそういう要請がありましたときにどういう要員が派遣できるか、人数、規模等も含めまして御協力をいただく、そういうことがなければならぬ。ぐあいに運用しないような仕組みになっております。同じことが、できますればやはり民間、地方自治体等についても言えるのではないかと。思っております。

この本部の業務の中に、私もPRと申しますか広報というの項目入れておりますが、やはりこの法案の仕組みにのっとり活動を進め、我が国として効果的にやるためには国民全体の理解を得る必要があると思っておりますので、その辺もそういう趣旨でございます。

○五島委員 繰り返すようになりますが、質問に対するお答えを聞いてまいりますと、人員の面においても装備の面においても輸送の面においても、自衛隊という形においては非常に制約がある。そして、実際そのことによつて国際緊急救援ということについて日本が貢献できるような枠というものが、自衛隊というものに依存するがゆえに極めて小さな限られた、国際的に期待されるものからほど遠いものにならざるを得ないというふうな結果が明らかになったというふうに考えます。

私は、社会党が現在主張しておりますように国際平和協力庁といった庁をひとつ新設して、その組織に必要な時の緊急輸送能力を持たせる、あるいは必要人員と資材を確保して、恒常的なトレーニング活動や、あるいはそういう災害時の情報の収集活動といったような、そういう派遣時の後方支援活動を含めた活動を行っていく、そういうふうなことが今世界から期待されているのではないかと。そういうふうに思っています。あえて自衛隊を使うというところにこだわることなく、世界から期待されているそういうような形でもって貢献していくというところについて、どうでしょうか、お考えになりますか。

○野村政府委員 お答え申し上げます。

本日の御審議の中で繰り返し指摘されておりますように、PKOにいたしましても国際的な人道的な国際救援活動につきましても、自衛隊の経験それから技術、組織的な能力を活用するということがやはり我が国として効果的に貢献するためには必要である、そういう考え方に立つてこの法案をつくつておるわけでございます。

○五島委員 そうしたものにはならないというところが明らかになったのじゃないですか。自衛隊の持っている組織的な機能、そういうふうなものが使いたい、その気持ちはよくわかります。しかしながら、自衛隊という組織の中でやる限りにおいては、自衛隊が極めて限られた形でしか使えない。輸送も制限される。そういう状況の中においては、自衛隊とは完全に別の組織としてそういう機能を持つて貢献していくことがより効果的だということなんじゃないですか。輸送の問題一つとてみても、まさに先ほど防衛庁長官自身がお明確に否定されましたように、必要な機材を持つていくとすればとてもじゃないが自衛隊に持たすことはできない。だから、輸送機一台に車両一台というC130か、あるいは船でたらたら持つていかないと持つていけないんだという話でしよう。それで緊急活動に対する貢献ということが言えるんじゃないでしょうか。

そういう意味においては、何としてもこれは今の国際的な状況、そして世界が日本に期待している、きんざん総理がそのことを繰り返して言つてこられた、そういう国際的な要望にこたえる貢献の手段として、日本はそれにこたえらるために、あえて自衛隊という組織にこだわらずに世界に向かつて国際平和協力庁といったものをつくり、そのもとにおいて緊急救援活動を行っていくということがなぜできないのか。総理、ぜひお答えください。

○池田国務大臣 先ほど来申し上げましたけれども、能力があるかどうかとは相対的なものでございまして、自衛隊の持っている能力を活用するならば、現在行われている緊急援助活動なり災害援助

活動よりは効率的な、またお役に立てるものができるんだと思つてございまして。

その例として一つ申しますと、例えば現在JICAの手で行われております医療チームの場合には、基本的には一チーム十二名で構成されている。構成メンバーは、医師が三名、看護婦六名、調整員三名、こういうことになっておるわけでございまして。それに対して自衛隊がやつた場合には、これはケーススタディーでございますけれども、先ほど申しましたように医師二十名にいろいろなものを含めまして百八十人ということになる。こうなりますと、それでしかも自分の輸送手段で現地へ行ける、そしてまた自分で住まうこともできる、自分で食事をすることもできる、そしてまた医療活動に必要な機材なり医薬品なりを持つていくというわけでございまして、現在行われているものに比べればそれは格段の活動ができるということはお理解いただけるんだと思います。

それから、C130で車両一両というお話が先ほどから出ておりますが、あれは御質問が人員輸送用の装甲車両という話でございまして、それからもうございまして、例えば災害とかそういう場合でございまして、ジープとかそういうものでございまして、先ほど申したように、搭載可能数量は二十トンでございます。

○五島委員 時間がございませんで最後の質問にさせていただきますが、おっしゃいましたように、これまでのJICAの国際救援活動、やはり日本に対する世界の期待からいって、残念ながらほど遠いものであったというこの認識は私もそのとおりだと思います。しかし逆に言えば、医師が数名、スタッフを入れて十名、二十名という救援活動であったから、そういう医療スタッフだけの派遣ということでも、そのこと自身は非難されずにきた。しかし、もし医療チーム、医師二十名、医療スタッフ百八十名という規模の救援活動を実施するとならば、当然それに必要な給水活動であるとか、あるいは緊急輸送のそういう機能で

あるとかそういうふうなもの、あるいは患者に対しても第一線の救急活動だけでなく病院デントの設置等々が必要になってくる、これは言うまでもございません。しかも、そういうふうなものが現実問題としてどこまで運べるのか。

例えば今おっしゃいましたように、兵員輸送車両であるから一台なんだとおっしゃいますけれども、今救援活動の中で必要なのはやはり何といたってもヘリコプターでしょう。例えば中型、大型のヘリコプター、とてもじゃないけれどもC130には乗らないはずですよ。そうしますと、そういう災害時にヘリコプターも持っていけないという問題がある。そうであれば、そうしたものが必要となった場合に民間に委託して運んでもらうのか、あるいはそれをどうするのか、それとも、頭からヘリコプターなんて持つていくようなそういう救援活動は考えないんだということなのか。

その辺が、結局自衛隊というものにこだわる限りにおいてはその問題は出てくるじゃないか、その点をどうお考えになるか、その点は別組織であれば自衛隊の機能を含めて有効に利用できるのではないかと、このことを言っているわけでございます。最後、総理に御答弁をお願いします。

○野村政府委員 お答え申し上げます。

特にこの法案の仕組みにつきましては、冒頭に「定義」でも申し上げましたけれども、紛争に起因する災害についての援助活動であるという点に御留意いただきたいと思えます。やはり長年蓄積してまいりました自衛隊の技能、経験、組織的な機能を活用するということが、この人道的な国際救援活動におきましても我が国の協力を実効性たらしめるためには必要である、そういうふうな判断でございます。それ以外に、自衛隊のこと以外にも、やはり今回の法案では国際平和協力本部という常設の組織を総理府の中に設けて、それが国連からの要請がある都度協力隊を編成するということになっております。その協力隊に、必要に応じて身分をあわせ有する自衛隊員によって構成されます部隊等の参加を得るという仕組みを

とっております。

いずれにいたしましても、自衛隊の部隊の参加のほかに、そういった協力隊のほかのいろんな要員の方々の参加を得まして、全体として人道的な国際救援活動を実効性あるものにするというのがこの法案の仕組みでございますので、よろしく御理解いただきたいと思います。

○五島委員 この点について、総理からも御答弁をぜひお願いしたいというふうに思います。

○海部内閣総理大臣 きょうまで四年間にわたっていろいろ行ってきましたこの活動に対しては、いろいろな方面から御視察もいただき、御批判もいただき、御激励もいただきました。国会議員の皆さんにも、例えばパングラの問題等は直接の視察をいただき、私のところへも貴重な体験に基づいて御報告をいただいたことを、ありがたく感謝の気持ちで思い出しております。そういった活動をより一層活発なものに、より一層大規模なものにしていくためにはどうしなければならぬかという角度に立って判断をいたしまして、この際、自衛隊のきょうまで持っている能力、技術、そして自己完結的な応援体制ができるということ、そういったこと等もあわせて行うことができるようにし、自衛隊の能力を活用してこういった課題についてさらに貢献をしていくようにしたい、こう考えましたのが今回の法律を提案しておりますゆえんでございます。

○五島委員 終わります。

○林委員長 次回は、明二十六日木曜日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時一分散会

平成三年十月二日印刷

平成三年十月三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

P